三井住友海上きらめき生命

MS&AD INSURANCE GROUP

2011

三井住友海上きらめき生命の現状

Mitsui Sumitomo Kirameki Life Insurance Disclosure

本店ビル

会社概要　2011年3月31日現在

社　　名：	三井住友海上きらめき生命保険株式会社
英文名称：	Mitsui Sumitomo Kirameki Life Insurance Company,Limited
設　　立：	1996年（平成8年）8月8日
資 本 金：	355億円
従業員数：	1,420名
本社所在地：	東京都千代田区神田錦町3丁目11番1号
U R L：	http://www.ms-kirameki.com

＊本冊子は「保険業法第111条」に基づいて作成した資料です。

目　次

トップメッセージ …… 2

MS&ADインシュアランス グループについて

MS&ADインシュアランス グループについて …… 4
MS&ADインシュアランス グループの目指す姿 …… 4
MS&ADインシュアランス グループのコーポレートガバナンス体制 …… 6
MS&ADインシュアランス グループのCSR経営 …… 7
MS&ADニューフロンティア2013 …… 8
MS&ADインシュアランス グループの事業展開 …… 9

経営について

東日本大震災への対応について …… 10
代表的な経営指標 …… 12
三井住友海上きらめき生命　中期経営計画（2011年度～2013年度） …… 20
三井住友海上きらめき生命　行動憲章 …… 22
情報開示方針 …… 24
反社会的勢力に対する基本方針 …… 24
利益相反取引の管理について …… 25
コーポレートガバナンス体制 …… 26
内部統制システムに関する方針 …… 27
コンプライアンス（法令等遵守）の体制 …… 28
リスク管理の取り組み …… 29
監査体制 …… 32
個人情報の取り扱い …… 33
お客さま満足度向上に向けた取り組み …… 34
金融分野の裁判外紛争解決制度（金融ADR制度）について …… 41
当社の勧誘方針 …… 41
生命保険契約者保護機構について …… 42
あいおい生命保険株式会社との合併について …… 44
『次世代認定マーク（愛称：くるみん）』を取得 …… 45

商品・サービス体制

トピックス …… 46
最先端の医療をお伝えする活動 …… 49
ご契約時のご案内 …… 51
商品ラインアップ …… 55
ご契約後のサービス・情報提供 …… 59
保険金支払体制とお支払い状況 …… 62
代理店教育・研修 …… 66
FC社員について …… 67

社会活動

社会貢献活動 …… 68
環境問題への取り組み …… 70

会社データ

目次 …… 73
会社DATA …… 74
主な保険用語の説明 …… 135

Top Message

トップメッセージ

日頃より三井住友海上きらめき生命をお引き立ていただき、誠にありがとうございます。

はじめに、この度の東日本大震災で被災された皆さまに心よりお見舞い申し上げます。一日も早い復興をお祈り申し上げます。

当社では、震災発生直後から危機対策本部を設置し、お客さまからのお問い合わせに迅速にお応えする態勢を構築するとともに、岩手県、宮城県、福島県にお住まいのすべてのお客さまを対象に、ご無事を確認するなどの対応を行ってきております。また、保険金・給付金を迅速にお支払いするとともに、被災されたお客さまのご契約について、保険料お払込猶予期間の延長、保険金をご請求いただく際の手続きの簡素化などを実施してまいりました。

引き続き、お客さまに早く確実に保険金・給付金のお支払いができるよう、会社を挙げて取り組んでまいります。

さて、2010年度の決算の概況や直近の事業活動についてご紹介する、ディスクロージャー誌「三井住友海上きらめき生命の現状」を作成いたしました。当社についてのご理解の一助としてご高覧いただければ幸いです。

2010年度を振り返って

2010年度の日本経済を振り返りますと、長引くデフレの中、輸出や個人消費などに持ち直しの動きが見られたものの、期末には東日本大震災の影響もあり、先行きが見通しにくい状況にあります。

生命保険業界については、死亡保障を中心とする個人保険で保有契約高の減少が続く一方、医療保障や老後の生活保障ニーズの増加、販売チャネルの多様化など、事業環境の変化が続いています。

こうした経営環境の中、当社は新商品の発売などを通じたお客さまニーズへの対応や、多様化する販売チャネルへの注力などが功を奏し、個人保険および個人年金保険の2010年度末の保有契約件数は135万件と2009年度から約13%の伸びを示し、2010年度末の保有契約高は10兆円を超えました。

これもひとえに皆さまの永年にわたるご愛顧の賜物と心より厚く御礼申し上げます。

2010年度、当社は「『お客さま第一』での品質向上」、「最高品質の商品・サービスのご提供」、「高い成長力の実現」を戦略の基本に据えて諸課題に取り組んでまいりました。

「お客さま第一」での品質向上の取り組みとしては、お客さまのもとへ保険証券をより早くお届けするために、新システムの導入などによる「新契約事務プロセス改革」を開始し、事務の一層の迅速化を進めております。

商品・サービス面では、2010年12月に主力商品である収入保障保険、総合収入保障保険について、より多くのお客さまにご加入いただけるよう、保険料率を改定しました。また、2010年3月に発売した新商品「新医療保険α」「新ガン保険α」では保険業界初の脳卒中を重点保障する特約などを新設し、発売以来、多くのお客さまからご好評をいただいております。

さらに「新医療保険α」「新ガン保険α」の発売に合わせて、2010年4月より社団法人日本脳卒中協会との共同事業として脳卒中の予防啓発活動を全国各地で展開しております。従来から取り組んでいる先進医療のセミナーとあわせて、健康と医療について、お客さまの理解を深めていただくことに努めてまいります。

「高い成長力の実現」に向けた取り組みとしては、さらに地域に密着した営業網を構築し、営業体制を強化すべく、2010年4月に全国の営業組織を7営業部から14営業部に拡充するとともに、営業拠点を16ヵ所新設しました。全国のお客さまによりきめ細かく対応できる体制を整えるとともに、コンプライアンス推進態勢のさらなる強化に取り組みました。

2011年度の取り組み

2011年4月に「病気やケガに備えながら、大切な資産を守る」というコンセプトの下、新商品「一時払終身医療保険（低解約返戻金型）」を発売しました。同商品は、保険料を一括でお払込みいただくことにより一生涯の医療保障を備えることができるとともに、万一の時には大切な資産をご家族に残すことができる新しい医療保険です。

当社は、引き続きお客さまのご希望に沿った幅広い商品・サービスをご提供できるよう、努めてまいります。

2011年10月には、あいおい生命保険株式会社との合併を予定しております。

合併によるシナジー効果を最大限発揮し、持続的な成長を実現するため、合併新会社の基本戦略として、「企業価値向上を支える人財の育成」をベースに「商品・サービスの強化」「事業基盤の拡充」「品質の向上」を掲げております。既に2011年4月からこの基本戦略に則り、あいおい生命保険株式会社と共通の「中期経営計画（2011年度～ 2013年度）」を策定し、実行しております。

合併を飛躍的な発展の好機と捉え、高品質の商品・サービスをご提供してお客さまに安心と満足をお届けし続けるとともに、お客さま・社会からゆるぎない信頼を得られる企業を目指してまいります。

今後とも、引き続きご愛顧賜りますよう、よろしくお願い申し上げます。

2011年7月

三井住友海上きらめき生命保険株式会社取締役社長　佐々木 静

MS&ADインシュアランス グループについて

MS&ADインシュアランス グループは、三井住友海上グループ、あいおい損害保険株式会社、ニッセイ同和損害保険株式会社が2010年4月に経営統合し、MS&ADインシュアランス グループ ホールディングス株式会社(以下、「MS&ADホールディングス」)を持株会社として、発足しました。
MS&ADインシュアランス グループでは、グループシナジーを追求し、お客さまサービスの品質向上および収益力・成長力強化を図るため、関連事業会社の統合・再編を進めています。
2010年10月には、あいおいニッセイ同和損害保険株式会社が誕生し、2011年4月には、三井住友海上メットライフ生命保険株式会社がMS&ADホールディングスの完全子会社となり、三井住友海上プライマリー生命保険株式会社として、社名も新たにスタートしました。また、2011年10月には、三井住友海上きらめき生命保険株式会社とあいおい生命保険株式会社が合併し、三井住友海上あいおい生命保険株式会社が誕生する予定です。
今後も、スピード感を持って事業基盤および経営資源の強化・拡大を図ることにより、グローバルに事業展開する世界トップ水準の保険・金融グループを創造し、持続的な成長と企業価値の向上を目指します。

MS&ADホールディングスが入る
八重洲ファーストフィナンシャルビル

MS&ADインシュアランス グループの目指す姿

MS&ADインシュアランス グループの目指す企業グループ像を明確にするため、経営理念、経営ビジョン、行動指針を次のとおり定めています。

経営理念(ミッション)

グローバルな保険・金融サービス事業を通じて、安心と安全を提供し、活力ある社会の発展と地球の健やかな未来を支えます

経営ビジョン

持続的成長と企業価値向上を追い続ける世界トップ水準の保険・金融グループを創造します

行動指針(バリュー)

お客さま第一	CUSTOMER FOCUSED カスタマー・フォーカス	わたしたちは、常にお客さまの安心と満足のために、行動します
誠　実	INTEGRITY インテグリティ	わたしたちは、あらゆる場面で、あらゆる人に、誠実、親切、公平・公正に接します
チームワーク	TEAMWORK チームワーク	わたしたちは、お互いの個性と意見を尊重し、知識とアイデアを共有して、ともに成長します
革　新	INNOVATION イノベーション	わたしたちは、ステークホルダーの声に耳を傾け、絶えず自分の仕事を見直します
プロフェッショナリズム	PROFESSIONALISM プロフェッショナリズム	わたしたちは、自らを磨き続け、常に高い品質のサービスを提供します

グループの構成

MS&ADホールディングスは、直接出資する5つのグループ国内保険会社(三井住友海上、あいおいニッセイ同和損保、三井ダイレクト損保、三井住友海上きらめき生命、三井住友海上プライマリー生命)と5つの関連事業会社(インターリスク総研、MS&ADビジネスサポート、MS&ADスタッフサービス、MS&AD基礎研究所、MS&AD事務サービス)を有する上場持株会社です。

【グループ構成図】 (2011年7月1日現在)

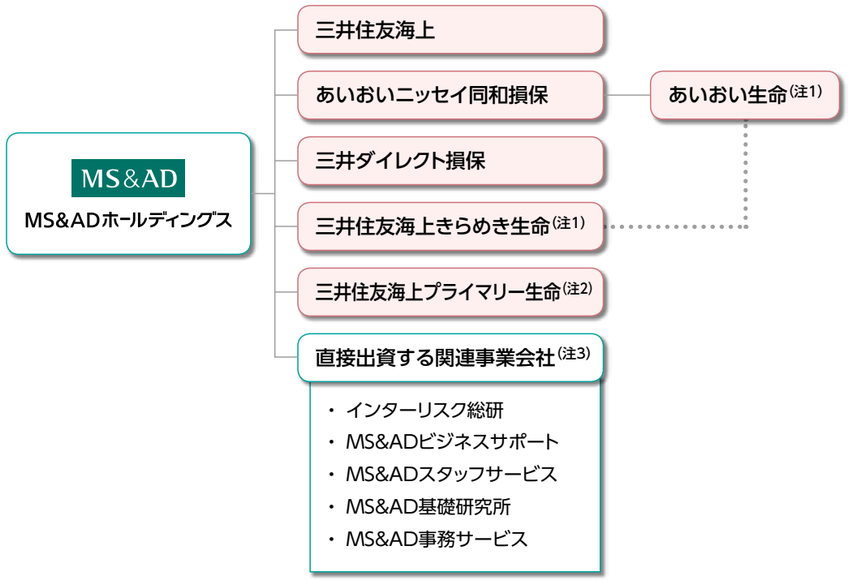

(注1) 三井住友海上きらめき生命とあいおい生命は、関係当局の認可等を前提として、2011年10月1日に合併し、三井住友海上あいおい生命となることを予定しています。
(注2) 三井住友海上プライマリー生命は、2011年4月の持株会社による完全子会社化に伴い、三井住友海上メットライフ生命が社名変更したものです。
(注3) 2011年10月には、三井住友海上システムズ、あいおい保険システムズ、NDIコンピューターサービス(システム部門)の3社が合併し、持株会社の子会社としてMS&ADシステムズとなることを予定しています。

MS&ADインシュアランス グループのコーポレートガバナンス体制

基本的な考え方

MS&ADホールディングスは、グループの事業を統括する持株会社として、「経営理念」のもと、経営資源の効率的な活用と適切なリスク管理を通じ、グループの長期的な安定と発展を実現するため、透明性と牽制機能を備えた経営体制を構築し、企業価値の向上に努めています。
持株会社と事業会社の機能は、以下のとおりです。

持株会社の機能

- ○グループ戦略策定・推進
- ○グループ全体のリスク管理
- ○資本政策
- ○統合推進
- ○シェアードサービス推進
- ○グループ会社の事業推進に対する支援
- ○グループ会社の経営管理

事業会社の機能

- ○所管する事業領域における戦略策定・業務執行
- ○個社としての経営管理

経営体制

MS&ADホールディングスは、監査役会設置会社として、取締役(会)および監査役(会)双方の機能の強化、積極的な情報開示等を通じ、ガバナンスの向上に取り組んでいます。
また、執行役員制度を導入し、経営意思決定および監督を担う「取締役(会)」と業務執行を担う「執行役員」の役割を明確化して、グループ経営管理の強化を図っています。加えて、経営から独立した社外人材の視点を取り入れて監視・監督機能を強化し、透明性の高い経営を行うため、取締役13名のうち4名、監査役5名のうち3名を社外から選任しています。また、取締役会の内部委員会として、「人事委員会」「報酬委員会」を設置し、委員の過半数および委員長を社外取締役としています。

グループ経営管理体制

MS&ADホールディングスは、直接出資するグループ国内保険会社(三井住友海上、あいおいニッセイ同和損保、三井ダイレクト損保、三井住友海上きらめき生命、三井住友海上プライマリー生命)並びに直接出資する関連事業会社(インターリスク総研など5社)との間で経営管理契約を締結し、適切な経営管理体制を構築しています。
グループ国内保険会社の事業に関する情報を直接かつ迅速に入手することは、グループ経営の円滑な運営に資すると考えることから、MS&ADホールディングスの社内取締役の多くは、グループ国内保険会社の取締役を兼務しています。また、MS&ADホールディングスのグループ経営会議には、議事に応じてグループ国内保険会社の役員も出席しています。

【体制図】

〈MS&ADインシュアランス グループ ホールディングス株式会社〉 (2011年6月29日現在)

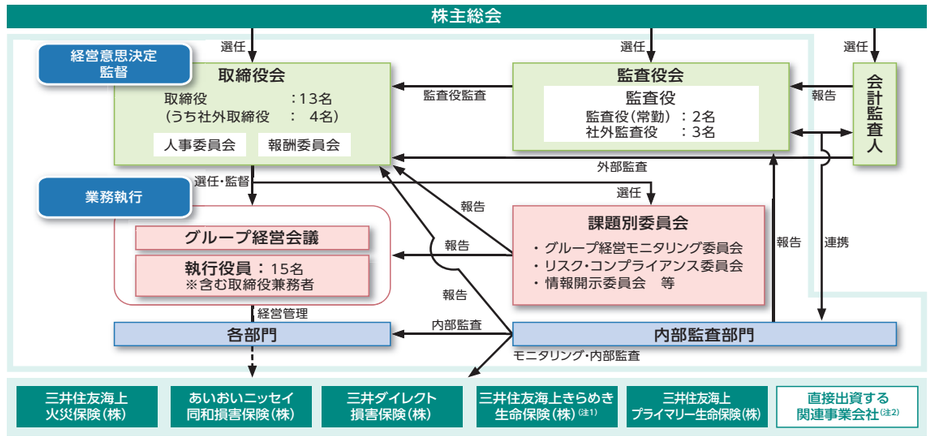

(注1)三井住友海上きらめき生命とあいおい生命は、関係当局の認可等を前提として、2011年10月に合併し、三井住友海上あいおい生命となることを予定しています。
(注2)関連事業会社は、インターリスク総研、MS&ADビジネスサポート、MS&ADスタッフサービス、MS&AD基礎研究所、MS&AD事務サービスの5社です。

MS&ADインシュアランス グループのCSR経営

CSR経営の考え方

MS&ADインシュアランス グループは、グローバルな保険・金融サービス事業を通じて、安心と安全を提供し、活力ある社会の発展と地球の健やかな未来を支えることを、グループの経営理念(ミッション)としています。
そして、「すべての事業活動は、私たちのミッション・ビジョンを実現するためのものである」との基本的な考え方に基づき、すべての事業活動を通して社会的責任を果たしていくことを、CSR経営と位置付けています。

取り組みの柱

CSR経営を進めていくため、MS&ADインシュアランス グループは、次の2つを柱に取り組んでいます。

■ 本業を通じた持続可能な社会づくり

グローバルな事業展開を行うMS&ADインシュアランス グループには、持続可能な社会づくりに向けた取り組みが求められています。地域社会・国際社会からのさまざまな期待・要請に応え、MS&ADインシュアランス グループの本業を通じて持続可能な社会づくりに取り組むとともに、取組状況をよりわかりやすく示すために、できる限り客観的な指標で発信していきます。

■ ミッション・ビジョン・バリューの共有

目に見えない保険・金融サービスにおいては、お客さまに接する社員や代理店の仕事が商品そのものです。「本業を通じた持続可能な社会づくり」を実現するため、社員一人ひとりが自身の仕事と社会とのつながりを絶えず考え、MS&ADインシュアランス グループの経営理念(ミッション)に照らして仕事をしていくことが、CSR経営の基本であると考えています。

MS&AD ニューフロンティア2013（MS&ADインシュアランス グループ　中期経営計画 2010年度～ 2013年度）

4つの基本戦略

品質向上を通じて、お客さまの信頼を獲得し、成長を実現する

お客さま第一を実践し、あらゆるお客さまに高品質の商品・サービスをお届けする。
成長により得られる収益を品質向上に投入することにより、好循環サイクルを確立し、持続的な成長を実現する。

グループの総合力を結集してグループシナジーを追求し、収益力を格段に強化する

グループシナジーを追求して経営効率化を図り、グループの収益力向上を実現する。
事務・システムの一本化、シェアードサービスの推進を含め、グループベストの観点からあらゆるオペレーションを見直し、スケールメリットを発揮する。

選択と集中による戦略的な資源配分を実施するとともに、健全な事業運営を行う

拡大した経営資源を重点領域・成長領域に投入し、資源の有効活用と成長力の強化を図る。
グループ各社が保険・金融事業に求められる健全な事業運営を行うとともに、持株会社を中心としたグループ・ガバナンス体制を確立し、グループ全体の健全性を確保する。

プロフェッショナルとしてチャレンジする企業文化を醸成し、社員・代理店とともに成長する

社員一人ひとりが、プロフェッショナルとしてチャレンジする企業文化を醸成する。
誇りと働きがいを実感し、社員・代理店がともに成長できる企業グループを実現する。

企業価値向上に向けた戦略構図

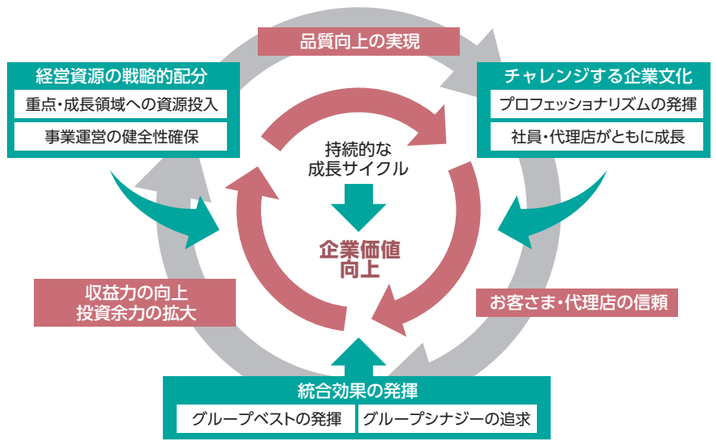

MS&ADインシュアランス グループの事業展開（2011年7月1日現在）

MS&ADインシュアランス グループでは、グループの総合力を結集して、グループシナジーを追求し、お客さま一人ひとりに応じた高品質の商品・サービスを提供します。

国内損害保険事業 ● 三井住友海上 ● あいおいニッセイ同和損保 ● 三井ダイレクト損保	三井住友海上とあいおいニッセイ同和損保は、ノウハウ・仕組みを活用して業務プロセスの品質を向上させ、多様な顧客基盤にふさわしい、魅力的な商品・サービスを開発し提供していきます。また、あらゆるお客さまのニーズに応えられるビジネスモデルの展開と、成長領域への集中的な資源投入により、販売力を強化していきます。加えて、事務・システムの統合や営業・損害サービス拠点の統合等により、事業費を大幅に削減し、経営効率の向上を実現していきます。 三井ダイレクト損保では、成長性の高い通販マーケットで収益性を確保しつつ、事業の拡大を図ります。
国内生命保険事業 ● 三井住友海上きらめき生命(注) ● あいおい生命(注) ● 三井住友海上プライマリー生命 (注) 2011年10月合併予定	三井住友海上きらめき生命とあいおい生命は、拡大した営業基盤を活用し、クロスセルを軸に、金融機関、生保代理店、直販チャネルを通じて、魅力的な商品・サービスをお客さまに提供し、成長を加速させていきます。 三井住友海上プライマリー生命は、個人年金分野において、お客さまのニーズに応じた商品提供と販売力の強化により、リーディングカンパニーとしての地位を確立していきます。
海外事業	アジアでは、トップクラスの事業基盤や優位性を活用し、積極的に事業展開していきます。 欧州では、地域的拡大とサービス体制の充実を図ることで収益を追求し、米州では、堅実な収益の確保を図っていきます。 新規事業投資では、選択と集中により戦略的地域や分野へ積極投資を行います。 また、海外再保険においては、ビジネスの拡大を図っていきます。
金融サービス事業	商品力・販売力の強化によるアセットマネジメント事業の拡大や、金融保証事業の再構築、401K事業を積極推進し、またART事業、個人融資関連事業、ベンチャーキャピタル事業など、金融に関する多様なソリューションサービスを展開していきます。
リスク関連サービス事業	リスクマネジメント事業、介護事業、資産評価鑑定事業、アシスタンス事業など、お客さまのリスク・ソリューションに資する保険以外のサービスを提供していきます。 また、環境変化のトレンドを踏まえ、新規ビジネスの発掘を推進していきます。

【目標事業ポートフォリオ】

	2013年度（目標）
グループ利益指標(注1)	1,500億円
国内損保	1,000億円（67%）
国内生保	150億円（10%）
海外	300億円（20%）
金融サービス/リスク関連サービス	50億円（3%）

※（　）内は構成比
(注1) グループ利益指標
グループコア利益＝連結当期利益－株式キャピタル損益（売却損益等）－クレジットデリバティブ評価損益－その他特殊要因＋非連結グループ会社持分利益

【目標数値】

	2013年度（目標）
連結正味収入保険料	2兆7,000億円
生保 保有契約 年換算保険料(注2)	3,300億円
グループROE (注3)	7%

(注2) 三井住友海上きらめき生命とあいおい生命の合算値（除く団体保険）
(注3) グループROE＝グループコア利益÷期初・期末平均連結純資産（除く少数株主持分）

東日本大震災への対応について

2011年3月11日の東日本大震災によりお亡くなりになられた方々のご冥福をお祈り申し上げます。被害を受けられた皆さまには心よりお見舞い申し上げるとともに、1日も早い復興をお祈り申し上げます。
当社では、地震発生当日に危機対策本部を設置し、各種対応を決定、実行しています。

お客さまへのご案内

当社代理店・社員によるお客さまへのご連絡とともに、代理店が被災等の事情で活動できない場合は当社からお客さまの連絡先にお電話をおかけする“ほっとコール”により、お客さまのご無事を確認する対応を行いました。お電話でのご連絡がとれないお客さまには、お見舞い状を郵送する対応も行い、可能な限り早期に漏れのない保険金のお支払いに努めています。
また、今回の震災で被害を受けられた方へのお見舞いとともに、ご相談の窓口であるフリーダイヤルをご案内するため、被災地域を中心に新聞広告、ラジオ広告を実施しました。
今後もお客さまに安心いただける保険金の迅速なお支払いのため、引き続き全力を尽くしてまいります。

被害を受けられたお客さまのご契約について

契約者保護の観点から以下の取り扱いを実施します。

(1) 保険料払込猶予期間の延長、保険金支払い・契約者貸付の簡易迅速な取り扱い

	項　目	内　容
①	保険料払込猶予期間の延長	被害を受けられたことにより保険料のお払い込みが困難な場合、保険料のお払い込みについて猶予する期間を災害発生月から最長9ヵ月(2011年12月末日まで)延長します。(注)
②	保険金支払いの簡易迅速な取り扱い	必要書類を一部省略する等により、簡易迅速な取り扱いをします。
③	契約者貸付の簡易迅速な取り扱い	

(注)【猶予した保険料の払込期日に関する特別取り扱いについて】
猶予した保険料につきましては、2011年12月末までにお払い込みいただく必要がございますが、保険料のお払い込みが困難な場合は、2012年1月より継続して保険料をお払い込みいただくことにより、2012年10月末まで払い込み期間を延長する取り扱いも併せて実施します。

(2) 保険金・給付金のお支払い等について

	項　目	内　容
①	普通死亡保障	地震はお支払い対象外の事由としていません。死亡保険金を全額お支払いします。
②	医療保険、災害割増特約、傷害特約、災害入院特約、疾病入院特約、通院特約	約款上に、地震等による場合は災害死亡保険金・災害入院給付金等を削減したり、支払わないことがあると規定しています。 今回の地震についてはこれを適用せず、災害死亡保険金等を全額お支払いします。
③	保険料の払込免除	約款上に、地震等による場合は保険料の払込を免除しないことがあると規定しています。 今回の地震についてはこれを適用せず、被保険者さまが約款に定められた身体障害の状態に該当した場合は、保険料のお払い込みを免除します。

(3) 新規の契約者貸付への特別金利の適用(利息の減免)について

対象のご契約者	災害救助法適用地域*で被災されたご契約者
金利	年1.5% (現在は2.0～3.75%　保険種類・ご契約日により異なります)
貸付金額の上限	一契約あたり、原則100万円まで(ただし、解約返戻金一定割合以内)
上記金利適用期間	2011年12月31日まで
受付期間	2011年6月30日まで

*東京都を除く。

(4) 契約の失効に関して

災害救助法適用地域*で保険料をお払い込み中のご契約については、払込猶予期間延長のお申し出がない場合でも自動的に猶予期間を最長6ヵ月(2011年9月末日まで)延長し、ご契約を有効に継続します。なお、払込猶予期間経過後も契約の継続を希望される場合は、猶予期間に応じて別途保険料をお支払いいただく必要があります。
*東京都およびその他の一部地域を除く。

(5) 入院給付金のご請求のお取り扱いについて

①東日本大震災によりケガをされ入院が必要となったものの、病院、被災地等の事情により一定期間経過後に入院された場合、お申し出または医師の証明書等のご提出によりケガをした日から入院されたものとして、入院給付金をお支払いします。
②入院の開始時期および理由に関わらず、東日本大震災を原因とする病院の事情により入院が開始できず、または退院を余儀なくされ、自宅・避難所等で医師の治療を受けられた場合は、本来必要な入院期間について医師の証明書等のご提出により当該期間入院をされたものとして、入院給付金をお支払いします。

その他の取り組み

(1)当社は、MS&ADインシュアランス グループの取り組みとして行った被災地・被災者の方々への支援のための義援金の募集活動に参加しました。グループでは、被災者の方々を直接支援できることに重点を置きながら、被災地復興の長期的視野にたった支援や未来を担う子供の支援にも役立てていただける寄贈先などに、グループ社員からの義援金と会社拠出分を合わせて総額1億5,000万円を寄贈しています。
(2)当社は、東日本大震災による電力供給不足への対応として、昨年夏期の使用電力ピーク時に対し削減率15%の使用電力削減の取り組みを実施しています。
具体的には執務室照明50%の消灯、空調設定温度28℃、エレベーター利用制限などに取り組んでいます。
また、これに併せクールビズの一層の推進、最終消灯の時刻を18時とするなどの「エコサマー運動」にも取り組んでいます。

代表的な経営指標

代表的な経営指標について、2010年度の状況は以下のとおりです。

お客さまの数(保有契約件数)

お客さまの数 **135.2** 万件(個人保険・個人年金保険)

当社の2010年度末の保有契約件数(個人保険・個人年金保険)は、2009年度末の119.9万件から12.7%増加し、135.2万件になりました。

【お客さまの数の推移】

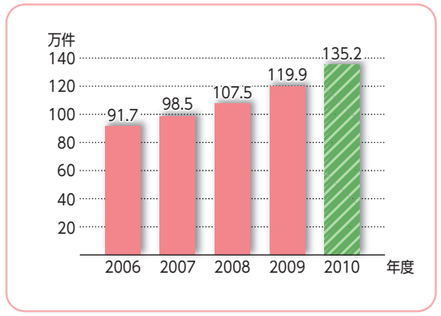

保有契約高

保有契約高 **10**兆**1,381** 億円(個人保険・個人年金保険)

「保有契約高」とは、個々のお客さまに対して生命保険会社が保障する金額の総合計額であり、生命保険会社の規模を表す指標の一つです。(たとえば個人保険では、死亡時の支払金額等の総合計額を表します。)
当社の2010年度末の保有契約高(個人保険・個人年金保険)は、2009年度末の9兆4,447億円に比べ、7.3%増加し、10兆1,381億円となりました。
団体保険を含む保有契約高は、12兆5,825億円となりました。

【保有契約高の推移】

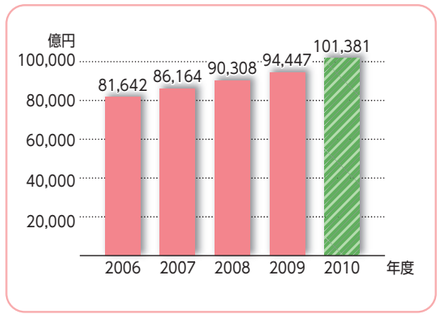

保有契約年換算保険料

保有契約年換算保険料 **2,024** 億円(個人保険・個人年金保険)

当社の2010年度末の保有契約年換算保険料は、2009年度末の1,945億円から4.0%増加し、2,024億円になりました。

【保有契約年換算保険料の推移】

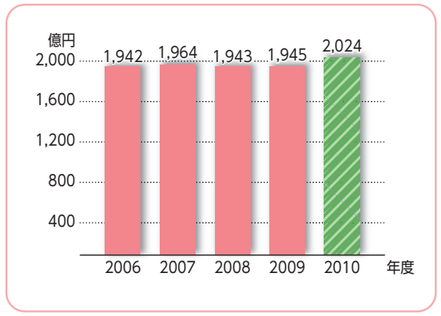

基礎利益と経常利益

基礎利益 **△23** 億円

(標準責任準備金の一括積立影響を除く基礎利益 **87** 億円)

「基礎利益」とは、1年間の保険本業の収益力を示す指標の一つで、一般事業会社の「営業利益」や、銀行の「業務純益」に近いものです。
保険本業とは、お客さまからいただいた保険料や資産運用による収益から、保険金・年金・給付金等をお支払いしたり、将来の支払いに備えるために責任準備金を積み立て、運用することなどをいいます。

経常利益(損失)		基礎利益		キャピタル損益		臨時損益
△32億円	=	△23億円	+	△1億円	+	△7億円

当社は2010年度、基礎利益が△23億円の赤字となりましたが、これは財務基盤強化に向けた標準責任準備金の一括積み立て(111億円)を行ったことによるもので、これがなかった場合の基礎利益は87億円の黒字を確保しております。
なお「基礎利益」に、有価証券売却損益などの「キャピタル損益」と、危険準備金などの「臨時損益」を加減したものが「経常利益」となります。
(詳細については、101ページに掲載しています「V.10.経常利益等の明細(基礎利益)」をご参照ください。)

実質当期純利益

実質当期純利益 **18** 億円

当社は当年度、保険業法上の標準責任準備金積立を達成するため、111億円の一括積み立てを行いました。
当期純利益は△53億円(当期純損失)となっていますが、この積み立てがなかった場合の実質当期純利益は18億円となります。

資本金

資本金 **355** 億円

当社は、MS&ADインシュアランス グループ ホールディングス株式会社が100%出資する子会社であり、2010年度末の資本金の額は、355億円です。

総資産

総資産 **1** 兆 **2,424** 億円

2009年度末の1兆1,483億円から8.2%増加しました。

有価証券残高

有価証券残高 **1** 兆 **1,637** 億円

総資産に占める有価証券残高の比率は93.7%です。有価証券残高のうち97.3%にあたる1兆1,327億円を国債・地方債・社債で運用しています。(120ページに「VI.4. (1)①ロ.当社の運用方針」、127ページに「VI.4. (12)有価証券明細表」をそれぞれ掲載していますので、ご参照ください。)

貸付金残高

貸付金残高 **317** 億円

総資産に占める貸付金残高の比率は2.6%であり、またいわゆる不良債権に該当するものはありません。すべて保険約款貸付であり、一般的な融資によるものではありません。(97ページに「V.5.債務者区分による債権の状況」、「V.6.リスク管理債権の状況」を掲載していますので、ご参照ください。)

責任準備金残高

責任準備金残高 **1** 兆 **1,621** 億円

「責任準備金」は、生命保険会社が将来の保険金などの支払いを着実に行うため、お客さまからお支払いいただいた保険料や運用収益などを財源として積み立てる準備金のことです。当社は当年度、保険業法上の標準責任準備金を達成しました。

当社の格付け(2011年7月1日現在)

AA− スタンダード&プアーズ(S&P)
保険財務力格付け

AA 格付投資情報センター (R&I)
保険金支払能力格付け

逆ざやの状況

「逆ざや」状態ではありません。

生命保険会社は、お客さまにお支払いいただく保険料を計算するにあたって、あらかじめ資産運用による一定の運用収益を見込み、その分保険料を割り引いて計算しています。この割引率を「予定利率」といいます。そのため、保険会社は、毎年割り引いた分に相当する金額(予定利息)を運用収益などで確保する必要があります。
この予定利息分を運用収益などで確保できている状態を「順ざや」状態、一方、確保できていない状態を「逆ざや」状態といいます。
当社は2007年度まで「逆ざや」状態でしたが、2008年度以降は「順ざや」状態に転じ、2010年度も「順ざや」状態でした。
逆ざや額は次の方法で算出し、マイナスの場合が「逆ざや」状態となります。

逆ざや額 ＝ (基礎利益上の運用収支等の利回り*1 − 平均予定利率*2) × 一般勘定責任準備金*3

*1 「基礎利益上の運用収支等の利回り」とは、基礎利益に含まれる一般勘定の運用収支から契約者配当金積立利息繰入額を控除したものの、一般勘定責任準備金に対する利回りのことです。なお、当社には一般勘定以外の勘定はないため、一般勘定は会社の合計に一致します。
*2 平均予定利率とは、予定利息の一般勘定責任準備金に対する利回りのことです。
*3 一般勘定責任準備金は、危険準備金を除いた責任準備金について、以下の方式で算出します。

$$(\text{年始責任準備金}+\text{年末責任準備金}-\text{予定利息})\times\frac{1}{2}$$

ソルベンシー・マージン比率

ソルベンシー・マージン比率 **2,127.0%**

（新基準によるソルベンシー・マージン比率　1,276.8%）

「ソルベンシー・マージン比率」とは、経営の健全性を判断するための指標の一つで、大災害や株の大暴落といった通常の予測を超えて発生するリスクに対応できる「支払余力」がどれだけあるかを表したものです。
当社は現行基準において、またより厳格化した新基準においても、高水準のソルベンシー・マージン比率を維持しています。
（97ページに「V.8.保険金等の支払能力の充実の状況（ソルベンシー・マージン比率）」、98ページに「参考：保険金等の支払能力の充実の状況（新基準によるソルベンシー・マージン比率）」を掲載していますので、ご参照ください。）

$$\text{ソルベンシー・マージン比率} = \frac{\text{ソルベンシー・マージン総額}}{1/2 \times \text{リスクの合計額}} \times 100$$

（単位：百万円）

項　目	2009年度	2010年度	
		現行基準	新基準
ソルベンシー・マージン総額（A）	124,409	133,423	125,594
リスクの合計額（B）	11,682	12,545	19,673
ソルベンシー・マージン比率　$\frac{(A)}{(1/2) \times (B)} \times 100$	2,129.7%	2,127.0%	1,276.8%

2010年度末エンベディッド・バリュー

(1) エンベディッド・バリューとは

エンベディッド・バリュー（Embedded Value：以下「EV」という）は、評価時点の純資産価値に保有契約が将来生み出す利益の現在価値（保有契約価値）を加えることにより計算されます。
現行の法定会計には、販売時に集中的にコストが発生し、後年になって利益が実現する等、業績の評価には使用しづらい面がありますが、EVは保有契約が生み出す将来の利益を現時点で評価しており、法定会計を補完し、業績や企業価値を評価するための有用な指標と言えます。

(2) 2010年度末EV

（単位：億円）

	2008年度末		2009年度末		2010年度末	
		増加額		増加額		増加額
EV	**1,886**	**133**	**1,999**	**113**	**2,089**	**89**
純資産価値（注1）	564	4	570	5	521	△48
保有契約価値（注2）	1,321	128	1,429	108	1,567	138
うち新契約価値（注3）	58	4	50	△7	50	△0

（注1）「純資産価値」＝ 貸借対照表の純資産の部（除くその他有価証券評価差額金）
＋ 負債中の内部留保（価格変動準備金、危険準備金、いずれも税引後）
＋ 一般貸倒引当金（税引後）−退職給付の未積立債務（同）
＋ 保有契約価値計算に含まれない有価証券に係る評価差額金（同）
（注2）「保有契約価値」は、保有契約から生じる将来の税引後当期純利益を割引率により割り引いた現在価値です。ただし、この税引後当期純利益からは一定のソルベンシー・マージン比率を維持するために必要な内部留保額を控除しており、配当可能な株主利益の現在価値を計算しています。
（注3）「新契約価値」は、EV総額のうち当年度に獲得した新契約分の数値を表しています。

(3) 主要な前提条件

保有契約価値の計算では、各種前提条件を設定しております。
主要な前提条件は以下のとおりです。なお、当社は2011年10月に、あいおい生命保険株式会社との合併を予定しておりますが、今回のEV計算に際して、合併に伴う影響は将来予測計算に反映しておりません。

前提条件	2009年度末	2010年度末
保険事故発生率	直近3年の支払実績および業界統計データより設定	同左
解約・失効率	直近3年の解約実績および業界統計データより設定	同左
経費	直近年度の経費実績に基づき設定	同左
資産運用利回り	新規資金を主に10年、15年、20年および30年国債に投資する。 新規投資利回り（直近年度の金利水準の平均を用いて設定） 10年国債　1.39% 15年国債　1.87% 20年国債　2.12% 30年国債　2.26% 主な年度の運用利回り 2011年度　1.89% 2015年度　1.95% 2020年度　1.98% 2025年度　1.98%	新規資金を主に10年、15年、20年および30年国債に投資する。 新規投資利回り（直近年度末の金利水準を用いて設定） 10年国債　1.23% 15年国債　1.79% 20年国債　2.06% 30年国債　2.19% 主な年度の運用利回り 2011年度　1.84% 2015年度　1.87% 2020年度　1.88% 2025年度　1.88%
実効税率	直近の実績（36.15%）	同左
ソルベンシー・マージン比率	800%を維持する	同左
割引率	7%	同左

(4)前年度末からの変動要因

2009年度末1,999億円から2010年度末2,089億円とEVは89億円増加いたしました。これは2010年度に獲得した新契約やその他の要因によるものです。増加額を要因別に示すと次のとおりです。

(単位:億円)

2009年度末EV	1,999
①新契約価値	50
②2009年度末EVからの期待収益(注1)	104
③前提条件と2010年度実績の差異(注2)	△30
④金利変動等の影響(注3)	△32
⑤その他の前提条件変更の影響 (注4)	△2
2010年度EV増減額 (①～⑤の合計)	89
2010年度末EV	2,089

(注1) EVは割引率を使用して計算しているため、計算時点が1年進むことによって発生するEVの増加額です。
(注2) 2009年度末で設定した前提条件と2010年度実績との差異によるEVの増減額です。
(注3) 市中金利の変動に伴い資産運用利回りの前提条件を変更したこと等によるEVの増減額です。
(注4) 保険事故発生率、解約・失効率、経費等の前提条件を変更したことによるEVの増減額です。

(5)前提条件を変更した場合の影響(感応度)

(単位:億円)

前提条件の変更	EVへの影響	EV額
保険事故発生率を1.1倍にする	△108	1,980
解約・失効率を1.1倍にする	△23	2,066
経費(契約維持に係わる分)を1.1倍にする	△47	2,041
新規投資利回りが0.25%上昇した場合	82	2,171
新規投資利回りが0.25%下落した場合	△83	2,006
ソルベンシー・マージン比率を+100%(900%に変更)	△0	2,089
ソルベンシー・マージン比率を−100%(700%に変更)	0	2,089
割引率を+1% (8%に変更)	△116	1,972
割引率を−1% (6%に変更)	136	2,226

(6)ご使用にあたっての注意事項

EVの計算においては、リスクと不確実性を伴う将来の見通しを含んだ前提条件を使用するため、将来の実績がEVの計算に使用した前提条件と大きく異なる可能性があります。また、EVは生命保険会社の企業価値を評価する唯一の指標ではなく、実際の市場価値は、投資家が様々な情報に基づいて下した判断により決定されるため、EVから著しく乖離することがあります。EVの使用にあたっては、こうした特性に留意し、充分な注意を払っていただく必要があります。

(7)独立した第三者機関による妥当性の検証

当社は、専門的知識を有する第三者機関(アクチュアリー・ファーム)に、EVの計算方法、前提条件の設定、計算結果の妥当性の検証を依頼し、意見書を得ております。
意見書については、当社ホームページ(http://www.ms-kirameki.com/)掲載のニュースリリースをご覧ください。

直近5事業年度の推移

(単位:億円)

項　目		2006年度	2007年度	2008年度	2009年度	2010年度
保有契約件数		91.7万件	98.5万件	107.5万件	119.9万件	135.2万件
保有契約高		81,642	86,164	90,308	94,447	101,381
保有契約年換算保険料		1,942	1,964	1,943	1,945	2,024
経常利益又は経常損失(△)		30	26	23	27	△32
基礎利益		39	32	22	32	△23
実質当期純利益		69	43	24	28	18
資本金		355	355	355	355	355
総資産		8,923	9,997	10,751	11,483	12,424
有価証券残高		8,381	9,446	10,137	10,830	11,637
貸付金残高		220	245	287	308	317
責任準備金残高		8,215	9,225	9,981	10,683	11,621
格付け	スタンダード&プアーズ(S&P)	AA	AA	AA	AA−	AA−
	格付投資情報センター (R&I)	AA	AA	AA	AA	AA
逆ざや額		13	5	−	−	−
ソルベンシー・マージン比率		1,900.2%	2,124.0%	2,069.1%	2,129.7%	2,127.0%
(新基準)		−	−	−	−	(1,276.8%)
エンベディッド・バリュー (EV)		1,594	1,752	1,886	1,999	2,089

(注1)保有契約件数、保有契約高、保有契約年換算保険料は、個人保険と個人年金保険の合計。
(注2)格付けは各年度末時点。スタンダード&プアーズは保険財務力格付け、格付投資情報センターは保険金支払能力格付け。

三井住友海上きらめき生命　中期経営計画（2011年度～2013年度）

【目指す企業像】

Ⅰ. お客さまに安心と満足をお届けし、お客さま・社会から信頼される企業を目指します
Ⅱ. グループにおける国内生保事業の中核会社として、持続的に発展する企業を目指します
Ⅲ. 損保系生保の最も優れたビジネスモデルを実現し、代理店とともに最高品質の商品・サービスを提供します
Ⅳ. 社員一人ひとりが夢と誇りを持ち、働きがいと活力あふれる企業を目指します

合併によるシナジー効果を最大限発揮し、持続的な成長と収益力の向上を実現

商品・サービスの強化

お客さまニーズに応える業界トップ水準の高品質な商品・サービスの提供

- ●販売環境やお客さまニーズの変化を的確に捉えた独自性のある商品ラインアップの実現
- ●お客さまとの長期的な関係構築につながるサービスの向上とタイムリーな情報提供
- ●企業イメージの浸透・向上に向けた商品ブランドの確立

持続的な成長

品質の向上

お客さま・社会から信頼される業界トップ水準の品質の追求

- ●お客さまの声を経営の原点とし、様々な「声」を経営に活かす態勢、取組みの強化
- ●社員・代理店一体でお客さまに最適な保障とサポートを提供するための充実した教育態勢の確立
- ●先進的事務システムの構築、代理店システムの機能拡充等による効率的でわかりやすい事務フローの確立
- ●安定的・高品質かつ効率的なシステムインフラの整備・強化

健全な生命保険事業運営

【ガバナンス】
- ●適切かつ迅速な経営の意思決定と業務執行を支え、かつ透明性の高いガバナンス態勢の確立

【リスク管理・コンプライアンス】
- ●統合リスク管理態勢の確立
- ●自己改善し続けるコンプライアンス推進態勢の確立

【CSR】
- ●生命保険会社にふさわしいCSRの推進

収益力の向上

事業基盤の拡充

販売基盤の拡充による業界トップ水準の成長力の追求

- ●合併で強化される組織・要員・インフラを活かした効率的かつ販売拡大に資する営業体制の構築
- ●グループ内連携の強化の下、クロスセルの一層の拡大と成長チャネルへの取組みの積極推進
  - ○国内損保事業における最大の営業基盤を活用したクロスセルの一層の拡大
  - ○成長チャネルを中心とした販売網の拡充・強化
  - ○新クロスセル（提携等を通じた損保顧客開拓）の積極推進
- ●契約継続を一層重視した評価制度・仕組みの構築
- ●収益バランスの取れた商品ポートフォリオに基づく販売推進

財務基盤の強化

- ●自己資本の充実と高いソルベンシー・マージン比率の維持
- ●運用手法の高度化による運用収益の持続的拡大の追求
- ●事業費管理の徹底と事業環境の変化を見据えた収支管理手法の高度化

企業価値向上を支える人財の育成

人財の戦略的配置

- ●プロフェッショナル人財の育成につながる役割イノベーション（役割の見直し等）の推進と要員の戦略的配置

自己成長を実現する企業風土

- ●「社員一人ひとりの能力発揮」を支える人事制度・運営の確立
- ●社員自らのチャレンジと成長・スキルアップを支える人財育成プログラムの構築

三井住友海上きらめき生命　行動憲章

当社は、MS&ADインシュアランス グループの「行動指針」の具体的活動を示すものとして「三井住友海上きらめき生命 行動憲章」を定め、役員・社員は常にこれを念頭において業務を遂行しています。

わたしたちは、保険・金融サービス事業の公共性を原点として、
- 社会の不安とリスクに対して、最善の解決策を提供することを使命とし、
- 公平、公正で倫理的に正しい行動を最優先し、
- 常に十分なコミュニケーションを心掛けて、広く情報の開示を行い、

社会の誰からも信頼され、全ての社員が誇りに思える会社を目指します。
わたしたちは、企業の社会的責任として、次の七つの責任を果たします。

お客さまへの責任

「お客さまの安心と満足」を活動の原点におき、最高品質の商品・サービスを提供します。

① 一人ひとりが会社の代表であるとの自覚を持ち、お客さまに感謝の念をもって接します。公正かつ透明な競争を行い、全てのお客さまに公平に接します。
② お客さまニーズの正しい把握と最適な商品・サービスの提供に努めます。
保険契約の内容や重要事項について、正確で分かりやすい説明を行います。
③ 保険金・給付金の請求の申出・相談を受けたときは、全ての関係者への配慮を忘れることなく、適正、迅速かつ丁寧な対応を行います。
④ 業務上入手したお客さま情報は、厳重に管理し、許された目的、用途以外には使用しません。
⑤ 万一、お客さまにご迷惑がかかる事態が発生したときは、真摯かつ迅速に対応して早期解決を図ると共に、そこから得られた経験を再発防止に活用します。

株主への責任

企業価値の向上と適正な利益還元を通じて、株主の期待に応えます。

① 透明性と牽制機能を備えた経営体制を構築し、経営資源の効率的な活用と適切なリスク管理を通じて、持続的な業績の向上を目指します。
② インサイダー取引(重要な未公開情報を知りながら株券等の取引を行うこと)の疑いのある行為には一切関与しません。

代理店への責任

「重要なビジネスパートナー」である代理店と協力してお互いの繁栄を目指します。

① コンプライアンスの徹底、説明責任の適切な履行とお客さま情報の管理に細心の注意を払いつつ、「お客さまの安心と満足」の絶えまない向上に向けて、協力して取り組みます。
② 円滑なコミュニケーションを保ち、一緒に考え、行動します。
③ 公正かつ健全な関係を維持し、お互いの自主自立と共存共栄を目指します。

取引先(委託先、購入先等)への責任

取引先(委託先、購入先等)との健全な関係を保ち、共に社会的責任を果たします。

① 取引先(委託先、購入先等)に対しては、常に誠意をもって対応します。
② 取引上の地位を利用して不公正な取引を求めることは行いません。
③ 取引先(委託先、購入先等)が社会的責任を果たすよう協力・支援すると共に、それに向けた相手の努力を評価します。

社員への責任

会社を支える社員が、働きやすく、やりがいを感じられる職場を実現します。

① 社員の人権、個性、チャレンジ精神を尊重し、公平、公正な人事を行います。
社員の能力開発を重視し、自己実現の機会を提供します。
② 自由に意見が言える風通しの良い職場、安全、清潔で業務上災害のない職場を提供します。
社員と家族のゆとりある生活の実現に向けて取り組みます。
③ 差別、セクシュアルハラスメント、パワーハラスメントの発生防止に努めます。
万一、問題が発生したときは、迅速に調査し、被害者の救済と再発防止に向けた措置を講じます。

地域社会・国際社会への責任

地域社会・国際社会との良好な関係を築き、その一員として相互発展を目指します。

① それぞれの国・地域の文化、慣習、歴史を尊重します。
相互理解の促進によって友好関係を築き、各国・各地域の発展に貢献します。
② 各種ボランティア活動やその他の社会貢献活動を積極的に推進します。
③ 学術研究、教育、文化芸術、スポーツ振興等の活動を継続的に支援します。

環境への責任

未来に向けて、地球環境の保全と改善に取り組みます。

① 地球環境問題解決に寄与する商品・サービスの開発・提供に努めます。
② 省エネルギー・省資源、廃棄物削減・リサイクル活動を推進し、事業活動に伴う環境負荷の軽減に努めます。
③ MS&ADインシュアランス グループ環境基本方針に沿って、継続的な取組みを推進します。

わたしたちの行動

わたしたちは、次のとおり行動します。

【行動の基本】
持続的な発展のためには、公平、公正な事業運営が不可欠であることを認識し、あらゆる局面において、倫理的に正しい行為を優先します。
人種、国籍、性別、年齢、職業、地位、信条、障害の有無等による差別は行いません。
情報開示を大切にして、前記七つの責任を果たし、社会から信頼される関係づくりに努めます。

【日常活動において心がけること】
自らの良心に恥ずべき行為は行いません。
相手が満足しない場合には、まず自分に問題がないかを考えます。
目標に日付を入れ、スピーディーに行動します。
ゆとり創造に向けて、自分の時間を管理し、相手の時間への配慮も忘れません。
改革、革新を求める姿勢を大切にし、新たな課題に挑戦します。
良いところを学ぶ気風を大切にし、次の世代を担う社員を大事に育てます。

【コミュニケーションの重視】
笑顔を忘れず、心のこもった挨拶、応対を行います。
簡潔、明快で分かりやすい言葉・文章を使用します。
会社方針を全員で理解し、情報を共有します。
マイナス情報は優先的に報告します。
チームワークを大切にし、会社や部門の目標達成に向けて全員参加で取り組みます。

【コンプライアンスの徹底】
関連する全ての法令、ルールを遵守します。
法令、ルールに違反する行為、非倫理的な行為を見つけたときは、勇気をもって指摘し、協力して、そのような行為を是正します。
会社の利益を害する取引や個人的な利益を目的とした取引は行いません。
反社会的勢力・団体には毅然とした姿勢で臨み、不当、不正な要求には応じません。

【迷ったときの判断基準】
自分の取るべき行動について迷ったときは、次の基準に照らして判断します。

法令、ルールに違反していないか。
非倫理的ではないか。
十分な情報に基づき、相当の注意を払った上での判断か。
全ての関係者の立場を十分考慮した上での判断か。
家族に、友人に、胸を張って説明できるか。
MS&ADインシュアランス グループの信頼・ブランドを損なわないか。
MS&ADインシュアランス グループの持続的な発展への障害とならないか。

情報開示方針

当社では、対外的な情報開示の方針を定めた「情報開示方針（ディスクロージャー・ポリシー）」を策定しています。内容は、以下のとおりです。

ディスクロージャー・ポリシー

三井住友海上きらめき生命保険株式会社は、MS&ADインシュアランス グループ ディスクロージャー基本方針に則り、当社の重要情報を正確、迅速かつ公平に伝えることを目的とし、以下のとおり情報開示を行っていきます。

1. 情報開示方針の基本姿勢
当社は、お客さまをはじめとする皆さまが、当社の実態を認識・判断できるように情報開示を行っていきます。

2. 情報開示の基準
当社は、お客さまの契約判断等に資する有用情報として以下の項目について開示していきます。
<情報開示に関する主な項目>
経営関連、商品・サービス、資産運用、資産・負債関連、リスク管理関連、業績関連、再保険、システム、社会貢献、環境取り組み

3. 情報開示の方法
当社からの情報開示は、ディスクロージャー誌、ニュースリリース、インターネットホームページなどを通じ、お客さまをはじめとする皆さまに情報が伝達されるよう配慮を行っていきます。

反社会的勢力に対する基本方針

当社は、反社会的勢力による不当・不正な要求に対して毅然と対応しています。全社を挙げて反社会的勢力との関係を遮断することに努め、公共の信頼を維持し、適切かつ健全な業務の遂行を確保していきます。

三井住友海上きらめき生命　反社会的勢力に対する方針（2008年5月制定）

1. 三井住友海上きらめき生命保険株式会社は、市民社会の秩序や安全に脅威を与える反社会的勢力に対して毅然とした姿勢で臨み、不当・不正な要求を断固拒絶するとともに、反社会的勢力との関係を遮断することに努め、公共の信頼を維持し、適切かつ健全な業務の遂行を確保します。

2. 反社会的勢力による不当要求等に備えて組織体制を整備するとともに、警察・暴力追放運動推進センター・弁護士等の外部専門機関と緊密な連携関係を構築します。

3. 反社会的勢力による不当要求等がなされた場合には、役職員の安全を最優先に確保するとともに、担当者や担当部署に任せることなく組織的な対応を行います。
また、いかなる形態であっても反社会的勢力に対する資金提供や事実を隠蔽するための取引は行わず、民事と刑事両面から法的対応を行います。

以　上

利益相反取引の管理について

当社は、保険業法に基づき、2009年6月に「利益相反管理方針」を策定しました。
役職員一同がこれを遵守することによって、お客さまの利益が不当に害されることのないよう、利益相反取引の管理に努めています。

利益相反管理方針

当社は、以下の方針に基づき、当社またはMS&ADインシュアランス グループの金融機関（以下「当社等」といいます。）が行う取引に伴い、お客さまの利益が不当に害されることのないよう、利益相反のおそれのある取引を管理し、適切に業務を行うものとします。

1. 対象取引およびその類型
（1）対象取引
本方針の対象となる「利益相反のおそれのある取引」（以下「対象取引」といいます。）とは、当社等が行う取引に伴い、お客さまの利益が不当に害されるおそれのある取引をいいます。
（2）対象取引の類型
当社は、対象取引について以下のような類型化を行い管理します。
①お客さまの利益と当社等の利益が相反するおそれのある取引
②お客さまの利益と当社等の他のお客さまの利益が相反するおそれのある取引

2. 対象取引の管理方法
当社は、以下に掲げる方法その他の方法による措置を選択し、または組み合わせることにより、適切に対象取引を管理します。
①対象取引を行う部門と当該取引に係るお客さまとの他の取引を行う部門を分離する方法
②対象取引に伴い、お客さまの利益が不当に害されるおそれのあることについて、お客さまに適切に開示する方法
③対象取引または当該取引に係るお客さまとの他の取引の条件または方法を変更する方法
④対象取引または当該取引に係るお客さまとの他の取引を中止する方法

3. 利益相反管理体制
当社は、利益相反管理の遂行のため、利益相反管理統括部署を設置し、利益相反に関する情報の収集を行うことにより対象取引を一元的に管理します。
また、これらの管理を適切に行うため、役員および社員を対象に必要な教育・研修等を行い、お客さまの利益が不当に害されることのないように努めます。

4. 利益相反管理の対象となる会社の範囲（※）
本方針において、利益相反管理の対象となる会社は、当社およびMS&ADインシュアランス グループの以下の金融機関です。
- 当社の親金融機関等（注）
MS&ADインシュアランス グループのグループ会社のうち、保険業その他の金融業を行う者をいいます。ただし、当社を除きます。

＊当社には、保険業法第100条の2の2第3項に定める子金融機関等に該当する者はありません。

以　上

（注）親金融機関等および子金融機関等については、保険業法第100条の2の2第2項および第3項ならびに金融商品取引法第36条第4項および第5項をご参照願います。
（※）当社以外に該当する主な会社は次のとおりです。
- 三井住友海上火災保険株式会社
- あいおいニッセイ同和損害保険株式会社
- 三井ダイレクト損害保険株式会社
- あいおい生命保険株式会社
- 三井住友海上プライマリー生命保険株式会社

コーポレートガバナンス体制

当社は、「MS&ADインシュアランス グループ経営理念・経営ビジョン・行動指針」の下、経営資源の効率的な活用と適切なリスク管理を通じ、持続的成長を実現するため、透明性と牽制機能を備えた経営体制を構築し、企業価値の向上に努めています。

経営体制

当社は、監査役会設置会社として、取締役(会)および監査役(会)双方の機能の強化、積極的な情報開示などを通じ、ガバナンスの向上に取り組んでいます。
また、執行役員制度を導入し、経営重要事項の決定および監督を担う「取締役(会)」と業務執行責任を負う「執行役員」との役割分担を明確化して迅速な意思決定と適切なモニタリングの両立を図っています。
加えて、意思決定において十分な意見交換・論議を尽くすため、「経営会議」、「課題別委員会」等を設置し、活用しています。
なお、当社は、MS&ADインシュアランス グループ ホールディングス株式会社との間で経営管理契約を締結し、同社から経営に関する助言などを受けています。

【コーポレートガバナンス体制図】 2011年4月1日現在

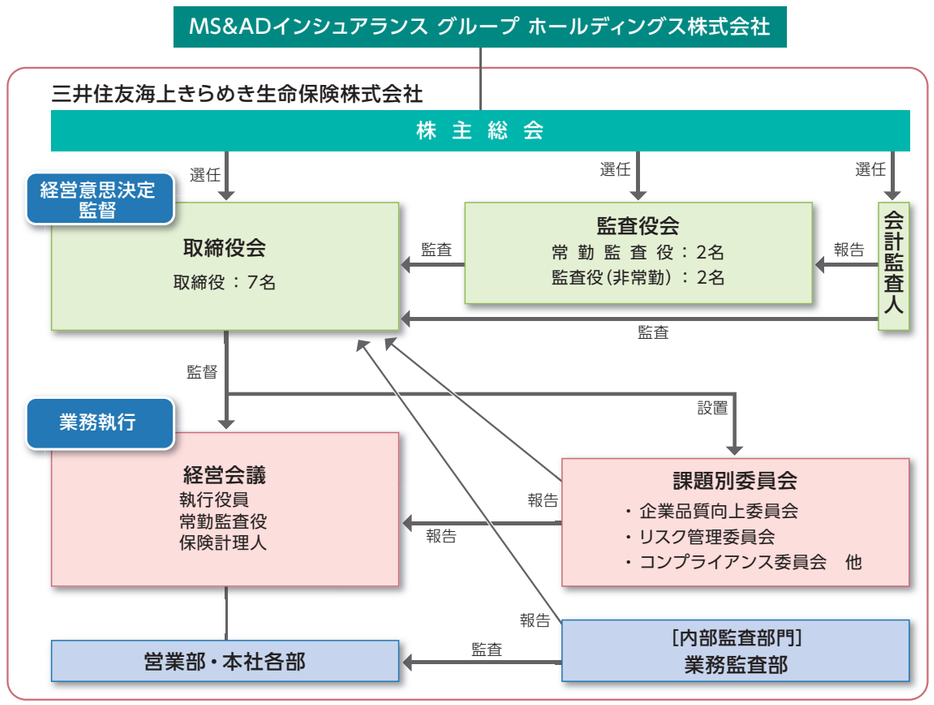

内部統制システムに関する方針

1. 取締役の職務の執行が効率的に行われることを確保するための体制
迅速な意思決定と適切なモニタリングを両立させるため、執行役員制度を導入する。

2. 取締役および使用人の職務の執行が法令および定款に適合することを確保するための体制
(1)「MS&ADインシュアランス グループ コンプライアンス基本方針」の周知徹底を図るとともに、法令等遵守規程を制定し、コンプライアンスの徹底と企業倫理の確立を図る。また、反社会的勢力排除のための体制整備に取り組み、全役職員に反社会的勢力に対しては毅然とした姿勢で臨み、不当、不正な要求には応じない旨を徹底する。
(2)コンプライアンスに係る具体的な計画としてコンプライアンス・プログラムを策定する。また、コンプライアンスの推進・徹底を図るため、コンプライアンス統括部門などの組織・体制を整備するとともに、コンプライアンスの推進および徹底を図るための協議・調整を行う機関として、コンプライアンス委員会を設置する。なお、違法行為などに関する情報把握ルートの確保を図るため、内部通報制度を別途設ける。

3. 損失の危険の管理に関する規程その他の体制
「MS&ADインシュアランス グループ リスク管理基本方針」に従い、リスク管理方針を策定し、適切にリスク管理を行うための組織・体制およびリスク管理における役割と責任を明確に定めるとともに、統合リスク管理の推進・徹底を図るためリスク管理委員会を設置する。また、リスク管理統括部門は、リスクおよびリスク管理の状況をモニタリングするとともにリスク量と資本の比較により、必要な資本が確保されていることを定期的に確認する。なお、危機発生時においては、危機管理マニュアルに基づき適切に対応する。

4. 財務報告の信頼性を確保するための体制
「MS&ADインシュアランス グループ 情報開示統制基本方針」に従い、当社に関する財務情報および非財務情報を適時かつ適正に開示するための体制を整備する。また、情報開示統制の有効性の評価結果(金融商品取引法に準拠して実施する「財務報告に係る内部統制」の整備・運用状況の評価結果を含む。)を検証する。

5. 内部監査の実効性を確保するための体制
「MS&ADインシュアランス グループ 内部監査基本方針」に従い、効率的かつ実効性のある内部監査を実施するため、内部監査部門として独立した専門組織を設置し、当社のすべての業務活動ならびに保険募集に係る業務の代理および事務の代行の委託先である三井住友海上火災保険株式会社への委託業務を対象として内部監査を実施する。内部監査部門には、専門性を有する内部監査人を配置すると同時に、適正な要員規模を確保する。また、内部監査規程に内部監査にかかわる基本的事項を定めるとともに、内部監査方針および内部監査計画を策定する。内部監査部門は、内部監査結果および改善状況などを定期的に取締役会に報告する。

6. 取締役の職務の執行に係る情報の保存および管理に関する体制
役員の職務執行に係る情報の保存・管理に関する規程に従い、取締役および執行役員の職務の執行に係る文書その他の情報を適切に保存および管理する。取締役および監査役は、これらの情報を常時閲覧できるものとする。

7. 監査役監査の実効性を確保するための体制
(1)監査役会事務局を設け担当する従業員を置く。監査役会事務局の組織変更、当該従業員の人事異動および懲戒処分を行うにあたって監査役会の同意を得るほか、当該従業員の人事考課については監査役会が定める監査役と協議のうえ行う。
(2)取締役および執行役員は、職務執行に関して重大な法令・定款違反もしくは不正行為の事実または会社に著しい損害を及ぼすおそれのある事実を知ったときは、直ちに監査役会に報告しなければならない。また、事業・組織に重大な影響を及ぼす決定、内部監査の実施結果、内部通報制度における通報状況および内容を遅滞なく監査役会に報告する。従業員は、これらの報告事項について監査役会に直接報告できるものとする。
(3)監査役が、経営会議、コンプライアンス委員会、リスク管理委員会その他の重要な会議に出席できるものとする。また、代表取締役等は監査役会と定期的に意見交換を行い、内部監査部門は監査役の監査に協力する。

8. 当社および親会社等から成る企業集団における業務の適正を確保するための体制
(1)当社は、MS&ADインシュアランス グループ ホールディングス株式会社(以下「持株会社」という。)と締結するグループ経営管理契約に基づき、グループの基本方針について遵守するとともに、重要事項について、持株会社の承認を受ける、または持株会社への報告を行う。
(2)当社の役員は、持株会社のグループ経営会議において、当社の経営上の重要事項について持株会社の役員と協議し、意思決定の方向性を定める。

以 上

コンプライアンス（法令等遵守）の体制

保険事業（生命保険・損害保険）は、その公共性・社会性から高い倫理観、遵法意識が求められています。特に規制改革の進展に伴い、企業活動の自己責任に対する社会の要請が強まっており、企業の倫理に適った行動が求められるようになっています。
このような状況を踏まえ、当社におけるコンプライアンスは、まず日常業務の一環として、それぞれのラインにおいて責任を持って取り組むことを基本としています。そのため、各組織を管理している部長と業務・営推グループ長を「コンプライアンス責任者」として位置づけ、コンプライアンス責任者が担当部門における法令等遵守を徹底させるとともに、法令等遵守を徹底する上で必要となる他部門との連携・調整を行っています。
また、これらの支援については、専任組織である「コンプライアンス部」が中心となって運営しています。これに加え、各業務・営推グループ、FCオフィスにコンプライアンス担当者を配置し、コンプライアンス責任者を補佐して管下社員に対する法令等遵守の徹底・教育および指導にあたらせています。あわせて、コンプライアンスの推進・支援体制としてコンプライアンス委員会を設置し、コンプライアンス活動が円滑に進むように取り組みを行っています。

コンプライアンス委員会

コンプライアンス委員会では主に以下の業務を担当しています。

①コンプライアンス・マニュアルの協議・調整
②コンプライアンス・プログラムの協議・調整
③コンプライアンス・プログラムの推進状況に関する監視および半期ごとの取締役会あて報告の協議・調整
④コンプライアンスに関する重要事項の協議・調整
⑤法令等遵守規程の改廃に関する協議・調整
⑥その他コンプライアンスの推進および徹底に関する事項の協議・調整

なお、コンプライアンス委員会運営責任者であるコンプライアンス部担当役員は、コンプライアンス委員会での協議を踏まえて、他の関係役員への意見具申または担当部への指示等を行います。

リスク管理の取り組み

社会・経済の複雑化によって、事業環境は次々と変化しており、経営上のリスクは多様化・巨大化しています。このような中で経営ビジョンの実現に向け当社が抱えるさまざまなリスクについて、自己資本との関係を踏まえた管理による財務の健全性の確保と資本効率の向上、加えて業務の適切性の確保による業務品質の向上を図り、持続的成長と企業価値向上の実現に資することを目的に、当社はリスク管理を経営の最重要課題として取り組んでいます。

【リスク管理体制図】

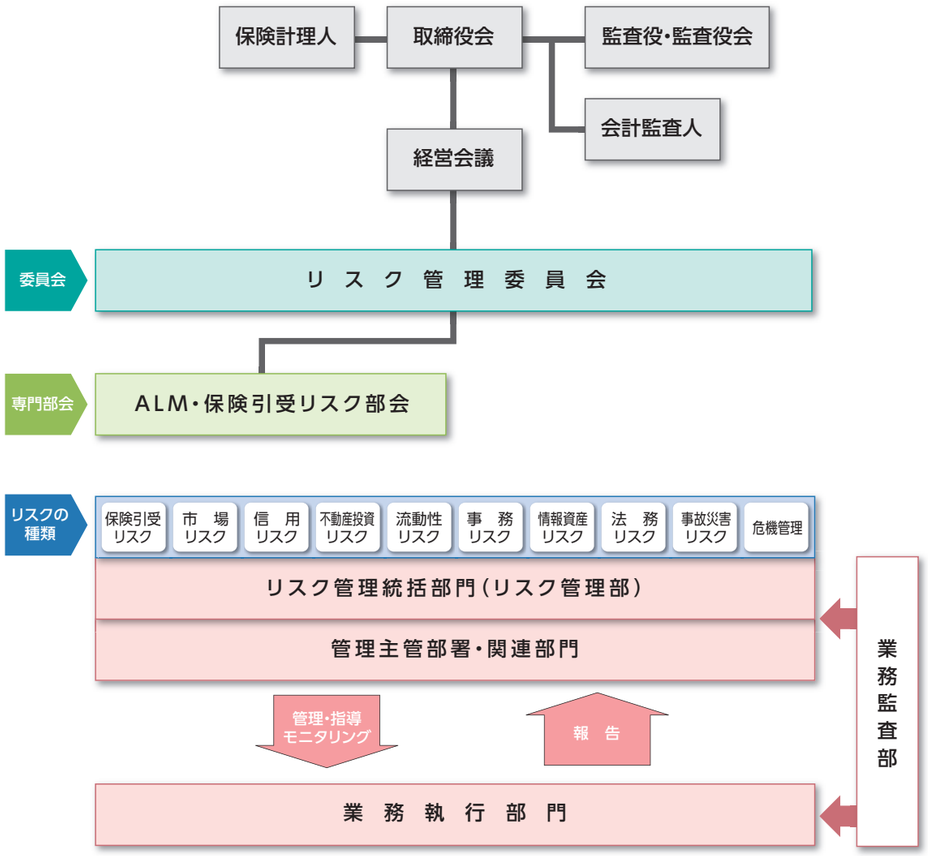

◇リスクの内容

●保険引受リスク	保険料設定時に予想できなかった事情により、保険料計算の基礎として設定した計算基礎率(予定死亡率、予定利率など)について、実際との差異が生じることなどにより損失を被るリスク
●市場リスク	金利、有価証券等の価格、為替等のさまざまな市場のリスクファクターの変動により、保有する資産・負債の価値が変動し、損失を被るリスク
●信用リスク	主に貸付金や債券について、信用供与先の財務状況の悪化等により、資産の価値が減少ないし消失し損失を被るリスク、および、同一先への与信集中リスク
●不動産投資リスク	賃貸料等の変動等により不動産に係る収益が減少するリスク、および、不動産市況の変動により不動産価格自体が減少して損失を被るリスク
●流動性リスク	新契約の減少、解約返戻金支出の増加、巨大災害での保険金支払等により資金繰りが悪化し、損失を被るリスク(資金繰りリスク)、および、市場の混乱等により市場において取引ができなかったり、通常よりも著しく不利な価格での取引を余儀なくされることにより、損失を被るリスク(市場流動性リスク)
●事務リスク	役職員等が正確な事務を怠る、あるいは、事故・不正等を起こすことにより損失を被るリスク
●情報資産リスク	情報の毀損、改ざん、漏洩等により損失を被るリスク(情報漏洩リスク)、および、コンピュータシステムのダウン・誤作動などのシステムの不備やコンピュータの不正使用により損失を被るリスク(システムリスク)
●法務リスク	企業経営において発生する損害賠償や債務不履行等の民事責任、刑事責任、および、行政責任を負うリスク
●事故災害リスク	自然災害や事故、犯罪によって、役職員の生命・身体や会社資産に損失を被る、あるいは第三者に対する賠償責任を負うリスク

〈ストレス・テストの実施について〉

市場リスクや保険引受リスク(死亡率リスク、予定利率リスク)等は、そのリスクが実際に発生した場合、会社に大きな影響を与える可能性があります。このため、当社では、大幅な市場金利の変動や死亡率の悪化といった通常の予測を超える範囲のリスクを想定し、その影響度を分析するテストである「ストレス・テスト(感応度テスト)」を定期的に実施しています。
テスト結果は、リスク管理委員会やALM・保険引受リスク部会に報告され、資産特性・負債特性の分析・把握等に役立てられています。

リスク管理体制

事業運営において生じる各種リスクについては、リスク特性に応じ管理主管部門等による一次管理、リスク管理委員会等における組織横断的管理、取締役会による経営レベルでの管理を行う体制をとっています。あわせて、より実効性の高い内部管理と外部監査の枠組を構築し、適切なリスク管理体制の整備を進めています。

(1)取締役会

取締役会は、リスク管理態勢全般の監視・監督を行っています。このため、業務執行上の経営的重要事項に関する協議および関係部門の意見の相互調整を図ることを目的とした会社機関である課題別委員会の一つとして「リスク管理委員会」を設置し、統合的なリスク管理の推進・徹底を図っています。
また、リスク管理統括部門(リスク管理部)を設け、客観的にリスクおよびリスク管理の状況を監視させています。

(2)リスク管理委員会

リスク管理委員会は、以下の協議・調整を行います。

- リスク管理に関する方針・態勢等を定めたリスク管理方針の企画・立案
- 取締役会に対する管理・推進状況の報告・提案
- その他の重要事項

また、リスク管理委員会は、以下の専門部会を設置し、実務的な協議および関係部の意見の相互調整を図っています。

〈ALM・保険引受リスク部会〉
資産・負債の総合管理(ALM)や商品戦略(予定利率の設定等保険引受リスク)に関する重要事項について関係部門間の協議を行い、安定した運用収益と採算性の確保に向けて、必要事項の方向付けを行っています。

(3)役割・行動

リスク管理の推進を図るため、役職員の役割・行動を以下のように定めています。

〈取締役および執行役員〉
リスク管理重視の企業風土の醸成と全役職員のリスク管理意識・能力の向上およびリスクの的確な把握と適切な管理のための体制構築に最大の価値観をもって取り組み、必要に応じてリスク管理推進に関する改善の提案を行う。

〈執行役員〉
リスク管理方針に沿って業務を執行し、リスク管理に関する改善の提案を行う。

〈本社部長〉
所管業務についてリスク管理プロセスを実行するとともに、リスク管理態勢の見直し、関係部長との連携・調整を任務とし、これらの事項について他の部長に対して必要な指示を行う。

〈本社部長以外の部長〉
本社部長の指示および諸規定、マニュアル等を遵守して、所管業務に組み込まれたリスク管理を実行する。

〈社員〉
諸規定、マニュアル、部長の指示を遵守してリスクの発現を防ぐとともに、リスクの変化や新たなリスクを認識したときは、その状況について適切に部長ないし本社各部に報告する。

〈再保険に関するリスク管理体制について〉

○再保険方針
取締役会は、保有するリスクの規模・集中度を適切に管理するため、再保険方針を定めています。再保険方針は、会社経営への影響度、リスク移転の必要性、コスト効果等を総合的に勘案して定められています。

○再保険カバーの入手方法
財務状況を勘案の上で再保険会社を選定し、さらに提供されるカバーの規模、範囲、コスト等を総合的に勘案し、出再保険会社を決定しています。なお、再保険会社の財務状況の確認は、格付機関の評価に基づいています。

監査体制

社内・社外の監査

当社では、監査役、内部監査部門および監査法人による監査がそれぞれの立場から行われています。監査役と内部監査部門とが連携し、監査の実効性を一層向上させることに努めています。

〈社内の監査〉
- 監査役による監査（業務監査・会計監査）
- 内部監査部門による内部監査（下記「内部監査態勢」参照）

〈社外の監査〉
- 監査法人（有限責任あずさ監査法人）による外部監査（会社法・金融商品取引法に基づく会計監査）
  なお、上記監査とは別に、金融庁および財務省財務局による保険業法に基づく検査も実施されます。

内部監査態勢

〈目的と要員態勢〉
当社では、取締役会が決定した「内部監査方針」によって内部監査態勢の整備について定め、内部監査部門として他部門から独立した立場で内部監査を専門的に実施する業務監査部を設置しています。内部監査は、内部管理態勢の適切性と有効性を検証し、改善に向けた提言を行うことを通じて、健全かつ適切な業務運営の確保、内部管理の改善および経営管理の高度化に資することを目的として実施します。
業務監査部には、2011年4月1日現在で11名の要員が配置されています。2005年度から毎年要員の拡充に努め、内部監査の品質を高めるための態勢を強化しています。

〈内部監査の対象〉
内部監査の対象は、当社のすべての業務および三井住友海上への生保委託業務です。具体的には、当社の本社部門および営業部門ならびに業務委託先である三井住友海上の営業部門です。業務監査部は、これらの各部門のリスク状況を評価した上で、各年度の「内部監査計画」を策定し、取締役会の承認を得ています。

〈内部監査の実施〉
業務監査部は、内部監査に係る基本的な事項について取締役会が決定した「内部監査規程」および「内部監査実施要領」に基づき、本社部門・営業部門等の各組織を対象とする定例的な内部監査や、特定の業務領域を対象として組織横断的に行う内部監査、さらに、資産自己査定および償却・引当結果や財務報告に係る内部統制手続きに関する内部監査を実施しています。これらの内部監査においては、法令等遵守態勢、保険募集管理態勢、顧客保護等管理態勢を中心とした、各部門の内部管理態勢の適切性と有効性を検証しています。

〈内部監査結果〉
監査実施後、業務監査部は監査対象組織に内部監査結果を通知して是正・改善を促し、監査対象組織からの改善計画や進捗状況報告等に基づきそれらの是正・改善状況を確認しています。さらに、内部監査結果を集約・分析し、本社所管部門に改善提言を行うとともに、内部監査結果および改善状況等を定期的に取締役会に報告しています。

【内部監査の全体像】

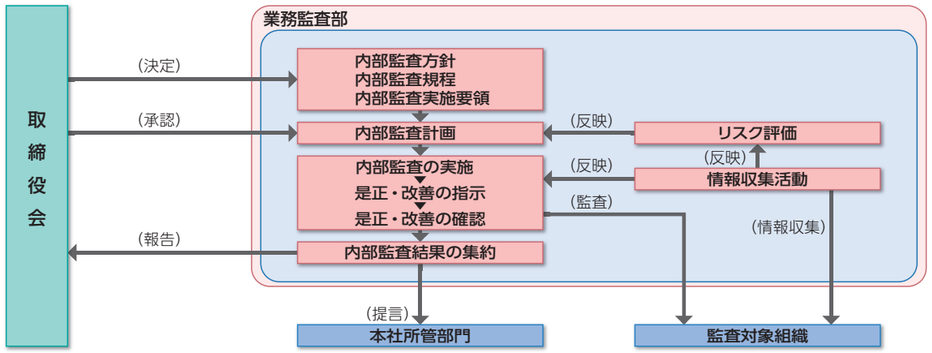

個人情報の取り扱い

当社では、生命保険事業の性質上、契約内容や健康状態に関する情報をはじめお客さまに関するさまざまな情報を保有しています。
当社は、これら個人情報に対する取組方針を「個人情報保護宣言（プライバシーポリシー）」として定め、当社ホームページ（http://www.ms-kirameki.com）上に公表しています。（以下に概要を掲載していますので、ご参照ください。）
当社は、生命保険契約のお申し込みや保険金・給付金のご請求等に関して個人情報をご提供いただく際に個人情報の利用目的を明らかにし、お客さまのご理解を求めています。

「個人情報保護宣言（プライバシーポリシー）」の概要

当社は、個人情報保護の重要性に鑑み、個人情報の保護に関する法律（個人情報保護法）その他の関連法令、金融分野における個人情報保護に関するガイドラインその他のガイドラインや社団法人生命保険協会の「生命保険業における個人情報保護のための取扱指針」等を遵守して、個人情報を適正に取り扱うとともに、安全管理については、金融庁および社団法人生命保険協会の実務指針に従って、適切な措置を講じてまいります。
また、当社は、従業員への教育・指導を徹底し、個人情報の取扱いが適正に行われるように取り組んでまいります。なお、当社における個人情報の取扱いおよび安全管理に係る適切な措置については、適宜見直し、改善いたします。

1. 個人情報の取得
当社は、業務上必要な範囲内で、かつ、適法で公正な手段により個人情報を取得します。

2. 個人情報の利用目的
当社は、取得した個人情報を、次の目的および下記5. 6. に掲げる目的（以下、「利用目的」といいます。）に必要な範囲を超えて利用しません。利用目的は、お客さまにとって明確になるように具体的に定め、下記のとおりホームページ等により公表します。また、取得の場面に応じて利用目的を限定するよう努め、申込書・告知書等に記載します。さらに、利用目的を変更する場合には、その内容をご本人に通知するか、ホームページ等により公表します。
(1) 保険契約の審査、引受、履行、管理
(2) 再保険契約の締結および再保険金の請求
(3) 当社のほかMS&ADインシュアランス グループ傘下の各社（以下、これらの会社を「グループ会社」といいます。）の商品サービスの案内・提供
(4) 提携先・委託先等の商品・サービスの案内、提供
(5) 市場調査および保険・金融にかかる商品・サービスの開発・研究
(6) 生命保険募集人の受験・委託・登録・管理および従業員等の採用・雇用・管理
(7) その他保険に付随・関連する業務、またはお客さまとのお取引等の適切かつ円滑な履行

3. 個人データの第三者への提供
当社は、以下の場合を除き、ご本人の同意なく第三者に個人データを提供しません。
(1) 法令に基づく場合
(2) 当社の業務遂行上必要な範囲内で業務委託先等に提供する場合
(3) 個人情報保護法第23条第2項に基づく手続きを行って第三者に提供する場合
(4) グループ会社または生命保険会社等との間で共同利用を行う場合

4. 個人データの取扱いの委託
当社は、利用目的の達成に必要な範囲内において、個人データの取扱いを外部に委託することがあります。

5. グループ内での共同利用
(1) MS&ADインシュアランス グループでは、MS&ADインシュアランス グループ ホールディングス株式会社（以下「持株会社」といいます。）がグループ会社の経営管理を行うため、持株会社とグループ会社との間で個人データを共同利用することがあります。
(2) MS&ADインシュアランス グループでは、グループ会社が取り扱う商品・サービスをご案内またはご提供するために、グループ会社間で個人データを共同利用することがあります。
(3) MS&ADインシュアランス グループでは、代理店の委託・採用・管理・教育等のために、代理店の店主・募集人等に関する個人データを、MS&ADインシュアランス グループの国内保険会社間で共同利用することがあります。

6. 情報交換制度等について
(1) 当社は、健全な生命保険制度の維持・発展のため、社団法人生命保険協会、生命保険会社等との間で保険契約に関する個人データを共同利用します。
(2) 当社は、生命保険募集人の受験・委託・登録・管理を適切に運営するため、社団法人生命保険協会、生命保険会社等との間で生命保険募集人にかかる個人データを共同利用します。

7. 機微（センシティブ）情報および個人信用情報の取扱いについて
当社は、機微（センシティブ）情報および個人信用情報については、これらの情報の利用目的が法令等に基づいて限定されていることに鑑み、限定された利用目的以外では利用しません。

8. 開示、訂正等のご請求
ご契約内容・保険金等支払に関するご照会については、ご照会者がご本人であることを確認させていただいたうえで、特別な理由のない限りお答えしています。また、お預かりした情報が不正確である場合には、正確なものに変更させていただきます。
個人情報保護法に基づく保有個人データに関する事項の通知、開示、訂正等、利用停止等に関するご請求については、ご請求者がご本人であることを確認させていただくとともに、当社所定の書式にご記入いただいたうえで手続きを行い、後日、原則として書面で回答いたします。また、開示請求については、回答にあたり、当社所定の手数料をいただきます。当社が必要な調査を行った結果、ご本人に関する情報が不正確である場合は、その結果に基づいて正確なものに変更させていただきます。

9. 個人データの安全管理措置の概要
当社は、取り扱う個人データの漏えい、滅失またはき損の防止、その他個人情報の安全管理のため、取扱規程等の整備および安全管理措置にかかる実施体制の整備等、十分なセキュリティ対策を講じます。

10. お問い合わせ窓口
当社は、個人情報の取扱いに関する苦情・相談に対し適切・迅速に対応いたします。当社における個人情報の取扱いや、保有個人データに関するご照会、開示、訂正等、利用停止等のご請求、安全管理措置に関するご質問は、下記までご連絡ください。

[お問い合わせ先]
三井住友海上きらめき生命保険株式会社
お客さまサービスセンター
電話番号：0120-324-386
受付時間：月～金 9:00 ～ 18:00　土 9:00 ～ 17:00
（日・祝日・年末年始を除く。）

お客さま満足度向上に向けた取り組み

当社は、お客さまに最高品質の商品とサービスを提供し続けるために、全社員がお客さまの声(ご意見・ご要望・お叱り等)を真摯に受け止め、商品・サービスの開発・改善に活かすさまざまな仕組みを整えています。

お客さまの声を商品・サービスの開発・改善に活かす仕組み

お客さまサービスセンター、代理店、社員、お客さまアンケートなどを通じて寄せられたお客さまの声は、それぞれの窓口や担当部門で集約します。集約したお客さまの声は、本社部門で分析・課題抽出し、改善策を検討しています。
さらに、全社的な企業品質向上を推進するために、役員・本社部門の部長により構成される「企業品質向上委員会」を設置しています。同委員会では、本社部門の改善策の検討結果や全社的なお客さま満足度向上の取組状況について報告を受け、部門横断的・全社的な課題の審議や改善の指示を行い、継続的な経営改善への取り組みを進めています。

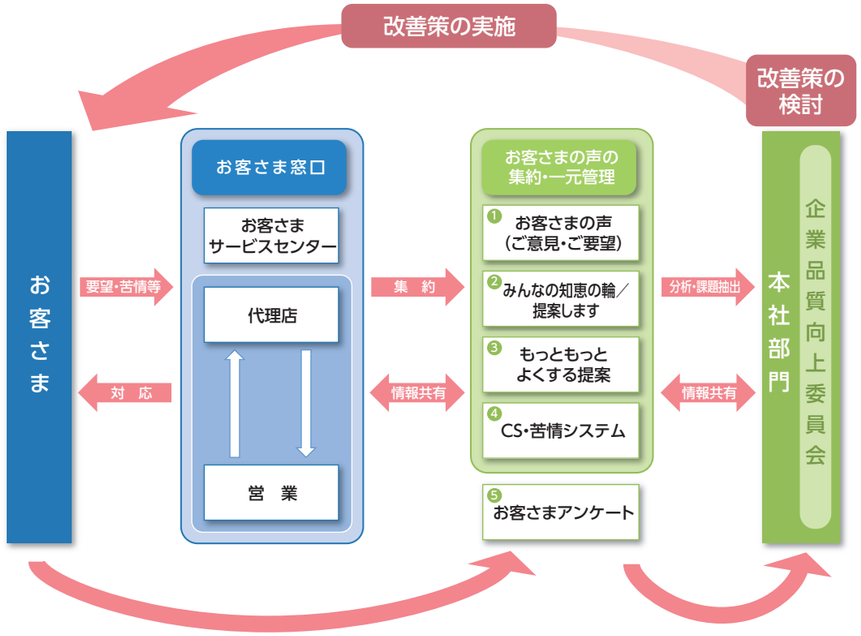

(1)「お客さまサービスセンター」でお受けするお客さまの声

「お客さまサービスセンター」では、お客さまから保険商品の内容や各種契約手続き等に関するお問い合わせ、資料請求等のご要望や業務全般に関する各種ご相談を、電話やホームページ等でお受けしています。
お受けしたお客さまからのご意見は集約・分析し、お客さまにより良い商品・サービスをご提供できるよう本社部門が改善に取り組んでいます。

(2)「みんなの知恵の輪／提案します」による情報共有

当社および当社が販売を委託している三井住友海上火災保険株式会社の社員が持つアイデアやノウハウを共有するために、社内イントラネット上に「みんなの知恵の輪」を構築しています。
「みんなの知恵の輪」にはお客さま満足度向上等を目的とした「提案します」のカテゴリーが設けられており、社員が自らの提案およびお客さまや代理店からお受けした相談・提案を投稿し、本社部門が改善策を検討して回答する仕組みを整えています。

2010年度 提案数:56件　うち、10件について改善済または改善予定。

(3)「もっともっとよくする提案」を活用した改善取り組み

お客さまの視点に立った業務改善を目的とした当社独自の提案制度「もっともっとよくする提案」を構築しています。
同制度は、当社社員が持つアイデアやお客さまや代理店からお受けした相談・提言について職場で話し合い、改善提案としてまとめた上で投稿し、本社部門が改善策を検討して回答する仕組みです。

2010年度 提案数:21件　うち、6件について改善済または改善予定。

(4)「CS・苦情システム」による一元管理

当社は、苦情を「お客さまからの不満足の表明」と定義しています。発生した苦情を一元管理する「CS・苦情システム」を社内イントラネット上に構築し、不満足を感じられたお客さまに対して、迅速・丁寧に対応する仕組みを整えています。
また、苦情の発生原因を分析し、商品・サービスの開発・改善に取り組み、苦情の未然防止に努めています。

2010年度 苦情件数:4,108件　苦情の内訳は、P.85をご覧ください。

(5)お客さまへの満足度アンケートの実施

より多くのお客さまから、商品やサービス、各種お手続きに対するご意見や評価をお伺いするため、さまざまなお客さまアンケートを実施しています。
アンケート結果は、業務改善に役立てるため、社員・代理店にフィードバックして、お客さま対応に活かしています。
また、代理店とお客さまとのコミュニケーションを深めるために、健康情報や各種イベントをご案内する「安心おとどけ便※」やグリーティングカードをご用意し、お客さまへの情報提供に努めています。

※「安心おとどけ便」とは
代理店がお客さま宛てにダイレクトメールやFAXなどを簡単に送付できるコミュニケーション支援ツールです。本ツールを活用することにより、代理店は、新商品の案内や生命保険に関する情報・ニュースなどを簡単にお客さまにお伝えすることができます。

【主なお客さまアンケートの内容】

	内　容
ご契約者へのアンケート	ご契約者の皆さまにご契約内容を定期的にご確認いただくため、年に一度お届けする「ご契約内容のお知らせ」にアンケートはがきを同封し、当社の商品・サービス、代理店の対応・サービスに対するご意見や満足度についてお伺いしました。 (毎年1回、10月実施、送付数:約80万通、回答数:約2.4万通)
ご加入手続きのアンケート	「保険証券」にアンケートを同封し、商品内容のご説明やパンフレット・申込書・保険証券等のわかりやすさに対するご意見や手続き全般の満足度についてお伺いしました。 (2010年10月末～ 3ヵ月間実施、送付数:60,000通、回答数:3,406通)
給付金お支払い手続きのアンケート	給付金をお支払いしたお客さまにお送りする「お手続き完了のお知らせ」にアンケートを同封し、手続きのご説明や書類のわかりやすさに対するご意見、お支払いまでの期間、手続き全般の満足度についてお伺いしました。 (2010年12月～ 3ヵ月間実施、送付数:6,179通、回答数:1,541通)
お客さまサービスセンター利用者へのアンケート	お客さまサービスセンターから各種手続きのためにお送りした書類にアンケートを同封し、コミュニケーターの電話対応や書類の記入方法のご案内のわかりやすさに対するご意見や手続き完了までの期間、手続き全般の満足度についてお伺いしました。 (2010年9月から1ヵ月実施、送付数:3,578通、回答数:1,836通)
解約手続きに関するアンケート	ご契約を解約されたお客さまを対象に、解約手続き時のご説明や書類のわかりやすさ、お支払いまでの期間、手続き全般の満足度などについてお伺いしました。 (2010年4月から2011年3月まで実施。2010年度送付数:6,765通、回答数:1,186通)

【ご契約者へのアンケート】

Q1 当社の商品・サービスについて満足されていますか?

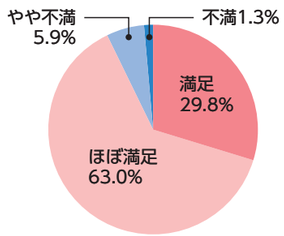

<ご満足の声の例>

- 健康な人には保険料の割引があるのが嬉しい。わずかな保険料で、大きな安心を手にすることができています。
- 先進医療保障に、交通費・宿泊費が保障されているので、いざという時に治療に専念でき、安心して加入しています。
- サービスセンターのコミュニケーターの受け答えが親切で分かりやすく、かつ書類の送付も迅速で、気持ちのよい対応でした。
- 入院給付金請求から支払いまでの期間が短く、手続きがスムースで助かりました。

Q2 代理店・取扱社員の対応・サービスについて満足されていますか?

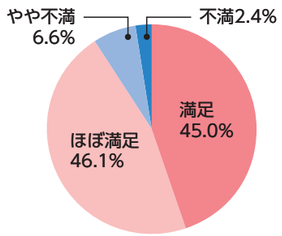

<ご満足の声の例>

- 相談のたびに親切にアドバイスしてもらえるので、代理店の担当者の方にお任せしています。
- 顧客の立場で考え、リスクを含めて説明・提案してくれるので、たいへん満足しています。
- わざわざ出向いて説明してくださったり、電話でも分かりやすく説明してもらっています。
- 変更手続きの際に迅速に対応していただき、満足しています。
- 担当者がよく勉強していて、保険に関する疑問について相談すると、的確な情報を提供してもらえます。

お客さまの声を活かした改善例

お客さまの声	改善例
生命保険に申し込んだが、保険証券の到着が遅い。	保険証券をより早くお届けするために、ご契約に関する事務プロセスを見直しました。 見やすく記入しやすい申込書を作成するシステムおよび申込書類を画像データ化して処理するシステムを導入しました。 これにより、正確・迅速な事務処理が可能になり、保険証券をお届けするまでの日数を短縮しました。 (2010年11月実施)
契約期間の途中で特約を付加したり、保険金額を減額する手続きについても、お客さまサービスセンターへ電話で依頼できると便利です。	特約中途付加や減額などの保障内容変更について、当社のお客さまサービスセンターにお電話いただければ、直接お客さまにお手続書類をお送りするサービスを開始しました。 (2010年8月実施)
以前の引越しの際に住所変更手続きを忘れていて、保険会社から連絡が来なくなった。	年一回お送りしている「ご契約内容のお知らせ」のなかで、住所変更手続が必要なお客さまへの手続き方法をご案内しています。 なお、お客さまの転居などで当社からの郵便物がお届けできなくなった場合に、転居先の住所を可能な限りお調べする運営を徹底しました。 (2010年10月実施)
生活サポートサービスはよいサービスなので、更に拡充させてほしい。	医師への「紹介状発行サービス」や「脳卒中専門相談」「脳ドック検診紹介」、また優待料金での人間ドック紹介など、サービス内容を拡充しました。 (2011年4月実施)

お客さまの声	改善例
医療に関するセミナーに参加したい。	社団法人日本脳卒中協会と共同で、脳卒中啓発セミナーを全国各地で開催しています。セミナーでは、脳卒中の予防法や、医療機関・施設に関する情報提供などを行っています。(2010年度は年間54回実施) (2010年2月開始)
先進医療について、詳しく教えてほしい。 「先進医療を知るガイドブック」で紹介している医療機関一覧を分かりやすくしてほしい。	先進医療について分かりやすく情報提供しているツール「先進医療を知るガイドブック」と「先進医療DVD」について、より広く先進医療についてご理解いただくために、ご紹介する先進医療技術を追加し、内容を充実させました。 (2010年6月実施) 「先進医療を知るガイドブック」でご紹介している医療機関一覧について、文字を大きくし、レイアウトを工夫することで、見やすさを向上させました。 (2011年3月実施)
年に一回送付される「ご契約内容のお知らせ」が、文字ばかりで分かりにくい。	文字数を大幅に減らすとともにデザインを見直し、分かりやすさの改善を図りました。また、住所変更や給付金のご請求などのお手続き方法を大きく掲載しました。 これらの抜本的な見直しにより、一般社団法人ユニバーサルコミュニケーションデザイン協会の「情報のわかりやすさ賞」を受賞しました。 (2010年10月実施)

苦情対応マネジメントシステムの国際規格「ISO10002」への適合

当社は、2007年7月1日付で、国際規格「ISO10002」(品質マネジメント−顧客満足−組織における苦情対応のための指針)に適合した苦情対応マネジメントシステムを構築し、適切な運用を行っていることを宣言しました。
適合宣言を機に、当社は、MS&ADインシュアランス グループの経営理念(ミッション)・経営ビジョン・行動指針(バリュー)に基づき、苦情対応のあらゆる局面において迅速・適切・真摯な対応を行うことを、再確認し周知徹底を図ってきました。
今後も、苦情対応態勢の一層の強化を図るとともに、お客さまからの声を業務改善に活かし、「お客さま満足度の向上」のための取り組みを推進していきます。

「ISO10002」(苦情対応マネジメントシステム)の概要

- ISO10002は「苦情対応」に関する国際規格であり、苦情対応プロセスを適切に構築し、運用するためのガイドラインを示した規格です。「環境ISO14001」「品質ISO9001」などと同様、世界規模で取り組むべき問題のルール化を進める国際標準化機構(ISO)によって、2004年7月に制定されました。
- ISO10002は、マネジメントシステムの構築や運用について、当事者が自ら評価し、適合を宣言することのできる規格です。

お客さまの声対応方針

基本理念

三井住友海上きらめき生命保険株式会社(以下「三井住友海上きらめき生命」といいます。)は、「グローバルな保険・金融サービス事業を通じて、安心と安全を提供し、活力ある社会の発展と地球の健やかな未来を支えます」とのMS&ADインシュアランス グループの経営理念およびMS&ADインシュアランス グループのお客さまの声対応基本方針に基づき、苦情等を含むお客さまの声対応のあらゆる局面において迅速・適切・真摯な対応を行い、お客さま満足度の向上に寄与するため、下記の行動指針に沿って取組みを推進していきます。

〈お客さまの定義〉
本方針におけるお客さまの定義は、「三井住友海上きらめき生命のあらゆる活動に関わるお客さま」をいい、個人・法人等を問いません。

〈お客さまの声の定義〉
- 本方針におけるお客さまの声の定義は、「お客さまから寄せられたすべての声(問い合わせ、相談、要望、苦情、紛争、おほめ、感謝等)」とします。
- 「苦情等」とは、お客さまの声のうち「問い合わせ、相談、要望、苦情、紛争」を指します。
- このうち、苦情の定義は「お客さまからの不満足の表明」とします。なお、苦情には「紛争」を含みます。

行動指針

〈基本姿勢〉
- 全役職員は、お客さまから寄せられたすべてのお客さまの声に対して、迅速・適切・真摯な対応を行い、お客さまの立場を踏まえた解決を目指します。
- 全役職員は、お客さまの声は「お客さまの信頼を確保し、事業の成長を実現し、さらなる品質向上を実現するための重要な情報である」と認識し、積極的に収集分析すると同時に、苦情の発生件数の低減・品質の向上・お客さま満足度の向上に役立てます。

〈苦情等対応管理態勢〉
- 苦情等対応に関する態勢を構築し、適切に運営します。
- 苦情(含む紛争)対応に関する取組みおよび個別具体的な対応については、必要に応じ「苦情対応マネジメントシステム基本規程」、「苦情対応マネジメントシステム実施運営要領」および「苦情対応マニュアル」に詳細を規定します。

〈組織体制〉
- 苦情等対応に関する最高意思決定機関は取締役会とし、苦情等対応に関する業務執行の最高責任者を取締役社長とします。また、最高責任者を補佐し、苦情等対応管理部門を所管する役員を苦情等対応管理責任者として任命します。
- 取締役会での意思決定の合理性・適切性を確保するため、必要に応じ課題別に組織する社内委員会等で十分な審議を行います。
- 苦情等対応に関する方針の立案、情報の一元管理、関係する各部門への指導・指示、および取締役会・経営会議等・各部門に対し、苦情等に基づく改善提言などを行う苦情等対応管理部門を設置します。

〈取組方針・計画の立案と実践〉
- 経営計画および苦情等対応管理部門の部門計画において、苦情等対応に関する取組方針・計画を定め、同方針・計画に従って取組みを進めます。

〈周知徹底〉
- 全役職員に対して、迅速・適切・真摯な苦情対応を可能とする教育・指導を行います。

〈情報共有・記録保存〉
- 取締役会、苦情等対応に関する最高責任者、苦情等対応管理責任者、苦情等対応管理部門、その他の関係部門・関係会議体は、苦情等対応に関する情報を適時適切に共有し、記録・保存します。
- 苦情等対応に関する情報の内、経営に重大な影響を与える事項については、苦情等対応管理部門が取締役会・経営会議等に速やかに報告します。

〈苦情等の分析と活用〉
- 取締役会・経営会議等は苦情等対応管理部門から提供された苦情等対応に関する情報を基に、苦情等対応に関する取組みや業務全般に関する改善施策について定期的に審議し、関係部門に改善の指示を行います。
- 全部門が、苦情等対応に関する情報を収集分析し、苦情等の発生件数の低減に努めると同時に、品質の向上・お客さま満足度の向上に向けた諸施策に活かします。

〈監査〉
- 内部監査部門は、苦情等対応に関する取組みについて定期的に監査を行います。監査結果を、被監査部門へ通知し、内部監査部門担当役員より最高責任者および取締役会に報告し、必要に応じて関係部門に意見具申します。

〈是正措置等の検討と実施〉
- 課題別に組織する社内委員会等は、苦情等対応管理部門から提供された苦情等対応に関する情報を基に、苦情等対応に関する取組みや業務全般に関する改善施策について定期的に審議し、苦情等対応管理責任者より、取締役会に報告します。
- 苦情等対応管理態勢、個別具体的な苦情等対応、およびこれに関連する業務において不具合が発見された場合は、速やかに是正措置を講じます。

〈説明責任〉
- 苦情等の受付状況、主たる苦情等の概要、改善施策については、社内外に適時適切に開示し、説明責任を果たします。

本お客さまの声対応方針は、三井住友海上きらめき生命の全役職員に周知徹底するとともに、一般に開示します。

三井住友海上きらめき生命保険株式会社
取締役社長　佐々木　靜

(2010年10月1日改定)

金融分野の裁判外紛争解決制度(金融ADR制度)について

- 2010年10月1日より、金融分野の裁判外紛争解決制度として金融ADR制度が開始されました。本制度は、金融商品やサービスの苦情に対し的確に対応する体制作りを通じて、利用者保護の充実を図ることを目的としています。
- 「社団法人　生命保険協会」は保険業法に基づき「生命保険業務に関する紛争解決業務を行う者」として指定を受けた紛争解決(ADR)機関となっており、生命保険協会「生命保険相談所」がその窓口となっています。当社は、生命保険協会との間で、紛争解決等業務に関する生命保険会社の義務等を定めた契約を締結しています。
  (1)生命保険相談所では、電話・文書(電子メール・FAXは不可)・来訪により生命保険に関するさまざまな相談・照会・苦情を受け付けています。また、全国各地に「連絡所」を設置し、電話にて受け付けています。
  (2)なお、生命保険相談所が苦情の申し出を受けたことを生命保険会社に連絡し、解決を依頼した後、原則として1ヵ月を経過しても、契約者等と生命保険会社との間で解決がつかない場合については、指定紛争解決機関として、生命保険相談所内に裁定審査会を設け、ご契約者などの正当な利益の保護を図っています。

ご利用にあたっては、所定の手続きが必要となります。詳細につきましては、以下までお問い合わせください。

生命保険相談所
TEL:03−3286−2648
受付時間:9:00 ～ 17:00 (土・日曜、祝日、年末年始を除く)
ホームページアドレス: http://www.seiho.or.jp/contact/index.html

当社の勧誘方針

「金融商品の販売等に関する法律」に基づき、弊社の金融商品の勧誘方針を、次のとおり定めておりますので、ご案内いたします。

勧誘方針

保険法、保険業法、金融商品の販売等に関する法律、金融商品取引法、消費者契約法、個人情報の保護に関する法律およびその他各種法令等を遵守し、適正な商品販売に努めてまいります。

お客さまの立場に立った商品販売に努めます
- お客さまに商品内容を十分ご理解いただけるよう、知識の修得、研さんに励むとともに、説明方法等について工夫し、わかりやすいご説明に努めてまいります。
- お客さまの商品に関する知識、経験、財産の状況および購入の目的等を総合的に勘案し、お客さまに適切な商品をご選択いただけるよう、お客さまのご意向と実情に沿った説明に努めてまいります。
- 市場の動向に大きく影響される投資性商品については、リスクの内容について、適切な説明に努めてまいります。
- 商品の販売にあたっては、お客さまの立場に立って、時間帯、場所、方法等について十分配慮いたします。

適正な業務運営に努めます
- お客さまに関する情報については、適正に取り扱うとともに厳正に管理いたします。
- お客さまのご意見、ご要望等を商品の開発・販売方法に活かしてまいります。
- 万一保険事故が発生した場合には、ご契約の商品内容に従い、迅速、的確に保険金をお支払いするよう努めてまいります。
- 保険金を不正に取得されることを防止する観点から、適正に保険金額を定める等、適切な商品の販売に努めてまいります。

生命保険契約者保護機構について

当社は、「生命保険契約者保護機構」(以下、「保護機構」といいます。)に加入しています。保護機構の概要は、以下のとおりです。

- 保護機構は、保険業法に基づき設立された法人であり、保護機構の会員である生命保険会社が破綻に陥った場合、生命保険に係る保険契約者等のための相互援助制度として、当該破綻保険会社に係る保険契約の移転等における資金援助、承継保険会社の経営管理、保険契約の引き受け、補償対象保険金の支払いに係る資金援助および保険金請求権等の買い取りを行う等により、保険契約者等の保護を図り、もって生命保険業に対する信頼性を維持することを目的としています。

- 保険契約上、年齢や健康状態によっては契約していた破綻保険会社と同様の条件で新たに加入することが困難になることもあるため、保険会社が破綻した場合には、保護機構が保険契約の移転等に際して資金援助等の支援を行い、加入している保険契約の継続を図ることにしています。

- 保険契約の移転等における補償対象契約は、運用実績連動型保険契約の特定特別勘定(※1)に係る部分を除いた国内における元受保険契約で、その補償限度は、高予定利率契約(※2)を除き、責任準備金等(※3)の90%とすることが、保険業法等で定められています(保険金・年金等の90%が補償されるものではありません)。

- なお、保険契約の移転等の際には、責任準備金等の削減に加え、保険契約を引き続き適正・安全に維持するために、契約条件の算定基礎となる基礎率(予定利率、予定死亡率、予定事業比率等)の変更が行われる可能性があり、これに伴い、保険金額、年金額等が減少することがあります。あわせて、早期解約控除制度(保険集団を維持し、保険契約の継続を図るために、通常の解約控除とは別に、一定期間特別な解約控除を行う制度)が設けられる可能性もあります。

※1　特別勘定を設置しなければならない保険契約のうち最低保証(最低死亡保険金保証、最低年金原資保証等)のない保険契約に係る特別勘定を指します。更生手続きにおいては、当該部分についての責任準備金を削減しない更生計画を作成することが可能です(実際に削減しないか否かは、個別の更生手続きの中で確定することとなります)。

※2　破綻時に過去5年間で常に予定利率が基準利率(注1)を超えていた契約を指します(注2)。当該契約については、責任準備金等の補償限度が以下のとおりとなります。ただし、破綻会社に対して資金援助がなかった場合の弁済率が下限となります。
高予定利率契約の補償率=90%−{(過去5年間における各年の予定利率−基準利率)の総和÷2}

(注1)基準利率は、各生命保険会社の過去5年間の平均運用利回りを基準に、金融庁長官および財務大臣が定めることとなっています。現在の基準利率については、当社または保護機構のホームページで確認できます。

(注2)一つの保険契約において、主契約・特約の予定利率が異なる場合、主契約・特約を予定利率が異なるごとに独立した保険契約とみなして、高予定利率契約に該当するか否かを判断することになります。
また、企業保険等において被保険者が保険料を拠出している場合で被保険者毎に予定利率が異なる場合には、被保険者毎に独立の保険契約が締結されているものとみなして高予定利率契約に該当するか否かの判断をすることになります。ただし、確定拠出年金保険契約については、被保険者が保険料を拠出しているか否かにかかわらず、被保険者ごとに高予定利率契約に該当するか否かを判断することになります。

※3　責任準備金等とは、将来の保険金・年金・給付金の支払いに備え、保険料や運用収益などを財源として積み立てている準備金等をいいます。

生命保険契約者保護機構の仕組み(概略図)

● 救済保険会社が現れた場合

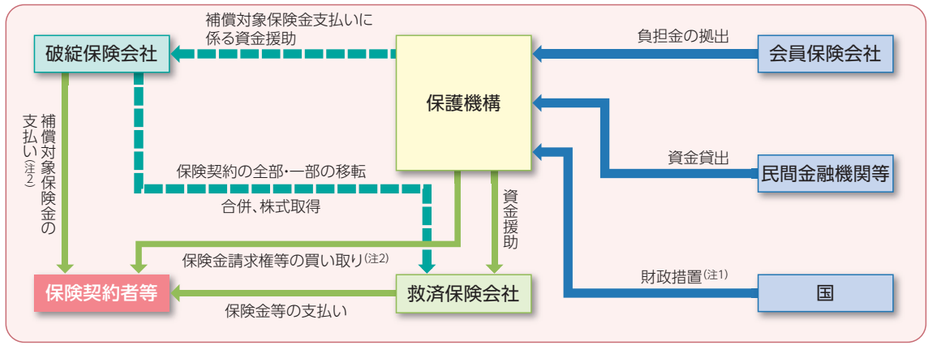

● 救済保険会社が現れない場合

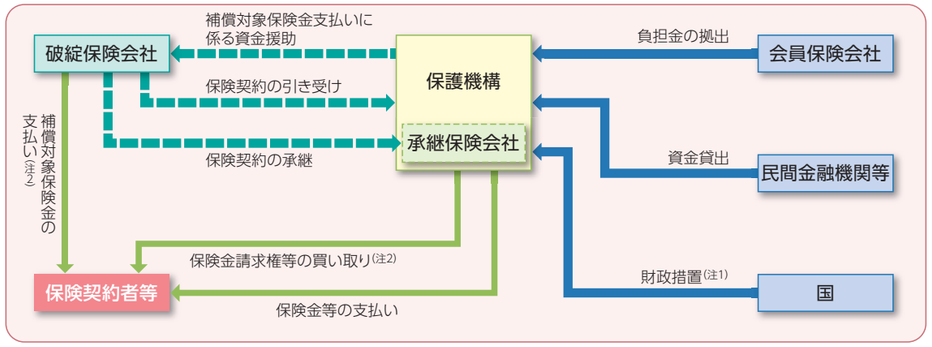

(注1)上記の「財政措置」は、2012年3月末までに生命保険会社が破綻した場合に対応する措置で、会員保険会社の拠出による負担金だけで資金援助等の対応ができない場合に、国会審議を経て補助金が認められた際に行われるものです。

(注2)破綻処理中の保険事故に基づく補償対象契約の保険金等の支払い、保護機構が補償対象契約に係る保険金請求権等を買い取ることを指します。この場合における支払率および買取率については、責任準備金等の補償限度と同率となります。(高予定利率契約については、前頁※2に記載の率となります。)

◇補償対象契約の範囲、補償対象契約の補償限度等を含め、本掲載内容はすべて現在の法令に基づいたものであり、今後法令の改正により変更される可能性があります。

生命保険会社が破綻した場合の保険契約の取り扱いに関するご質問は、下記までお問い合わせください。

生命保険契約者保護機構
TEL ： 03−3286−2820
受付時間 ： 月曜日〜金曜日(祝日・年末年始を除く)
9:00 〜 12:00、13:00 〜 17:00
ホームページアドレス ： http://www.seihohogo.jp/

あいおい生命保険株式会社との合併について

当社とあいおい生命保険株式会社は、関係当局の認可等を前提として、2011年10月1日付で合併し、三井住友海上あいおい生命保険株式会社(以下、「合併新会社」)となることを予定しています。
合併新会社は、「企業価値向上を支える人財の育成」をベースに、「商品・サービスの強化」、「事業基盤の拡充」、「品質の向上」を通じて、持続的な成長と収益力の向上を実現し、損保系生保で最も優れたビジネスモデルを創りあげます。

〈合併新会社の概要〉

1. 商号　三井住友海上あいおい生命保険株式会社
2. 存続会社　三井住友海上きらめき生命保険株式会社
3. 本店所在地　東京都中央区日本橋(現あいおい生命本店所在地)

合併新会社では、商品のコンセプトや商品性等をよりお客さまに身近に感じていただくことを目的として、合併新会社発足時より新たな商品ブランド「&LIFE (アンドライフ)」を展開します。

「&LIFE (アンドライフ)」には、『人生で出会うたくさんの「もしも=IF」を大きな「安堵」で守る保険でありたい』という思いを込めて、合併新会社の主力商品に付与するブランドとなります。

また、「&LIFE (アンドライフ)」のキャラクターには、幅広い世代に知られる「あらいぐまラスカル」を登用し、より高い親しみ易さやお客さま認知度の獲得を目指します。

人生の「もしも」を「安堵(あんど)」にかえる。

&LIFE
アンドライフ

©NIPPON ANIMATION CO.,LTD.

合併新会社では、MS&ADインシュアランス グループの生保事業を担う中核として、グループ共通のヴィジュアルアイデンティティを使用した社名ロゴを使用します。

MS&AD 三井住友海上あいおい生命保険株式会社

『次世代認定マーク(愛称:くるみん)』を取得

2011年6月、当社は「子育て支援に積極的に取り組んでいる企業」として、東京労働局長から認定を受けました。次世代育成支援対策推進法に基づき作成した当社の「一般事業主行動計画」(計画期間:2009年4月～ 2011年3月)が、所定の基準を満たしたとして認定されたものです。
今後も引き続き社員の多様な価値観に応える環境整備を進め、ワークライフ・バランスの実現を目指していきます。

子育てサポートしています
2011年認定事業主

【次世代育成支援対策推進法】

次代の社会を担う子供たちが健やかに生まれ、かつ育成される環境の整備を行うことを目的とした法律。企業は「一般事業主行動計画」を策定し、社員が仕事と家庭の両立を図るために必要となる雇用環境の整備に努めなければならないとされています。

トピックス

お客さまサービスの向上を目指した「新契約事務プロセス改革」の推進

当社では、お客さまに一日でも早く保険証券をお届けするために、販売支援システム「きらめきNaviオンライン」と事務処理システム「イメージワークフロー」の導入を柱とした「新契約事務プロセス改革」を2010年11月より本格的に進めています。
「きらめきNaviオンライン」では、申込書をより見やすく、記入しやすく改善し、さらに、事務手続きの不備を未然に防ぐ仕組みを盛り込むことにより、「より正確な申込書類の作成」が可能となりました。
また、「イメージワークフロー」では、全国の営業拠点から申込書類の画像データを本社へ送信することにより、申込書類本紙の到着前に本社での処理を開始することが可能となりました。
今後、さらなるシステム機能強化を図り、「より早く・より正確に・より効率的に」お客さまのもとへ保険証券をお届けすべく、品質向上を目指したより一層の取り組みを推進してまいります。

〈システムの特長・効果〉

「きらめきNaviオンライン」（販売支援システム）

(1)見やすく・記入しやすい申込書の作成
お客さまに申込内容を改めてご確認いただいた上でご署名いただけるよう、確認箇所や記入順をわかりやすく表示した申込書を作成します。

(2)手続きの不備を未然に防止する仕組み
ご加入限度額のチェック機能、申込内容の変更点をオンライン入力してデータを確定させる機能、必要な添付書類のチェックができる送状の作成機能などを新設し、不備発生を未然に防止します。

(3)事務処理の進捗状況を代理店に適切に案内
証券作成時など事務処理の節目に、代理店へ専用システムによる電子メールで進捗状況を案内します。

「イメージワークフロー」（事務処理システム）

(1)営業拠点でのスキャナ入力の実施
全国各地の営業拠点で申込書・添付書類をスキャナ入力し、本社にデータを送信します。本社では申込書類本紙の到着を待たずに事務処理を開始することにより、お申込みから証券作成までの日数を短縮します。

(2)事務処理の進捗状況が照会できるオンラインの新設
申込書受付から証券作成までの事務処理の進捗状況を代理店・営業拠点が照会できるオンラインを新設し、より迅速・丁寧なお客さま対応を実現します。

「きらめきNaviオンライン」と「イメージワークフロー」の概要

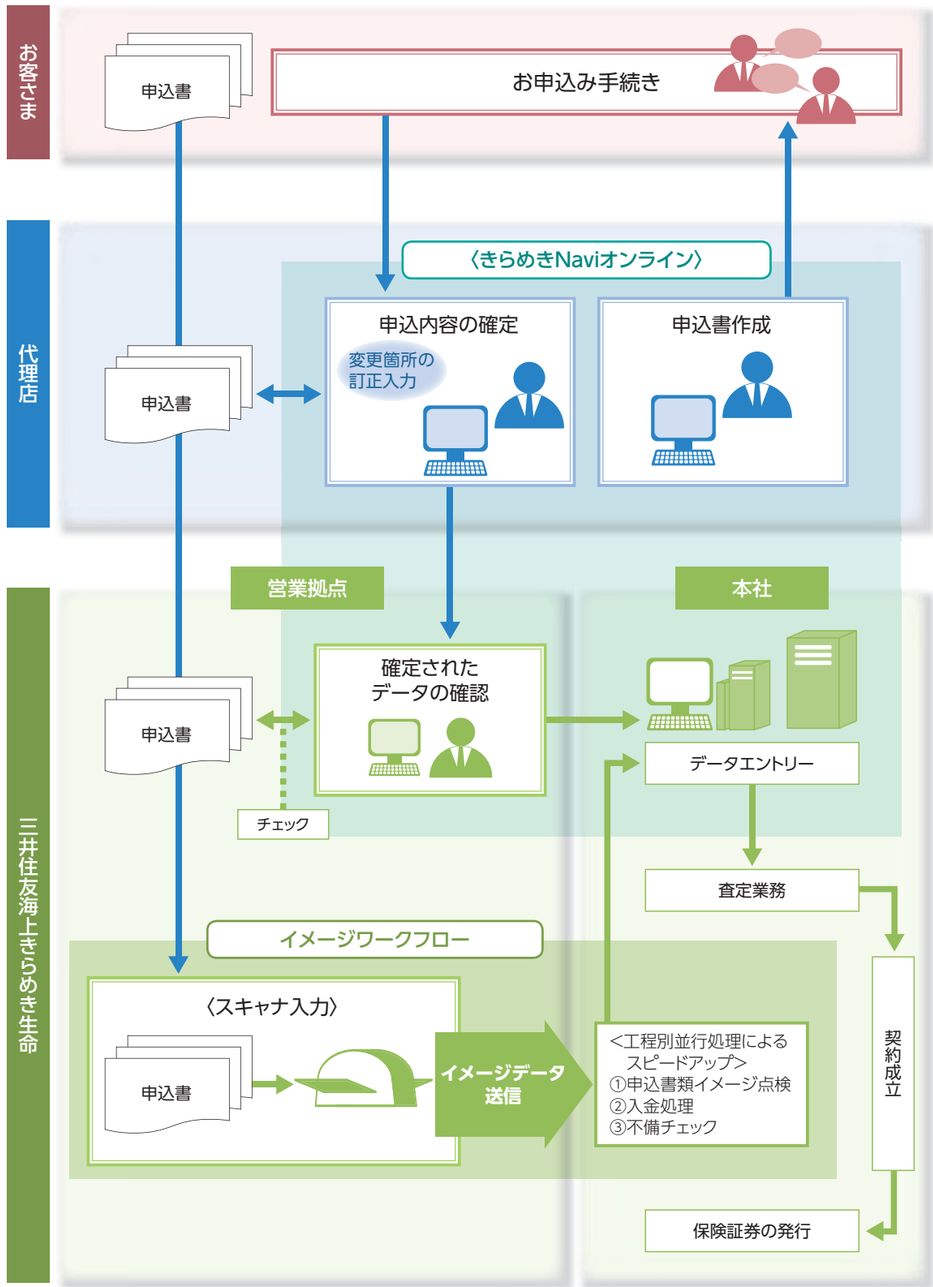

収入保障系商品の料率改定

必要な保障額に合わせて合理的な設計ができる商品としてご好評をいただいている「無解約返戻金型収入保障保険」「無解約返戻金型総合収入保障保険」について、2010年12月に料率の改定を実施しました。主要販売層である20歳代から40歳代前半を中心に保険料を引き下げ、より一層多くのお客さまにご加入いただけるようにしています。

当社ホームページに「家族を守る保険がたのしくわかる!」サイトを開設

遺族保障についてご家族で一緒に考えていただくきっかけとなるよう、2010年12月2日に「家族を守る保険がたのしくわかる!」サイトを当社ホームページに開設しました。
「万一に備える保障の考え方」や「商品のしくみ」についてより多くのお客さまにご理解いただけるよう、物語や映像を通して「ま☆じーん」たちがわかりやすく解説しています。キャラクターのぬりえやペーパークラフトをダウンロードすることもできますので、「家族を守る保険」について、ご家族で楽しみながらご理解いただくことができます。
また、この他にもお客さま向けツールとして、絵本とイラストで「万一に備える保障の考え方」や「商品のしくみ」について解説した「絵本パンフレット」や、動画でわかりやすく説明した「映像CD-ROM」を作成し、当社代理店・社員を通じてお客さまにご提供しています。

〈キャラクター〉ま☆じーん

最先端の医療をお伝えする活動

当社は、生命保険業界で先駆けて2006年11月に実費払の先進医療特約を発売して以来、最先端の医療に関する情報提供・啓発活動に積極的に取り組んでいます。
日々進化する医療について「正しく知ること」。
そして、望む治療を経済的な理由であきらめないように「備えること」。
そのお手伝いをすることも真に役立つ生命保険会社として、大切な社会的使命の一つだと考えています。

脳卒中に関する啓発活動

脳卒中の専用保障である脳卒中治療支援特約α(新医療保険α)の発売を機に、社団法人日本脳卒中協会との共同事業として、脳卒中の予防啓発を深める「脳卒中きらめきプロジェクト」を全国で推進しています。具体的な活動として、全国各地で市民向け「脳卒中セミナー」を共同開催し、計54回、約6,000人の方にご参加いただきました(2010年度累計)。また、同協会が定める脳卒中週間にポスターを全国の営業拠点・代理店で掲示するなど、予防啓発活動に努めています。

ホームページでの情報発信

先進医療.net (先進医療ドットネット)

http://www.senshiniryo.net/
先進医療の情報を誰もが閲覧できる情報発信型の専用WEBサイトで、生命保険業界では初めて※の取り組みです。先進医療を実施している医療機関の詳細レポートや先進医療に関するコラム(毎月更新)により、最先端の医療に関する情報をお届けしています。
※2009年10月開設時当社調べ

先進医療ナビ

http://www.ms-kirameki.com/senshin_navi/
先進医療の基礎知識、先進医療に該当する技術および療養内容、その実施医療機関を誰もが調べることができる情報検索型の専用WEBサイトです。平易な表現を用いた解説や、豊富な検索方法など、閲覧される方の目的や用途に応じて、わかりやすくご紹介しています。

冊子「先進医療を知るガイドブック」

先進医療技術に関する基礎知識および代表的な7種類の先進医療技術※について、図表データやカラー写真などを用いてわかりやすく解説しています。
代理店・社員を通じてお客さまに無償配布しています。

※がんの重粒子線治療、がんの陽子線治療、エキシマレーザー冠動脈形成術、がん免疫細胞療法、血管新生療法、多焦点眼内レンズを用いた水晶体再建術、ロボットを用いた冠動脈バイパス手術
（2011年4月当社調べ）

〈ガイドブック〉

映像DVD「先進医療を知る」

冊子「先進医療を知るガイドブック」をより視覚的にご理解いただけるDVDです。治療方法や治療の様子、治療器具、各種データ、医師のインタビューなどを交えて解説しています。代理店・社員を通じてお客さまに無償配布しています。

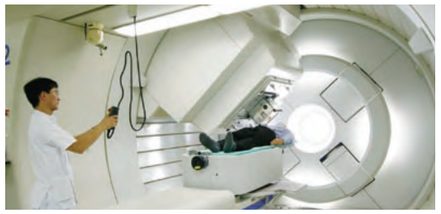
〈がんの陽子線治療〉

オープンセミナー「闘わないがん治療 粒子線治療セミナー」の開催

健康・医療をテーマとしたオープンセミナーとして「闘わないがん治療 粒子線治療セミナー」を開催しています。2011年3月末までに、全国各地で延べ120回以上開催し、18,000人を超えるお客さまに聴講いただきました。
健康と医療について、お客さまの理解を深めていただくことに努めています。

地方自治体との協力協定

がん撲滅、建設予定の粒子線治療施設の広報・普及を目的とした協力協定を複数の地方自治体と締結し、がん啓発活動などへの取り組みを進めています。

ご契約時のご案内

お客さまの多様なニーズにあった保険商品をご提供するために、取扱商品について取りまとめた「保険種類のご案内」や「各種特約のご案内」を作成しています。
個々の保険商品については、各種の商品パンフレットや商品チラシ、保険設計書をご提供しています。
お客さまが保険商品の内容をご理解いただくために必要な情報を記載した「契約概要のご説明」と、保険金等をお支払いできない場合などのお客さまに不利益となる情報を記載した「注意喚起情報」を「ご契約のしおり・約款」とともに必ずご説明の上お渡しして、お客さまに重要事項についてご理解いただけるよう努めています。
また、お客さまのニーズ・ご意向に合った適切な保険商品をご提供するため、「意向確認書」を作成・交付しています。お申し込みいただく内容について、お客さまが最終的に確認する機会を確保するために、お申し込みいただく前に、保障の目的、保険種類、保険金額、保険期間、保険料等について、ご意向に沿っているか確認させていただくものです。

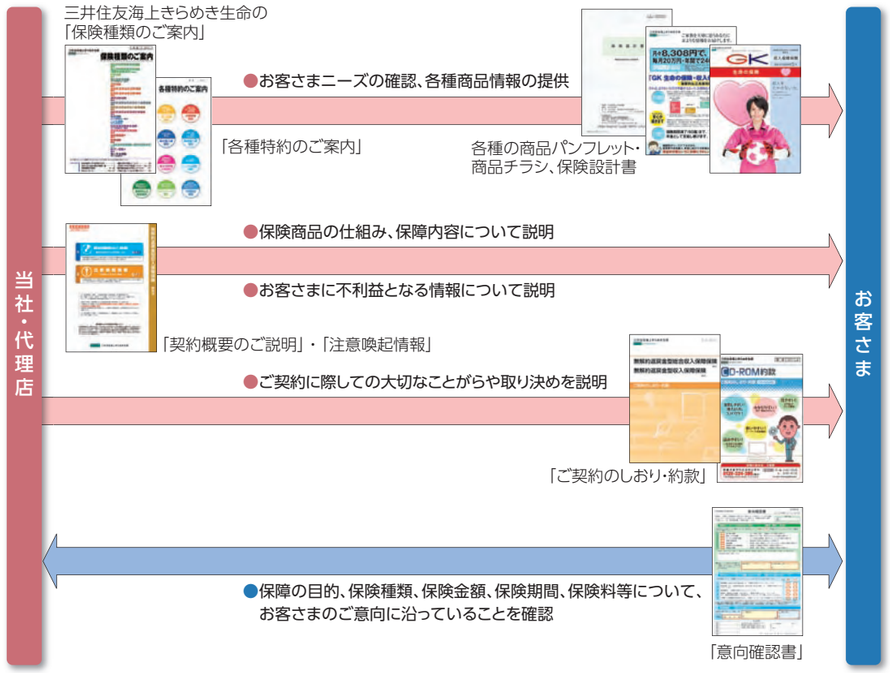

重要なことをわかりやすくご提供する取り組み

お客さまの利便性向上への取り組みの一環として、重要なことをわかりやすくご説明し、十分にご理解いただくために、お客さま向け説明資料の改善を行いました。

(1) CD-ROM約款の交付開始

全商品の「ご契約のしおり・約款」※1を1枚のCD-ROMに収容した「CD-ROM約款」の交付※2を契約日が2010年3月2日以降となるご契約より開始しています。
「CD-ROM約款」では、お客さまにとって「ご契約のしおり・約款」がより一層読みやすく、わかりやすくなるようにさまざまな工夫をしています。音声・動画ガイダンスによる「操作ガイド」や「はやわかり解説」をはじめ、知りたい情報のキーワード検索や文字の拡大、冊子をめくるような感覚でご覧いただける「ページめくり機能」など、電子媒体ならではの利便性を追求しました。

※1: 団体保険を除きます。
「ご契約のしおり・約款」は、ご契約内容や商品の特長と仕組み、諸手続きなどお客さまに知っていただきたい重要事項を記載しているお客さま向け説明資料です。
※2: お客さまのご希望により「CD-ROM約款」、「冊子版」のいずれかを選択いただくことが可能です。

〈トップ画面〉

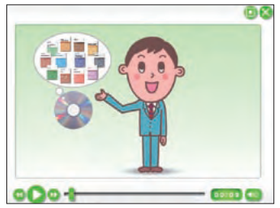
〈はやわかり解説〉

(2) カラーユニバーサルデザインを採用したお客さま向け説明資料

お客さまにお渡しする主力商品の「契約概要のご説明」・「注意喚起情報」について、カラーユニバーサルデザイン※1を採用するとともに、レイアウトや、文字の大きさも見直すなどの改善を図り、NPO法人カラーユニバーサルデザイン機構より「CUDマーク※2」を取得しました。

※1: NPO法人カラーユニバーサルデザイン機構(CUDO)が認証する、色覚の個人差を問わず、多くの人に見やすく配慮されたデザインです。
※2: CUDOによって認証された製品や施設に対してのみ表示できるマークです。

COLOR UNIVERSAL DESIGN

色覚の個人差を問わず、できるだけ多くの方に見やすいよう配慮して製作しています。NPO法人カラーユニバーサルデザイン機構(CUDO)より認証を取得しています。

商品に関する情報提供(デメリット情報を含む)

お客さまが、生命保険の内容や制度についてご存じないために、不利益を被るような条項は、不利益条項(デメリット情報)と呼ばれています。お客さまがご理解されていなかったことによる不利益を生じさせないためにも、契約時に「契約概要のご説明」・「注意喚起情報」・「健康状態等の告知にあたりご注意いただきたい点」・「ご契約のしおり・約款」などにより、契約上の重要事項を説明したうえでお渡しし、周知徹底を図っています。
主なものとしては、以下のとおりです。

(1) 告知義務および告知義務違反などによる解除

契約者および被保険者には、健康状態や職業など、重要なことがらについてありのままをお知らせしていただくことになっています。これを「告知義務」といいます。
当社がおたずねした重要なことがらについて報告がなかったり、故意に事実を曲げて報告された場合などは、告知義務違反として、会社はご契約を解除することがあります。
また、保険金の請求における詐欺など、生命保険制度の健全性を揺るがすような重大事由に該当した場合も、会社はご契約を解除することがあります。

(2) 保険金等をお支払いできない場合について

「ご契約から一定期間内における被保険者の自殺」や、「受取人等の故意または重大な過失による支払事由の発生」など、お支払い事由に該当しても保険金・給付金等をお支払いできない場合があります。

(3) 契約の失効

払込猶予期間中に保険料が払い込まれず、かつ、その保険料の自動振替貸付(お立替え)が行われないときは、保険契約は払込猶予期間満了日の翌日から効力がなくなり、保険金・給付金などのお支払いができなくなります。

①保険料の払込猶予期間
保険料は払込期月中にお払い込みいただきます。なお、払込期月中にお払い込みがない場合でも、次のとおり払込猶予期間があります。

〈保険料の払込猶予期間〉
○月払契約
…払込期月の翌月初日から末日までです。
○年払・半年払契約
…払込期月の翌月初日から翌々月の月単位の契約日の応当日までです。契約日の応当日がない場合は、その月の末日までです。
ただし、契約日の応当日が2月・6月・11月の各末日の場合は、それぞれ4月・8月・1月の各末日までです。

(注1) MS終身・MS終身α、団体保険の払込猶予期間は、年払・半年払契約についても、払込期月の翌月初日から末日までです。
(注2) 「応当日」とは、ご契約後の保険期間中に迎える毎年の契約日に対応する日のことで、特に、月単位・半年単位の契約日の応当日といったときは、それぞれ各月、半年ごとの契約日に対応する日のことをいいます。
〈例〉2010年7月5日に契約された場合
契約日の応当日=保険期間中の毎年7月5日

②契約の復活
万一、保険料のお払い込みがなく契約の効力がなくなっても(失効)、その日から3年以内(医療保険・新医療保険、新医療保険α、ガン保険・新ガン保険、新ガン保険α、MS終身・MS終身αの場合は1年以内、団体保険の場合は1ヵ月以内)であれば、当社の定める手続きをとっていただいたうえで、ご契約の復活を請求することができます。
※この場合、5年ごと利差配当付個人年金保険(無選択特則付)を除き、あらためて告知または診査をしていただきます。また、その際に失効期間中にお払い込みいただけなかった保険料を当社所定の期日までにお払い込みいただくこととなります。ただし、ご契約を解約された場合や健康状態によってはご契約の復活はできません。

(4) 現金がご入用になったとき

現金がご入用のときは、解約返戻金の一定の範囲内で、一時的に必要な資金をお貸しする契約者貸付制度をご利用いただけます。
※保険種類等によっては、お取り扱いできない場合があります。

(5)保険料のお払い込みが困難になったとき

保険料のお払い込みが困難になられたときでも、ご契約を有効に続けられる方法があります。

このようなとき	このような方法で	
一時的に保険料のお払い込みができないとき	□保険料の自動振替貸付制度(お立替え)	●ご契約後ある程度年数が経ち、解約返戻金があるご契約について、保険料お払い込みの猶予期間が過ぎても保険料のお払い込みがない場合に、当社が保険料を自動的にお立替えする制度です。 (制度の概要) ・貸付金額…解約返戻金の一定の範囲内です。 ・利　　息…当社所定の利率により複利で計算します。 ・返済方法…全額返済のほか、分割返済も取り扱います。 ・精　　算…保険金や解約返戻金のお支払い時などには、自動振替貸付の元利金を差引精算します。
途中から保険料のお払い込みを中止するが、ご契約を有効に続けたいとき	□払済保険への変更	●変更時の解約返戻金を一時払の保険料に充当して、払済保険に変更します。保険金額は小さくなりますが、保険期間はそのままです。 ◇各種特約は消滅します。 ◇変更後の保険金額が当社の定める限度を下回る場合は、お取り扱いできません。
	□延長保険への変更	●変更時の解約返戻金を一時払の保険料に充当して、一定期間の死亡・高度障害を保障する定期保険に変更します。 ●死亡・高度障害保険金額は、原則、変更前の主契約と同額です。 ●変更時の解約返戻金の額により、新たに保険期間を定めます。 ◇各種特約は消滅します。
保険料のお払い込み額を少なくされたいとき	□保険金額、入院給付金日額等の減額	●当社所定の範囲内で保障額を減額することにより、保険料のお払い込み額を少なくし、ご契約を継続していただくことができます。 ◇主契約または定期保険特約などの保険金額を減額されますと、各種特約の保険金額・入院給付金日額なども減額されることがあります。 ◇減額後の保険金額等が当社の定める限度を下回る場合は、お取り扱いできません。

※保険種類・契約内容・保険料の払込方法によっては、上記のお取り扱いができない場合があります。

(6)解約返戻金

生命保険では、払い込まれる保険料が預貯金のように、そのまま積み立てられるのではなく、その一部は年々の死亡保険金等のお支払いに、他の一部は生命保険の運営に必要な経費にそれぞれあてられ、これらを除いた残りを基準として定めた金額が解約された際に払い戻されます。
そのため、特に契約後しばらくの間は、保険料の大部分が死亡保険金等のお支払いや、販売、診査、証券作成などの経費にあてられますので、解約されたときの返戻金は多くの場合、まったくないか、あってもごくわずかです。
また、解約返戻金の額は契約年齢、保険料払込期間、経過年数などによって異なります。
なお、団体保険につきましては、解約返戻金・脱退返戻金はありません。

(7)クーリング・オフ制度

保険契約の申込日または第1回保険料(相当額)の払込日のいずれか遅い日からその日を含めて8日以内であれば、書面によりご契約のお申し込みを撤回することができ、この場合にはお払い込みいただいた金額をお返しします。ただし、以下の場合には、このお取り扱いができません。

- 当社が指定した医師の診査を受けられた場合
- 申込者等が法人(会社)または個人事業主(雇い主)となる契約
- 申込者等が郵便等の方法を利用して申し込まれた場合
- 債務の履行の担保のために契約を申し込まれた場合
- ご契約の内容変更(保険金額の増額、特約の中途付加など)の場合

また、お申し込みの撤回の書面の発信時に保険金・給付金の支払事由が生じている場合には、お申し込みの撤回の効力は生じません。

商品ラインアップ

(1)主な販売商品

当社では、万一の際の死亡保障や高齢化社会に対応した一生涯保障など、お客さまのニーズにお応えできる商品を取り揃えています。この中から、万一の際の死亡保障に関しては、「MS終身」・「定期保険」・「無解約返戻金型収入保障保険」などの商品を中心に、お客さまのニーズに合わせて必要な保障をご提案しています。病気やケガによる医療保障に関しては、「新医療保険α」・「新ガン保険α」で保障を確保できるほか、「MS終身」などの死亡保障商品へ各種特約を付加してご準備いただくことも可能です。
また、お客さまのライフプランをより充実させるために、「養老保険」やお子さま向けの「こども保険」、老後の生活資金準備に適した「個人年金保険」などの貯蓄性商品もご提供しています。
法人向けには、万一の際の死亡保障だけでなく、従業員や取引先に対しても事業をとどこおりなく継続させ発展させていくとともに、経営者自身の退職金資金の備えともなるよう、「100歳満了定期保険」・「逓増定期保険」等をラインアップとして揃え、多様なニーズに対応しています。

(2)個人向け商品

【主契約】

商品名	特　長
●積立利率変動型終身保険〈MS終身〉 ●積立利率変動型終身保険(低解約返戻金型)〈MS終身α〉 	一生涯保障という終身保険の特長はそのままに、市場金利の動向に応じて保険金額や解約返戻金の額を増加させる仕組みを備えています。なお、「MS終身α」は、保険料払込期間中の解約返戻金を通常の70%とし、保険料を低廉にしたものです。 また、健康状態等が当社所定の基準を満たす場合には、申込時にご契約者からお申し出いただくことにより「元気You割(区分料率適用特約)」を付加し、保険料を割り引きます。
●終身保険	高齢化社会にふさわしく、保障は一生涯続きます。また、相続対策としても有効であるうえ、現金が一時的に必要になったときはキャッシュバリュー(解約返戻金)の一定範囲内でご契約者貸付の制度もご利用いただけます。 ※保険料のお払い込みは「一時払」のみの取り扱いとなります。
●積立型終身保険 ●5年ごと利差配当付積立型終身保険 	保険料払込期間中の死亡・高度障害保障の額を抑えていますので、その分、終身保険よりも低廉な保険料で一生涯の保障を確保できます。特に、保険料払込期間を退職年齢に合わせていただきますと、退職後の一生涯の保障を割安な保険料で合理的にご準備いただけます。 なお、保険料払込期間中の災害による死亡および高度障害についての上乗せ保障のある「A型」と上乗せ保障のない「B型」の2つのタイプからお選びいただけます。

商品名	特　長
●定期保険	死亡・高度障害保障に的を絞った合理的な保険ですので、一定期間の大きな保障を低廉な保険料で得られ、保険期間満了時の健康状態にかかわらず、最長80歳までご契約を更新することができます。 また、健康状態等が当社所定の基準を満たす場合には、申込時にご契約者からお申し出いただくことにより「元気You割(区分料率適用特約)」を付加し、保険料を割り引きます。
●低解約返戻金型定期保険	前記の定期保険と保障内容は同一ですが、一定期間の解約返戻金の額を前記の定期保険の70%水準に抑制することにより、保険料を低廉にしたものです。 解約返戻金を抑制する期間は、豊富なパターンの中からお選びいただけるようになっており、さまざまなニーズにきめ細かく対応することができます。
●無解約返戻金型定期保険	前記の定期保険と保障内容は同一ですが、保険期間中の解約返戻金をなくすことにより、保険料をさらに低廉にしたものです。 個人のお客さま・法人のお客さまを問わず、できるだけ少ないご負担で大きな保障をご希望される場合に適しています。
●無解約返戻金型収入保障保険 	死亡または高度障害状態になられたときに、ご契約いただいた額の年金(収入保障年金または高度障害年金)を保険期間満了時まで毎月お支払いします。なお、保険期間満了時に無事故給付金を受け取れる「A型」と無事故給付金のない「B型」の2つのタイプからお選びいただけます。 また、健康状態等が当社所定の基準を満たす場合には、申込時にご契約者からお申し出いただくことにより「元気You割(区分料率適用特約)」を付加し、保険料を割り引きます。
●無解約返戻金型総合収入保障保険 	死亡・高度障害状態だけでなく、約款所定の特定障害状態・要介護状態になられたときにも保険期間満了時まで年金をお支払いするため、世帯の収入が途絶・減少するリスクに対して幅広い保障を得ることができます。また、特定疾病(悪性新生物(ガン)・急性心筋梗塞・脳卒中)になられたときには、以後の保険料のお払い込みが不要となります。 なお、保険期間満了時に無事故給付金を受け取れる「A型」と無事故給付金のない「B型」の2つのタイプからお選びいただけます。 また、健康状態等が当社所定の基準を満たす場合には、申込時にご契約者からお申し出いただくことにより「元気You割(区分料率適用特約)」を付加し、保険料を割り引きます。
●無解約返戻金型逓減定期保険 	保険金額が期間の経過に応じて減少していく仕組みを持つ定期保険で、必要保障額の推移に合わせた合理的な保障が得られます。 また、健康状態等が当社所定の基準を満たす場合には、申込時にご契約者からお申し出いただくことにより「元気You割(区分料率適用特約)」を付加し、保険料を割り引きます。
●逓増定期保険	保険金額が約款所定の割合で最高5倍まで増える仕組みを持つ定期保険で、お子さまの誕生など将来扶養家族が増えたり、収入が増加していく場合に備えることができます。

商品名	特　長
●特定疾病保障終身保険 ●5年ごと利差配当付特定疾病保障終身保険 ●特定疾病保障定期保険	悪性新生物(ガン)・急性心筋梗塞・脳卒中になられたとき、入院の有無にかかわらず保険金(特定疾病保険金)をお支払いします。保険金は治療費としてご活用いただくことはもちろん、自宅療養中の費用やご家族の生活費などにご利用いただくこともできます。また、死亡・高度障害状態になられたときは、死亡保険金または高度障害保険金をお支払いします。
●養老保険 ●5年ごと利差配当付養老保険	万一のときの保障を確保しながら財産形成ができますので、老後の生活資金やお子さまの教育資金・結婚資金づくりに役立ちます。また、一時的にお金が必要になったときは、キャッシュバリュー(解約返戻金)の一定範囲内でご契約者貸付の制度をご利用いただけます。
●5年ごと利差配当付こども保険 	お子さまの教育資金をご準備いただけるよう、進学時期に合わせて約款所定の祝金を受け取ることができます。また、こども医療特約を付加することにより、お子さまの入院・手術・ケガによる通院を保障することができます。 なお、ご契約者の方が死亡・高度障害状態になられたときに養育年金が受け取れる「I型」と、養育年金の保障がない「II型」の2つのタイプからお選びいただけます。
●新医療保険α 	日帰りの入院から長期の入院まで保障し、さらには手術や放射線治療、集中治療室管理を受けた場合も保障するなど、病気やケガに対して総合的に備えられる保険です。 また、特約を付加することにより、三大疾病や女性特有の病気による入院、差額ベッド費用、先進医療の治療費、脳卒中による入院・後遺症継続時の一時金、ガン診断時の一時金に対してそれぞれ保障をご準備いただけます。
●一時払終身医療保険(低解約返戻金型)	保険料を一時払でお払い込みいただく医療保険で、一生涯にわたり医療保障が続きます。新医療保険αと同様、日帰り入院から長期の入院まで保障し、手術や放射線治療、集中治療室管理を受けた場合の保障、さらに特約を付加することで差額ベッド費用や先進医療に対する保障が得られます。 また、被保険者が死亡した際は一時払保険料相当額の死亡給付金をお支払いします。
●新ガン保険α 	ガンで入院されたときに給付金をお支払いします。 また、特約を付加することにより、ガン診断時の一時金、差額ベッド費用、ガン入院後の退院(在宅療養)時の保障、先進医療の治療費、死亡または高度障害状態に対してそれぞれ保障をご準備いただけます。
●5年ごと利差配当付個人年金保険 (無選択特則付) 	老後の生活資金を計画的に確保することができます。なお、個人年金保険料税制適格特約を付加されますと、お払い込みの保険料について個人年金保険料控除を受けることができます。

【主な特約】

特約名	ご利用の目的～次のような方にお勧めします
定期保険特約	無理のない保険料で、死亡・高度障害状態の際の保障を大きくしたい方へ
無解約返戻金型収入保障特約	毎年安定した収入を遺族に残したいとお考えの方へ
災害割増特約	不慮の事故または約款所定の感染症による死亡・高度障害状態の際の保障を増やしたい方へ
新傷害特約	不慮の事故もしくは約款所定の感染症による死亡、および不慮の事故による身体障害状態の際の保障を増やしたい方へ
新災害入院特約	不慮の事故による入院の際の保障をご希望の方へ
新疾病入院特約	病気による入院や病気・不慮の事故による手術の際の保障をご希望の方へ
新成人病入院特約	成人病による入院・手術の際の保障をご希望の方へ
新女性疾病入院特約	女性に多い病気による入院・手術の際の保障をご希望の方へ
リビング・ニーズ特約	余命6ヵ月以内と判断されるときに、ご契約の死亡保険金の全額または一部を生前に受け取りたい方へ
保険料払込免除特約	特定疾病(悪性新生物(ガン)・急性心筋梗塞・脳卒中)、約款所定の特定障害状態や要介護状態になられたときに、以後の保険料のお払い込みを不要としたい方へ
代理請求特約	被保険者の方が保険金・給付金や保険料の払込免除をご請求できない場合に、その代理人がご請求できるようにしておきたい方へ

	特約名
5年ごと利差配当付こども保険専用の特約	こども医療特約
新医療保険α専用の特約	室料差額給付特約α、先進医療特約α、三大疾病給付特約α、女性疾病給付特約α、脳卒中治療支援特約α、ガン診断給付特約α
一時払終身医療保険(低解約返戻金型)専用の特約	一時払室料差額給付特約、一時払先進医療特約
新ガン保険α専用の特約	ガン診断給付特約α、ガン室料差額給付特約α、在宅療養給付特約α、ガン先進医療特約α、ガン死亡保障特約α

(3)団体向け商品

商品名	ご利用の目的～次のような方にお勧めします
総合福祉団体定期保険	従業員が万一のときの福利厚生制度(弔慰金・死亡退職金等)の円滑な運営をお考えの企業へ
団体定期保険	従業員が万一のときの、自助努力による死亡保障制度をお考えの企業へ
団体信用生命保険	住宅ローンなどの利用者が死亡されたとき、その債務の補てんをお考えの企業へ
医療保障保険(団体型)	公的医療保険制度補完の仕組みをお考えの企業へ

ご契約後のサービス・情報提供

ご契約期間中のご案内・情報提供

「ご契約内容のお知らせ」

毎年1回、すべてのご契約者さまに、ご加入いただいているご契約内容や各種お手続きの方法、会社情報等についてのご案内をお届けしています。

〈ご契約内容のお知らせ〉

〈保険金・給付金等お手続きガイド〉

その他の各種ご案内

その他にも、当社では下記のようなご案内をお送りすることで、ご契約者さまへの情報提供を行っています。

保険料のお払い込みについて	● □座振替予定のご案内 ● 保険料□座振替不能のお知らせ ● 生命保険料お立替えのお知らせ ● 年金に関するお知らせ	● 保険料払込期間満了のお知らせ ● ご契約失効のお知らせ
その他	● 自動更新のお知らせ ● 特約継続のご案内	● 契約者貸付金利息のお払込案内 ● 契約者貸付金残高のお知らせ

インターネットでの各種照会・お手続き等

当社ホームページ上で、ご契約内容の照会、住所変更手続き、保険金・給付金請求のお申し出等の各種照会・お手続きを行うことができます。

http://www.ms-kirameki.com

ご利用いただけるサービス

○ご契約内容の照会※
○保険料控除証明書の再発行手続き※
○住所変更手続き
○保険金・給付金、改姓・□座変更のお申し出
○給付金請求書類の取り出し
○保険証券の再発行手続き
○各種お問い合わせ※

※当社ホームページ内のお客さまWebサービス(個人のお客さま専用のサービス提供サイト)に別途ご利用登録(無料)が必要です。

ご契約内容に関するお手続きについて

当社の「お客さまサービスセンター」では、ご契約者さまから、ご契約内容に関するお手続きやお問い合わせを承っています。また、ご契約内容変更の手続き書類を当社からご契約者さまへ直接発送する「ダイレクトサービス」を実施することにより、迅速で丁寧なサービスをご提供しています。

お手続き・お問い合わせ窓口

お客さま専用電話（無料）
0120-324-386

受付時間：月～金 9:00～18:00　土 9:00～17:00
（日・祝日・年末年始を除きます）

お手続き、お問い合わせの例

■入院したので給付金を請求したい　■住所を変更したい　■保険料の振替口座を変更したい
■契約者貸付を受けたい　■契約の名義を変更したい　■控除証明書を紛失したので再発行してほしい

当社に関する情報提供

(1) ディスクロージャー資料（本冊子）

「保険業法第111条」に基づき、決算報告、事業内容、活動状況を記載するディスクロージャー誌を毎年1回発行しています。
全国の営業拠点および主要な代理店に備え置くとともに、ホームページでもご覧いただけます。

(2) ホームページ

当社ホームページではお客さま向けに、商品やサービス、会社概要やニュースリリース、資料請求、各種お問い合わせなどについてご案内しています。
URL：http://www.ms-kirameki.com

(3) 会社案内

当社の会社概要を簡潔にまとめた冊子です。

ご請求時・お支払い時のご案内

保障内容や保険金等のご請求手続きを理解していただくために、お客さまへのご案内の充実を図っています。

(1) ご請求時のご案内

お客さまからのご請求のご連絡は、お客さまサービスセンターの保険金・給付金専門スタッフがお電話で承り、ご請求からお支払いまでの流れや、お支払いできる可能性のある保険金・給付金をご説明します。
また、請求手続きに必要な書類をお客さまのご契約内容とご請求内容に応じて作成し、返信用封筒を同封してお客さまに直接お送りしています。

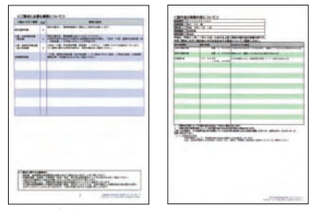

〈「ご請求に必要な書類について」と「給付金の保障内容について」〉

また、その際には「保険金・給付金のご請求について」を同封し、お手続きの流れや、保険金・給付金をお支払いする場合・できない場合の具体例をご案内しています。
その後ご請求のないお客さまには、ご連絡を受けてから3ヵ月後にお手紙を郵送し、4ヵ月経過した時点で、お電話によるご請求の確認を行っています。

〈「保険金・給付金のご請求について」〉

(2) ホームページでの請求書類のご提供

当社ホームページでも保険金・給付金請求書類をお取り寄せいただけます。

〈ホームページでの請求書類お取り寄せ〉

(3) お支払い時のご案内

保険金・給付金のお支払い手続きの中で、他の保険金・給付金をお支払いできる可能性がある場合には、「お手続完了（お支払明細）のお知らせ」に請求手続のご案内を同封しています。
その後ご請求のないお客さまには、上記のご案内から3ヵ月後にお手紙を郵送し、4ヵ月経過した時点で、お電話によるご請求の確認を行っています。

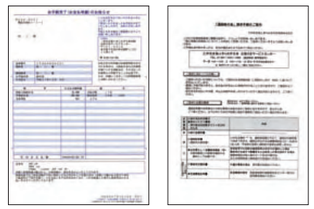

〈「お手続完了（お支払明細）のお知らせ」と同封する「通院給付金」請求手続のご案内〉

保険金支払体制とお支払い状況

当社は、保険金等支払の仕組みや支払可否について、お客さまにご理解いただけるよう、真摯にわかりやすく説明するとともに、公平性・健全性に留意し、迅速かつ適切に遂行することを基本とし、これらを実現するための保険金支払体制の構築および確保に不断に取り組んでいます。
保険金支払体制の整備にあたっては、お客さまの保護を最優先とし、「契約加入時」「請求受付・案内時」等の各段階において、保険金等のお支払いについて十分に説明しています。
また、保険金等支払業務の客観性・透明性を確保する観点から、保険金等支払業務の適切性を社内および社外から監視・検証する体制を整備するとともに、保険金等の支払に関する苦情を漏れなく把握して、お客さまの声を業務の改善に反映させる取り組みを行っています。

保険金支払体制

当社では保険金等のお支払いについて、以下の体制を構築し、業務の適切性確保に万全を期しています。
- 役員と本社関連部長で構成する「保険金等支払管理委員会」による全社的な課題の洗い出し、協議および統合的な管理
- 社外弁護士や消費者問題専門家を交えた「支払諮問委員会」による業務運営の全般的な検証
- 本社関連部長や社外弁護士等も含む「支払審査委員会」「支払苦情裁定委員会」による支払・不支払決定の妥当性検証や、苦情の適切な解決
- お客さまからのお問い合わせ、または不支払決定に対する不服申立て等の、お客さまの声をお聞きする窓口の設置、および社外弁護士による法律相談窓口の設置

保険金等のお支払いにつきましては、本店の保険金グループで業務に精通した担当者が迅速かつ適切に対応するとともに、お支払い誤りを防止するため、別組織である保険金企画管理グループが全件をお支払い前に点検・検証しています。
さらに、以下の取り組みを行って、一層の品質向上に努めています。
- 生命保険支払専門士試験制度や、社員研修等による担当者の能力向上
- 保険金システムの強化によるお支払い誤りの防止、ご請求案内の強化（詳細は次頁をご参照ください）
- 保障内容や保険金等のご請求手続きを理解していただくための、お客さまへのご案内の充実

【当社の保険金支払体制図】

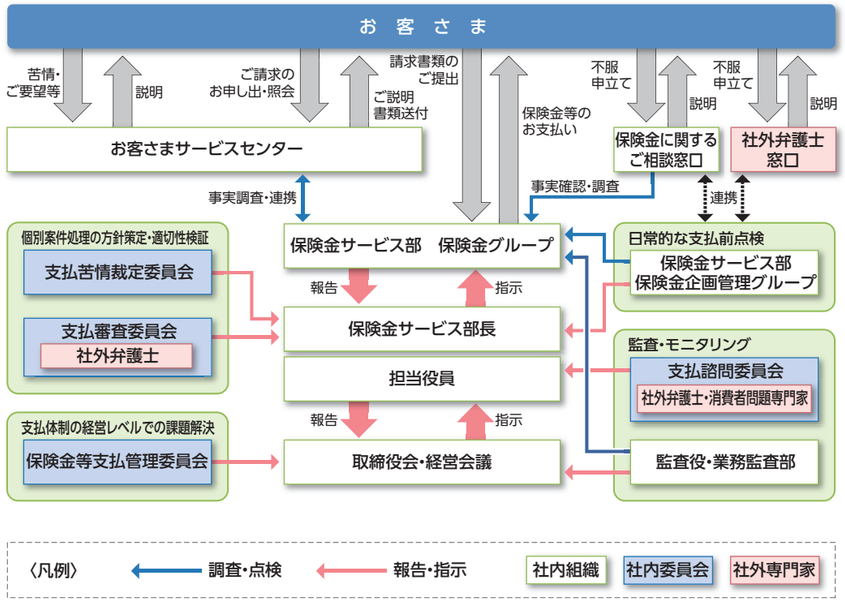

保険金システムの概要

当社では、保険金・給付金のお支払いにおいて、イメージワークフローを利用した保険金システムを導入しています。
同システムにより、保険金等の請求のご案内を「一人ひとり一つひとつを大切に」作成することで、お客さまにとってご請求手続きがわかりやすく、業務工程の進捗管理および査定内容のシステムチェックにより、保険金等の支払管理態勢が強化されています。

特長・効果

(1)わかりやすい請求書類により請求漏れを防止
保険金等の請求のご案内をお客さまのご契約内容とご請求内容に応じて作成することにより、対象となる保障内容、お客さまにご提出いただく書類、お客さまのご請求手続きをわかりやすくしています。これにより保険金等のご請求手続きからお受け取りまでが円滑に進むとともに、保険金等を漏れなくご請求いただくことができます。

(2)請求受付からお支払いまでを一貫して管理
①ご提出いただいた請求書類をイメージデータ化し、保険金支払手続きの各業務工程を管理するイメージワークフローにより、一貫した進捗管理を行っています。
②ご請求いただいた事案について複数の査定担当者が別々にシステムに入力し、両者の査定結果が異なる場合は再チェックをするエントリーベリファイ方式により、査定の正確性と並行処理による業務効率化を行っています。

(3)代理店・営業部門のお客さまサポート力の強化
お客さまのご請求手続きの進捗状況・支払状況を、代理店・営業部門がオンラインでリアルタイムに照会できるため、代理店・営業部門がお客さまに手続き・支払状況をタイムリーにお伝えできます。

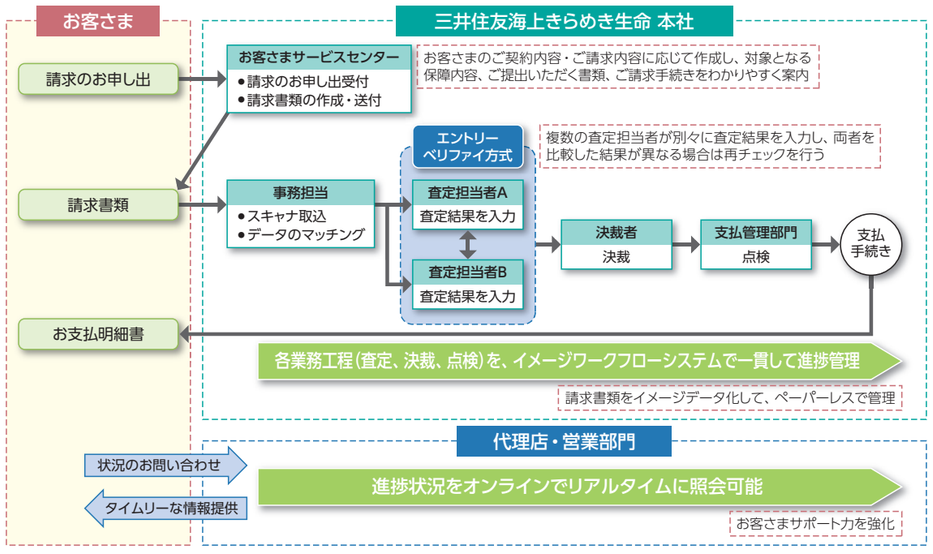

保険金・給付金のお支払い状況

当社は、ご病気やけがなどによる万一の場合の保障として、2010年度において約4.9万件、192億円の保険金・給付金をお支払いしました。

【お支払いした件数・金額】(2010年度)

	保険金	給付金	合　計
お支払い件数	1,737件	47,935件	49,672件
お支払い金額	13,063百万円	6,130百万円	19,193百万円

一方、なんらかの理由により残念ながらお支払いに該当しないと判断したご請求が1,923件ありました。

【お支払いに該当しないと判断した件数】(2010年度)

非該当理由	保険金	給付金	合　計
詐欺取消	0件	0件	0件
不法取得目的無効	0件	0件	0件
告知義務違反解除	2件	306件	308件
重大事由解除	0件	0件	0件
免責事由該当	55件	2件	57件
支払事由非該当	15件	1,543件	1,558件
合　計	72件	1,851件	1,923件

※上記件数については生命保険協会にて策定した基準に則って集計しているため、当社における従来の集計基準による件数とは一部異なります。
※個人保険と団体保険の合算数値となっています。なお、団体保険は、当社が支払査定をしている件数としています。

【ご参考:用語のご説明】
「お支払いに該当しないと判断した件数」の内訳に関する用語の解説は以下のとおりです。

●詐欺取消
保険契約の加入に際して、保険契約者、被保険者に詐欺行為があり、保険契約が取消となったため、保険金・給付金のお支払い対象とならなかった件数です。

●不法取得目的無効
保険契約の加入に際して、保険契約者に保険金・給付金を不法に取得または他人に不法に取得させる目的があり、保険契約が無効となったため、保険金・給付金のお支払い対象とならなかった件数です。

●告知義務違反解除
保険契約の加入に際して、保険契約者、被保険者の故意または重大な過失によって、告知いただいた内容が事実と異なり、保険契約が解除となったため、保険金・給付金のお支払い対象とならなかった件数です。

●重大事由解除
保険契約者、被保険者または保険金受取人が保険金を詐取する目的で事故を起こすなどの事由により、保険契約が解除となったため、保険金・給付金のお支払い対象とならなかった件数です。

●免責事由該当
保険約款に定められた保険金を支払わない事由に該当するため、保険金・給付金のお支払い対象とならなかった件数です。

●支払事由非該当
責任開始日前の発病など、保険約款に定められた保険金のお支払い事由に該当しなかったため、保険金・給付金のお支払い対象とならなかった件数です。

代理店教育・研修

(1)代理店教育・研修体系

生命保険代理店委託後の初期段階から、適正な募集活動に必要な知識とスキルの習得に向け、「各種業界共通教育」、「本店集合研修」、「拠点主催研修」、「営業活動を通じた日常指導」を実施しています。

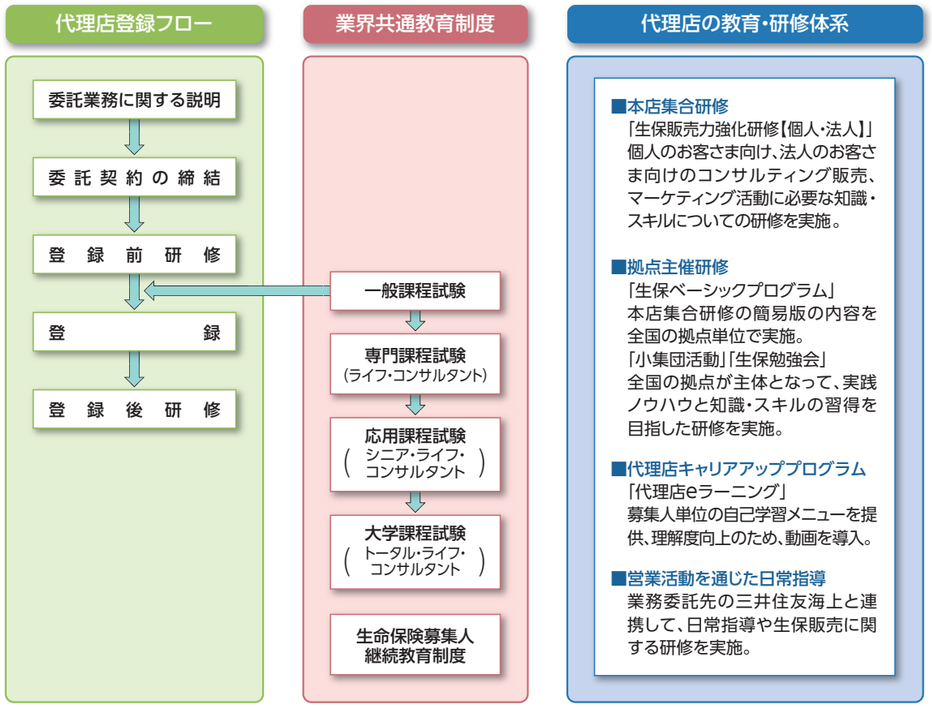

(2)信頼される代理店の育成を目指して

生命保険の販売では、お客さまのライフスタイルや生活設計、ニーズなどをしっかり把握して、お客さま一人ひとりに適した保障をご提案する「コンサルティング」が必要とされています。
当社では「お客さま基点」の適正な募集活動を自立して行える代理店の育成を図るべく、教育研修を企画・実施し、企業品質の一層の向上を目指しています。

研修では、適正な募集活動に必要な知識の習得や、セールスプロセスの考え方やロールプレイングを導入するなど、「保障の必要性」や「保障の考え方」をお客さまにわかりやすくお伝えするスキルの習得と向上を重視しています。

FC社員について

当社は2005年10月にFC（フィナンシャル・コンサルタント）事業部を新設するとともに、札幌・仙台・東京・名古屋・大阪・福岡の6都市にオフィスを開設し直販事業をスタートしました。2011年6月現在、上記6都市に横浜を加え、12オフィス（札幌に2オフィス・東京に5オフィス）を開設しているほか、函館・盛岡・岡崎にサテライトオフィスを展開しております。FC社員の目指すものは生命保険販売のプロフェッショナルであり、お客さまの人生の「良きアドバイザー」であることを使命としております。FC社員はフィナンシャル・コンサルティング・サービスを通じ、「最高のサービスを提供するプロフェッショナルチーム」を創りあげていくことを目標としております。

フィナンシャル・コンサルタントの教育・研修体制

フィナンシャル・コンサルタントは、お客さまのニーズを満たし、問題点を解決するための専用ソフト（ライフプランNavi）を駆使してお客さまのご希望に合わせたオリジナルのライフプランを作成し、ご提供します。フィナンシャル・コンサルタントは入社後2年間を初期研修期間と位置づけ、本社で開催する集合研修・オフィス内研修・業界共通試験などを通じてコンサルティング営業に必要な能力を習得します。入社から3ヵ月間は「FCT（First Consultant Training）」「BCT（Basic Consultant Training）」研修を実施し、生命保険の基礎について学ぶとともに、マネージャーによる同行支援を通じて、お客さまに合ったご提案をするために必要な知識やスキルを身につけていきます。入社4ヵ月目には、「フォロー研修」を本社で実施します。この研修を通じて各自の業績・活動を分析し、自身の強み・弱みを確認します。以降は「ライフプランNavi研修」「法人研修」等を実施し、あらゆるマーケットで必要とされるスキルや金融知識を養い、MDRTへの入会を支援しています。また、さらにハイレベルなコンサルティングノウハウを身につけるための、FP技能士資格取得の奨励も行っています。

FC提携について

FC提携とはMS&ADインシュアランス グループの損保マーケットに対し、代理店とFC社員が共同で生保開拓を推進する制度です。この制度はFC社員の新規顧客開拓についてのバックアップ体制にもなるものです。FC提携は入社5ヵ月目以上のFC社員が担当可能であり、さまざまなお客さまにライフプランセールスを中心とした提案営業を行っています。

【FC教育体系】

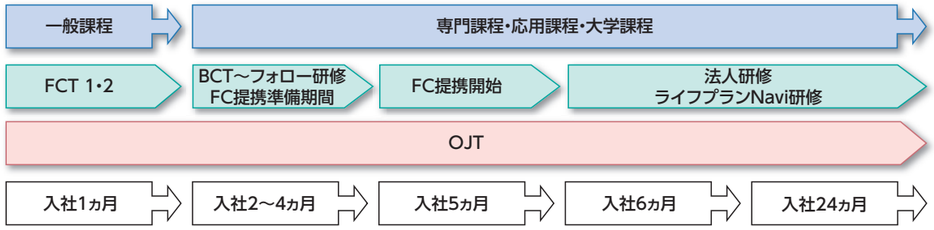

社会貢献活動

以下の「三井住友海上きらめき生命社会貢献活動方針」に則って、社員・代理店のボランティア活動支援、助成活動、スポーツ振興を推進しています。

三井住友海上きらめき生命は、行動憲章に則り、地域社会・国際社会の一員として、その持続的発展に貢献するとともに、社員ならびに代理店の社会貢献活動を支援します。

1. 「会社」主体の社会貢献活動の推進
   常に地域社会・国際社会との接点を意識し、社会の発展に寄与します。

2. 「社員」「代理店」主体の社会貢献活動の支援
   社員ならびに代理店の自主的な社会貢献活動を支援し、社会参加意識を持って行動する人財を増やすことにより、グッドカンパニーを目指します。

障がい者スポーツの普及・強化を支援

財団法人日本障害者スポーツ協会、特定非営利活動法人日本視覚障害者柔道連盟、日本身体障害者陸上競技連盟の活動に協賛し、障がい者スポーツの普及・強化に取り組んでいます。障がいのある方々の社会復帰や生きがい発見を支援し、クオリティ・オブ・ライフの向上に役立つ活動を続けていきたいと考えています。視覚障害者柔道大会には、当社社員が応援・運営ボランティアとして参加するほか、試合の様子をインターネットで中継し、多くのみなさまにご覧いただきました。

URL: http://www.i-project.jp/stand/mobachoo/judo/aj/2010/index.html

「よこはま動物園ズーラシア」の緑化・花壇整備

当社社員によるボランティア活動として、「よこはま動物園ズーラシア」の花壇や緑地の整備など、環境保護・地域貢献活動に取り組んでいます。
2006年度より、年2回(春・秋)実施し、過去10回で延べ768名の社員・家族が参加。2010年度からは代理店も参加しています。
この活動は、よこはま動物園の園内緑化活動計画の一端を当社が担うものであり、横浜市の目指す「市と企業・市民の協働取り組み」のひとつとなっています。

子宮頸がん検診の普及・啓発活動

子宮頸がん検診の普及・啓発活動に取り組み、お客さまや地域社会の皆さまの健康と幸福のお役に立ちたいと考えています。
「唯一予防できるがん」である「子宮頸がん」について、日本における検診受診率向上にむけて、定期検診の重要性・ワクチンによる予防などについて説明した情報誌「Cervix(サーヴィックス)〜子宮頸がんにならないという選択〜」をお配りしています。

最先端の医療をお伝えする活動

日々進化する医療についてわかりやすくお伝えすることも生命保険会社の使命と考え、最先端の医療に関する情報提供・啓発活動に取り組んでいます。
先進医療を解説した冊子やDVDの製作、専用WEBサイトでの情報発信のほか、脳卒中の予防啓発活動として社団法人日本脳卒中協会と共同で「脳卒中きらめきプロジェクト」を立ち上げ、市民向けセミナーなどを行っています。(詳しくは49ページをご覧ください。)

障がい者作業所製品の販売会

本社ビルでは、障がい者作業所製品の販売会を開催し、作業所で働く方々の自立支援に取り組んでいます。

	2008年度	2009年度	2010年度
実施回数	6回	4回	7回
作業所製品販売総額	427,200円	222,810円	368,880円
販売ボランティア参加人数(延べ)	37名	19名	31名

社員参加で推進する活動

所属部署ごとに推進役を選任し、社会貢献活動に取り組んでいます。活動内容は、「老人福祉施設の訪問ボランティア」「地域の清掃活動」「チャリティーバザーへの物品提供・参加」「使用済切手等の収集」「募金・寄付」など多岐にわたっています。
また本社所在の千代田区で「クリスマスに老人福祉施設・児童館訪問」「さくら保全のためのチャリティーウォーク」などの活動にも参加しています。

その他の活動

(社)生命保険協会および全国にある地方生命保険協会を通じて、要介護老人支援策、募金活動などさまざまな社会貢献活動に取り組んでいます。
またMS&ADインシュアランス グループの企業が一体となって、環境・社会福祉活動、各種寄付などの取り組みを行っています。

環境問題への取り組み

当社は、地球環境問題を経営の重要課題として位置づけ、企業活動を通じて地球環境の保全と改善に努めています。
「三井住友海上きらめき生命　行動憲章」では社員の果たすべき7つの責任の一つに「環境への責任」を掲げ、MS&ADインシュアランス グループの一員として、環境問題への取り組みを積極的に推進しています。
また、中期経営計画(2011年度～ 2013年度)にも、企業品質の向上のために「生命保険会社にふさわしいCSRの推進」を掲げ、その一環として、以下の環境方針のもと地球環境の保全と改善に向けた取り組みを進めています。

三井住友海上きらめき生命　環境方針

基本理念

三井住友海上きらめき生命保険株式会社は、MS&ADインシュアランス グループの「グローバルな保険・金融サービス事業を通じて、安心と安全を提供し、活力ある社会の発展と地球の健やかな未来を支えます」という経営理念に基づき、企業活動を通じて地球環境の保全と改善に努力し、下記の行動指針に沿って着実かつ持続可能な取組を推進していきます。

行動指針

(1)保険・金融サービス事業を通じた地球環境保護
あらゆる部門で地球環境問題解決に寄与する商品・サービスの開発や充実を図り、社会に提供するよう努めます。

(2)事業活動における環境負荷の軽減と生物多様性の保全
環境関連法規制やMS&ADインシュアランス グループが同意した産業界の憲章・指針等を遵守し、事業活動における環境負荷の軽減と生物多様性の保全に努めます。

(3)環境マネジメントシステムの推進
環境マネジメントシステムを構築し、環境目的・目標を定めた継続的な取組を行い、地球環境の保全に努めます。

(4)環境啓発活動を通じた社会との共生
環境教育を通じて役職員の一人ひとりが積極的に地球環境保全活動を遂行できるよう社内外での環境啓発活動を推進するとともに、環境に関する情報を広く開示し社会との共生に努めます。

環境マネジメントシステムの推進

当社では国内全拠点を対象に環境マネジメントシステムの国際規格であるISO14001の認証を、2002年12月以降、維持継続しています。

ISO14001の活動は、全社員が省エネ・省資源、リサイクル活動の推進を目標に取り組む「全店共通活動」と、本社各部が環境に配慮したサービスの提供や業務の進め方に関する具体的活動目標を設定し、年間計画を立案・実行する「本社部門活動」との2本柱で進めています。

全店共通活動

①紙使用量の削減
両面コピー、2イン1縮小コピー、裏紙の利用などに全社員で取り組んでいます。

②電力使用量の削減
最終退出者による共有機器電源オフ、長時間離席時の端末電源オフ、未使用区画の消灯、階段利用の促進、夏季期間中の冷房温度設定、冬季期間中の暖房温度設定などに全社員で取り組んでいます。

③ガソリン使用量の削減
MS&ADインシュアランス グループとして、自動車保険のご契約者さまなどへお薦めしている「エコ安全ドライブ」に、当社の社有車を運転する社員自らも取り組んでいます。また、WEB会議の活用により、社有車による移動自体を削減しています。

本社部門活動

CD-ROM約款
ご契約にともなう大切なことがらが記載された「ご契約のしおり・約款」には、お客さま向け書類の中で特に多くの紙が使われています。このため、全商品の「ご契約のしおり・約款」※1を1枚のCD-ROMに収容した「CD-ROM約款」の交付※2を2010年3月2日以降となるご契約より開始しました。
お客さまに「CD-ROM約款」をご選択いただくことで、紙資源の節減や二酸化炭素の排出削減につながります。

※1 団体保険を除きます。
※2 お客さまのご希望により「CD-ROM約款」、「冊子版」のいずれかを選択いただくことが可能です。

〈トップ画面〉

会社DATA 目 次

Ⅰ．会社の概況及び組織

1. 沿革 ……74
2. 経営の組織 ……75
3. 店舗網一覧 ……76
4. 資本金の推移 ……78
5. 株式の総数 ……78
6. 株式の状況 ……78
7. 主要株主の状況 ……78
8. 取締役、執行役員、及び監査役 ……79
9. 従業員の在籍・採用状況 ……80
10.平均給与（内勤職員） ……80
11.平均給与（営業職員） ……80

Ⅱ．主要な業務の内容

1. 主要な業務の内容 ……81
2. 経営方針 ……81

Ⅲ．直近事業年度における事業の概況

1. 直近事業年度における事業の概況 ……82
2. お客さまからの相談・苦情の件数 ……85
3. お客さまに対する情報提供の実態 ……86
4. 商品に対する情報及びデメリット情報提供の方法 ……86
5. 代理店教育・研修の概略 ……86
6. 新規開発商品の状況 ……86
7. 保険商品一覧 ……86
8. 情報システムに関する状況 ……86
9. 公共福祉活動の概況 ……86

Ⅳ．直近5事業年度における主要な業務の状況を示す指標 87

Ⅴ．財産の状況

1. 貸借対照表 ……88
2. 損益計算書 ……93
3. キャッシュ・フロー計算書 ……95
4. 株主資本等変動計算書 ……96
5. 債務者区分による債権の状況 ……97
6. リスク管理債権の状況 ……97
7. 元本補てん契約のある信託に係る貸出金の状況 ……97
8. 保険金等の支払能力の充実の状況（ソルベンシー・マージン比率） …97
9. 有価証券等の時価情報（会社計） ……98
10.経常利益等の明細（基礎利益） ……101
11.基礎利益の内訳 ……102
12.社外の監査体制 ……102
13.財務諸表の適正性と内部監査の有効性 ……102
14.事業年度の末日において、保険会社が将来にわたって事業活動を継続すると
の前提に重要な疑義を生じさせるような事象又は状況その他保険会社の経営
に重要な影響を及ぼす事象が存在する場合には、その旨及びその内容、当該
重要事象等についての分析及び検討内容並びに当該重要事象等を解消し、又
は改善するための対応策の具体的内容 ……102

Ⅵ．業務の状況を示す指標等

1. 主要な業務の状況を示す指標等 ……103
（1）2010年度決算業績の概況 ……103
（2）保有契約高及び新契約高 ……104
（3）年換算保険料 ……104
（4）保障機能別保有契約高 ……105
（5）個人保険及び個人年金保険契約種類別保有契約高 ……106
（6）異動状況の推移 ……107
（7）契約者配当の状況 ……109
2. 保険契約に関する指標等 ……109
（1）保有契約増加率 ……109
（2）新契約平均保険金及び保有契約平均保険金（個人保険）…110
（3）新契約率（対年度始） ……110
（4）解約失効率（対年度始） ……110
（5）個人保険新契約平均保険料（月払契約） ……110
（6）死亡率（個人保険主契約） ……110
（7）特約発生率（個人保険） ……111
（8）事業費率（対収入保険料） ……111
（9）保険契約を再保険に付した場合における、再保険を引き受けた
主要な保険会社等の数 ……111
（10）保険契約を再保険に付した場合における、再保険を引き受けた保険会社等の
うち、支払再保険料の額が大きい上位5社に対する支払再保険料の割合 …111
（11）保険契約を再保険に付した場合における、再保険を引き受けた主要な保険会社
等の格付機関による格付に基づく区分ごとの支払再保険料の割合 ……112
（12）未だ収受していない再保険金の額 ……112
（13）第三分野保険の給付事由又は保険種類の区分ごとの、発生保険
金額の経過保険料に対する割合 ……112
3. 経理に関する指標等 ……113
（1）支払備金明細表 ……113
（2）責任準備金明細表 ……113
（3）責任準備金残高内訳 ……114
（4）個人保険及び個人年金保険の責任準備金の積立方式、積立率、残高（契約年度別） …114
（5）特別勘定を設けた保険契約であって、保険金等の額を最低保証している保険契約に
係る一般勘定の責任準備金の残高、算出方法、その計算の基礎となる係数 ……114
（6）契約者配当準備金明細表 ……115
（7）引当金明細表 ……115
（8）特定海外債権引当勘定の状況 ……115
（9）資本金等明細表 ……116
（10）保険料明細表 ……116
（11）保険金明細表 ……117
（12）年金明細表 ……117
（13）給付金明細表 ……117
（14）解約返戻金明細表 ……117
（15）減価償却費明細表 ……118
（16）事業費明細表 ……118
（17）税金明細表 ……118
（18）リース取引 ……119
（19）借入金残存期間別残高 ……119
4. 資産運用に関する指標等 ……120
（1）資産運用の概況 ……120
①2010年度の資産の運用概況
②ポートフォリオの推移
（2）運用利回り ……123
（3）主要資産の平均残高 ……124
（4）資産運用収益明細表 ……124
（5）資産運用費用明細表 ……125
（6）利息及び配当金等収入明細表 ……125
（7）有価証券売却益明細表 ……126
（8）有価証券売却損明細表 ……126
（9）有価証券評価損明細表 ……126
（10）商品有価証券明細表 ……126
（11）商品有価証券売買高 ……126
（12）有価証券明細表 ……127
（13）有価証券の残存期間別残高 ……127
（14）保有公社債の期末残高利回り ……127
（15）業種別株式保有明細表 ……128
（16）貸付金明細表 ……129
（17）貸付金残存期間別残高 ……129
（18）国内企業向け貸付金企業規模別内訳 ……129
（19）貸付金業種別内訳 ……129
（20）貸付金使途別内訳 ……129
（21）貸付金地域別内訳 ……129
（22）貸付金担保別内訳 ……129
（23）有形固定資産明細表 ……130
（24）固定資産等処分益明細表 ……130
（25）固定資産等処分損明細表 ……131
（26）賃貸用不動産等減価償却費明細表 ……131
（27）海外投融資の状況 ……131
（28）海外投融資利回り ……133
（29）公共関係投融資の概況（新規引受額、貸出額） ……133
（30）各種ローン金利 ……133
（31）その他の資産明細表 ……133
5. 有価証券等の時価情報（一般勘定） ……133

Ⅶ．会社の運営

1. リスク管理の体制 ……134
2. 法令遵守の体制 ……134
3. 第三分野保険に係る責任準備金が健全な保険数理に基づいて積み立て
られているかどうかの確認方法並びにその合理性及び妥当性 ……134
4. 指定生命保険業務紛争解決機関が存在する場合、当該生命保険会社が法第百五
条の二第一項第一号に定める生命保険業務に係る手続実施基本契約を締結する
措置を講ずる当該手続実施基本契約の相手方である指定生命保険業務紛争解決
機関の商号または名称 ……134
5. 個人データ保護について ……134
6. 反社会的勢力に対する基本方針 ……134

Ⅷ．特別勘定に関する指標等 134

Ⅸ．会社及びその子会社等の状況 134

Ⅰ．会社の概況及び組織

1．沿革

1996年８月	住友海上火災保険株式会社の100％子会社 「住友海上ゆうゆう生命保険株式会社」として資本金100億円で設立 大蔵大臣の事業免許を取得
1996年10月	営業開始　終身保険、定期保険、団体定期保険など12商品発売
1996年12月	「総合福祉団体定期保険」発売
1997年10月	「5年ごと利差配当商品（養老、個人年金など）」発売
1998年４月	「逓増定期保険」発売
1999年４月	「積立型終身保険」発売
2000年４月	「100歳満了定期保険」発売
2001年１月	「医療保険」「ガン保険」発売
2001年４月	「収入保障特約」発売 「区分料率適用特約」（販売名称“元気You割”）発売
2001年10月	「三井みらい生命保険株式会社」と合併し、 社名を「三井住友海上きらめき生命保険株式会社」に変更（資本金230億円） 「定期保険（低解約返戻金型）」発売 格付投資情報センターから「保険金支払能力に関する格付け」を取得 （2010年7月1日現在の格付け：AA）
2002年４月	「5年ごと利差配当付こども保険」発売
2003年２月	「積立利率変動型終身保険」（販売名称“MS終身”“MS終身α”）発売
2003年４月	「5年ごと利差配当付個人年金保険（無選択特則付）」発売
2004年２月	「無解約返戻金型収入保障保険」「医療保障保険（団体型）」発売
2004年９月	新株発行増資（増資後資本金355億円）
2005年２月	スタンダード・アンド・プアーズから「保険財務力格付け」を取得 （2010年7月1日現在の格付け：AA−）
2005年10月	「FC事業部」新設（直販社員によるコンサルティング販売の開始）
2005年12月	「一時払養老保険（解約返戻金市場価格連動型）」発売
2006年４月	本社移転 「無解約返戻金型総合収入保障保険」発売
2006年10月	開業10周年
2006年11月	「新医療保険」発売
2007年４月	「新ガン保険」発売
2007年７月	苦情対応マネジメントシステムの国際規格「ISO10002」に関する適合宣言
2008年６月	保有契約100万件、総資産1兆円を達成
2008年７月	三井住友海上グループホールディングス株式会社の100％子会社となる
2008年10月	三井住友海上グループ商品ブランド「GK」を導入し、「GK生命（せいめい）の保険」を展開
2009年４月	販売態勢を拡充し、営業拠点を全国で30ヵ所新設
2010年３月	「新医療保険α」、「新ガン保険α」発売
2010年４月	MS＆ADインシュアランス グループホールディングスの100％子会社となる 営業拠点を16ヵ所新設
2010年５月	あいおい生命保険株式会社との合併合意
2010年11月	新契約事務プロセス改革を開始
2010年12月	収入保障系商品の料率改定
2011年４月	営業拠点を7ヵ所新設 「一時払終身医療保険（低解約返戻金型）」発売

2．経営の組織（2011年6月1日現在）

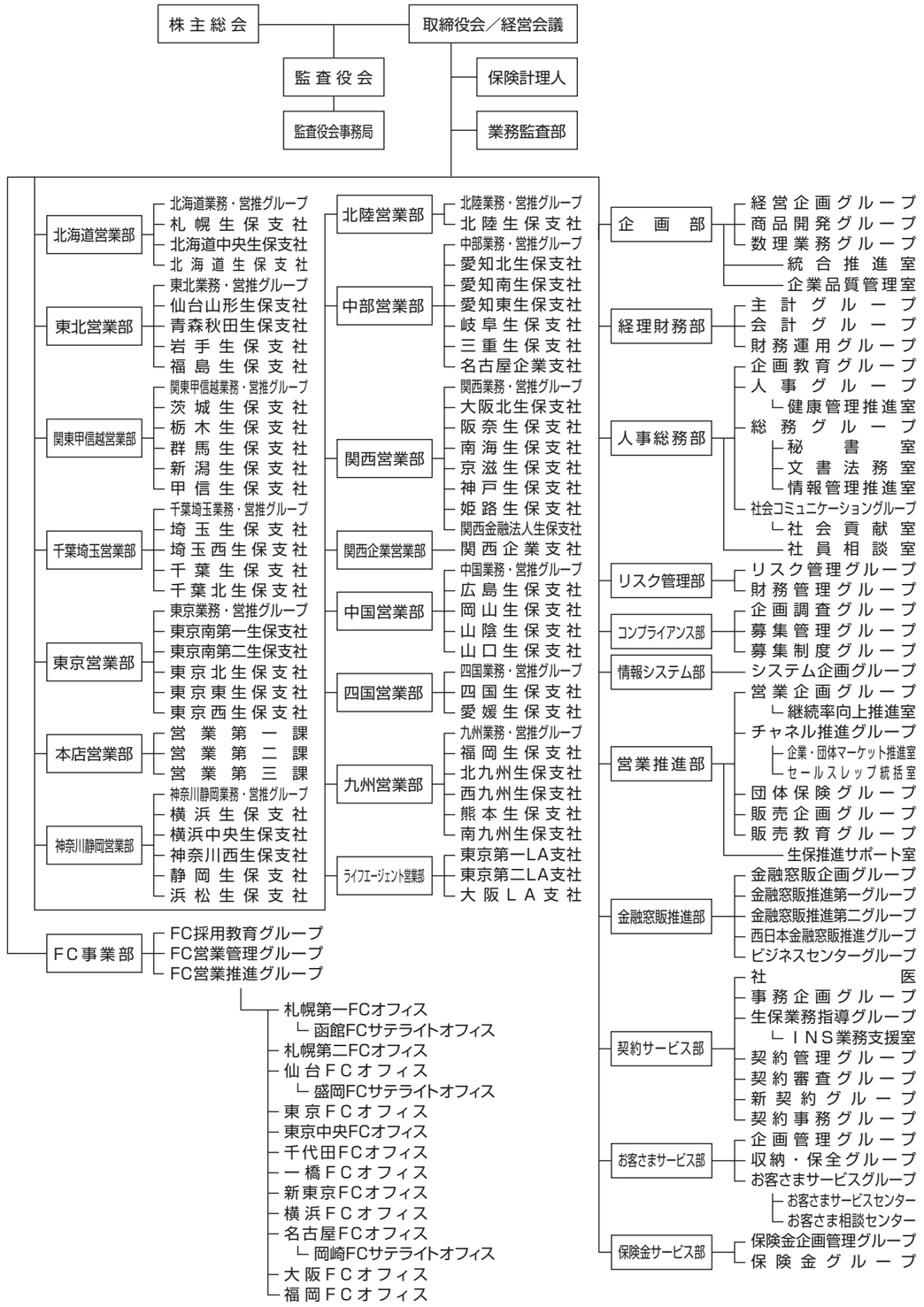

3．店舗網一覧（2011年6月1日現在）

店舗名	郵便番号	所在地		電話番号(代表)
本店	101-8458	東京都千代田区神田錦町3-11-1		03-5282-7111（大代表）
北海道営業部				
北海道業務・営推グループ	060-8631	札幌市中央区北三条西2-6	札幌MTビル	011-213-3358
札幌生保支社	060-8631	札幌市中央区北三条西2-6	札幌MTビル	011-213-3958
北海道中央生保支社	070-0032	旭川市二条通9-228-2	旭川道銀ビル	0166-24-4610
北海道生保支社	060-8631	札幌市中央区北三条西2-6	札幌MTビル	011-213-3932
東北営業部				
東北業務・営推グループ	980-0811	仙台市青葉区一番町2-5-27	三井住友海上仙台ビル	022-221-8826
仙台山形生保支社	980-0811	仙台市青葉区一番町2-5-27	三井住友海上仙台ビル	022-221-8850
青森秋田生保支社	030-0823	青森市橋本2-19-3	三井住友海上青森ビル	017-734-7630
岩手生保支社	020-0022	盛岡市大通3-3-10	七十七日生盛岡ビル	019-652-1258
福島生保支社	963-8878	郡山市堤下町11-6	三井住友海上郡山ビル	024-932-0735
関東甲信越営業部				
関東甲信越業務・営推グループ	104-8252	東京都中央区新川2-27-2	三井住友海上新川ビル	03-3297-4514
茨城生保支社	310-0011	水戸市三の丸1-4-73	水戸三井ビル	029-222-2822
栃木生保支社	320-0035	宇都宮市伝馬町1-9	宇都宮KSビル	028-636-7217
群馬生保支社	371-0023	前橋市本町2-10-4	三井住友海上前橋ビル	027-223-6732
新潟生保支社	950-0088	新潟市中央区万代4-4-8	COZMIXⅡビル	025-244-0952
甲信生保支社	380-0936	長野市中御所岡田町173-8	三井住友海上長野ビル	026-226-1502
千葉埼玉営業部				
千葉埼玉業務・営推グループ	104-8252	東京都中央区新川2-27-2	三井住友海上新川ビル	03-3297-6385
埼玉生保支社	330-0841	さいたま市大宮区東町2-20	三井住友海上大宮東町ビル	048-644-5483
埼玉西生保支社	350-1123	川越市脇田本町17-5	三井住友海上川越ビル	049-246-9503
千葉生保支社	260-0013	千葉市中央区中央4-7-4	三井住友海上千葉ビル	043-225-6447
千葉北生保支社	273-0012	船橋市浜町2-1-1	ららぽーと三井ビル	047-437-0411
東京営業部				
東京業務・営推グループ	101-0054	東京都千代田区神田錦町3-7-1	興和一橋ビル	03-5282-8544
東京南第一生保支社	101-0054	東京都千代田区神田錦町3-7-1	興和一橋ビル	03-5282-8545
東京南第二生保支社	150-0002	東京都渋谷区渋谷1-7-7	住友不動産青山通ビル	03-3406-5681
東京北生保支社	163-0241	東京都新宿区西新宿2-6-1	新宿住友ビル	03-3344-2291
東京東生保支社	111-0042	東京都台東区寿4-15-7	三井住友海上浅草寿町ビル	03-3845-6437
東京西生保支社	190-0012	東京都立川市曙町2-35-2	A-ONEビル	042-526-7389
本店営業部				
営業第一課	101-8011	東京都千代田区神田駿河台3-9	三井住友海上駿河台ビル	03-3259-6601
営業第二課	101-8011	東京都千代田区神田駿河台3-9	三井住友海上駿河台ビル	03-3259-7284
営業第三課	101-8011	東京都千代田区神田駿河台3-9	三井住友海上駿河台ビル	03-3259-7285
神奈川静岡営業部				
神奈川静岡業務・営推グループ	231-0023	横浜市中区山下町70-3	三井住友海上横浜ビル	045-651-3577
横浜生保支社	221-0052	横浜市神奈川区栄町7-1	MYXビル	045-461-8265
横浜中央生保支社	231-0023	横浜市中区山下町70-3	三井住友海上横浜ビル	045-651-3652
神奈川西生保支社	243-0018	厚木市中町2-8-13	NBF厚木ビル	046-297-0280
静岡生保支社	420-0031	静岡市葵区呉服町1-2	三井住友海上静岡ビル	054-221-7875
浜松生保支社	430-0944	浜松市中区田町226-11	三井住友海上浜松ビル	053-454-1585
北陸営業部				
北陸業務・営推グループ	920-0918	金沢市尾山町6-25	三井住友海上金沢ビル	076-223-9919
北陸生保支社	920-0918	金沢市尾山町6-25	三井住友海上金沢ビル	076-223-3351
中部営業部				
中部業務・営推グループ	460-8635	名古屋市中区錦1-2-1	三井住友海上名古屋ビル	052-223-6200
愛知北生保支社	460-8635	名古屋市中区錦1-2-1	三井住友海上名古屋ビル	052-223-4320
愛知南生保支社	460-0002	名古屋市中区丸の内1-15-20	ie丸の内ビル	052-223-4340
愛知東生保支社	444-0043	岡崎市唐沢町11-7	三井住友海上岡崎ビル	0564-21-1141
岐阜生保支社	500-8842	岐阜市金町7-11-1	三井住友海上岐阜ビル	058-265-6656
三重生保支社	510-0074	四日市市鵜の森2-9-3	三井住友海上四日市ビル	059-351-4085
名古屋企業支社	460-8635	名古屋市中区錦1-2-1	三井住友海上名古屋ビル	052-203-3201
関西営業部				
関西業務・営推グループ	541-0046	大阪市中央区平野町3-6-1	あいおいニッセイ同和損保御堂筋ビル	06-6220-2834
大阪北生保支社	541-0046	大阪市中央区平野町3-6-1	あいおいニッセイ同和損保御堂筋ビル	06-6220-0086
阪奈生保支社	542-0076	大阪市中央区難波2-2-3	御堂筋グランドビル	06-6213-5661
南海生保支社	590-0952	堺市堺区市之町東6-2-9	三井住友海上堺ビル	072-222-8071
京滋生保支社	600-8090	京都市下京区綾小路通烏丸東入竹屋之町266	三井住友海上京都ビル	075-343-6138
神戸生保支社	651-0171	神戸市中央区栄町通1-1-18	三井住友海上神戸ビル	078-331-8759
姫路生保支社	670-0964	姫路市豊沢町61	朝日生命姫路南ビル	079-289-2040
関西金融法人生保支社	541-0046	大阪市中央区平野町3-6-1	あいおいニッセイ同和損保御堂筋ビル	06-6229-3365
関西企業営業部				
関西企業支社	540-8677	大阪市中央区北浜4-3-1	三井住友海上大阪淀屋橋ビル	06-6229-3242
中国営業部				
中国業務・営推グループ	730-0806	広島市中区西十日市町9-9	広電三井住友海上ビル	082-234-8205
広島生保支社	730-0806	広島市中区西十日市町9-9	広電三井住友海上ビル	082-234-5811
岡山生保支社	700-8660	岡山市北区幸町8-22	三井住友海上岡山ビル	086-225-1322
山陰生保支社	690-0003	松江市朝日町589-2	マルヂビル	0852-60-0622
山口生保支社	745-0073	周南市代々木通2-48	三井住友海上徳山ビル	0834-21-5280
四国営業部				
四国業務・営推グループ	760-8560	高松市古新町2-3	三井住友海上高松ビル	087-825-2134
四国生保支社	760-8560	高松市古新町2-3	三井住友海上高松ビル	087-825-2661
愛媛生保支社	790-0878	松山市勝山町2-12-7	三井住友海上松山ビル	089-931-6257
九州営業部				
九州業務・営推グループ	810-8683	福岡市中央区赤坂1-16-14	三井住友海上福岡赤坂ビル	092-722-6005
福岡生保支社	810-8683	福岡市中央区赤坂1-16-14	三井住友海上福岡赤坂ビル	092-722-6166
北九州生保支社	802-0004	北九州市小倉北区鍛冶町2-5-7	三井住友海上小倉ビル	093-541-1351
西九州生保支社	850-0036	長崎市五島町3-25	松藤ビル	095-825-3131
熊本生保支社	862-8666	熊本市新屋敷1-5-1	三井住友海上・西日本新聞熊本ビル	096-366-5716
南九州生保支社	890-0053	鹿児島市中央町18-1	南国センタービル	099-206-0751
ライフエージェント営業部				
東京第一LA支社	101-8458	東京都千代田区神田錦町3-11-1	本店ビル	03-5282-8862
東京第二LA支社	101-8458	東京都千代田区神田錦町3-11-1	本店ビル	03-5282-7972
大阪LA支社	541-0046	大阪市中央区平野町3-6-1	あいおいニッセイ同和損保御堂筋ビル	06-6229-2753
FC事業部				
札幌第一FCオフィス	060-0807	札幌市北区北七条西1-1-2	SE山京ビル	011-738-6321
函館FCサテライトオフィス	040-0001	函館市五稜郭町35-1	ホーム企画ビル	0138-33-7233
札幌第二FCオフィス	060-0807	札幌市北区北七条西1-1-2	SE山京ビル	011-738-6321
仙台FCオフィス	980-0013	仙台市青葉区花京院1-1-20	花京院スクエア	022-212-2636
盛岡FCサテライトオフィス	020-0034	盛岡市盛岡駅前通16-21	盛岡駅前通ビル	019-604-9730
東京FCオフィス	101-0054	東京都千代田区神田錦町3-7-1	興和一橋ビル	03-5282-8739
東京中央FCオフィス	101-0054	東京都千代田区神田錦町3-7-1	興和一橋ビル	03-5282-8739
千代田FCオフィス	101-0054	東京都千代田区神田錦町3-7-1	興和一橋ビル	03-5282-8754
一橋FCオフィス	101-0054	東京都千代田区神田錦町3-7-1	興和一橋ビル	03-5282-8756
新東京FCオフィス	101-0054	東京都千代田区神田錦町3-7-1	興和一橋ビル	03-5282-8739
横浜FCオフィス	231-0023	横浜市中区山下町70-3	三井住友海上横浜ビル	045-671-1544
名古屋FCオフィス	460-0008	名古屋市中区栄3-18-1	ナディアパークビジネスセンタービル	052-238-1536
岡崎FCサテライトオフィス	444-0044	岡崎市康生通南3-31	第2マルワビル	0564-65-2280
大阪FCオフィス	541-0051	大阪市中央区備後町4-1-3	御堂筋三井ビルディング	06-4706-6817
福岡FCオフィス	810-0001	福岡市中央区天神1-12-7	福岡ダイヤモンドビル	092-736-8036

4．資本金の推移

年　月	増資額	増資後資本金	摘　　要
1996年８月	10,000百万円	10,000百万円	会社設立
2001年10月	13,000百万円	23,000百万円	合　　併
2004年９月	12,500百万円	35,500百万円	増　　資

5．株式の総数（2011年７月１日現在）

発行可能株式総数	1,000千株
発行済株式の総数	960千株
株　　主　　数	１名

6．株式の状況（2011年７月１日現在）

（1）種類等

	種　　類	発　行　数	内　　容
発行済株式	普通株式	960千株	－

（2）大株主

株　主　名	当社への出資状況		当社の大株主への出資状況	
	持株数	持株比率	持株数	持株比率
MS&ADインシュアランス グループ ホールディングス株式会社	960千株	100%	－	－

※当社株主は上記１名のみであり、他にはおりません。

7．主要株主の状況（2011年７月１日現在）

名　　称	本社所在地	資本金	主要な事業の内容	設立年月日	株式等の総数等に占める所有株式等の割合
MS&ADインシュアランス グループ ホールディングス株式会社	東京都中央区八重洲一丁目3番7号	100,000百万円	子会社の経営管理およびそれに付帯する業務	2008年４月１日	100%

8．取締役、執行役員、及び監査役

（2011年７月１日現在）

役職名	氏名(生年月日)	略　歴		担当業務
取締役社長 社長執行役員 (代表取締役)	佐々木（ささき）　静（しずか） (1953年 6月15日生)	1977年 4月 2006年 4月 2008年 3月 2008年 4月	住友海上火災保険株式会社（2001年に三井海上火災保険株式会社と合併し三井住友海上火災保険株式会社に社名変更。以下同じ。）入社 三井住友海上火災保険株式会社執行役員 三井住友海上火災保険株式会社執行役員退任 当社取締役社長 社長執行役員（現職）	・業務全般統括
取　締　役 専務執行役員	渡辺（わたなべ）　進悟（しんご） (1952年11月14日生)	1975年 4月 2009年 4月 2011年 3月 2011年 4月	大正海上火災保険株式会社（1991年に三井海上火災保険株式会社に社名変更。さらに2001年、住友海上火災保険株式会社と合併し三井住友海上火災保険株式会社に社名変更。以下同じ。）入社 三井住友海上火災保険株式会社執行役員 三井住友海上火災保険株式会社執行役員退任 当社取締役 専務執行役員（現職）	・社長補佐 ・営業推進部 ・金融窓販推進部 ・契約サービス部 ・お客さまサービス部 ・保険金サービス部
取　締　役 常務執行役員	藤森（ふじもり）　謙司（けんじ） (1953年 7月31日生)	1977年 4月 2002年 7月 2005年 4月 2008年 3月 2008年 4月 2010年 4月	住友海上火災保険株式会社入社 当社出向 総務・企画部長 三井住友海上火災保険株式会社復職 三井住友海上火災保険株式会社退職 当社取締役 執行役員 当社取締役 常務執行役員（現職）	・企画部 ・経理財務部 ・人事総務部 ・業務監査部
取　締　役 執 行 役 員	梅本（うめもと）　博巳（ひろみ） (1955年11月２日生)	1978年 4月 2008年 3月 2008年 4月 2008年 7月 2009年 4月 2010年 4月	住友海上火災保険株式会社入社 三井住友海上火災保険株式会社退職 当社執行役員 首都圏営業部長 当社執行役員 首都圏営業部長 金融窓販推進部長 当社執行役員 金融窓販推進部長 当社取締役 執行役員（現職）	・情報システム部 ・FC事業部 ・ライフエージェント営業部
取　締　役 執 行 役 員	西原（にしはら）　秀紀（ひでのり） (1955年９月３日生)	1978年 4月 2009年 3月 2009年 4月 2010年 4月	住友海上火災保険株式会社入社 三井住友海上火災保険株式会社退職 当社執行役員 企画部長 当社取締役 執行役員（現職）	・リスク管理部 ・コンプライアンス部 ・業務監査部
執 行 役 員	山内（やまうち）　惣治（そうじ） (1953年９月17日生)	1977年 4月 2010年 3月 2010年 4月 2011年 4月	大正海上火災保険株式会社入社 三井住友海上火災保険株式会社退職 当社執行役員 関西企業営業部長 当社執行役員（現職）	・関西営業部 ・関西企業営業部 ・中国営業部 ・四国営業部 ・九州営業部 ・FC事業部
執 行 役 員	勝山（かつやま）　育雄（いくお） (1955年７月 6日生)	1979年 4月 2010年 3月 2010年 4月	大正海上火災保険株式会社入社 三井住友海上火災保険株式会社退職 当社執行役員（現職）	・千葉埼玉営業部 ・東京営業部 ・本店営業部 ・FC事業部
執 行 役 員	尾上（おのえ）　俊一（としかず） (1956年11月 7日生)	1979年 4月 2011年 3月 2011年 4月	大正海上火災保険株式会社入社 三井住友海上火災保険株式会社退職 当社執行役員（現職）	・神奈川静岡営業部 ・北陸営業部 ・中部営業部 ・FC事業部
執 行 役 員	小山（こやま）　直樹（なおき） (1956年11月18日生)	1979年 4月 2011年 3月 2011年 4月	住友海上火災保険株式会社入社 三井住友海上火災保険株式会社退職 当社執行役員（現職）	・北海道営業部 ・東北営業部 ・関東甲信越営業部 ・FC事業部
執 行 役 員	越智（おち）　修平（しゅうへい） (1958年 4月 5日生)	1981年 4月 2005年 4月 2008年 4月 2011年 3月 2011年 4月	住友海上火災保険株式会社入社 当社出向 人事総務部長 三井住友海上火災保険株式会社復職 三井住友海上火災保険株式会社退職 当社執行役員 営業推進部長（現職）	
取　締　役	藤本（ふじもと）　進（すすむ） (1948年12月５日生)	1972年 4月 2005年 8月 2007年 6月 2008年 4月 2009年 4月 2010年 4月 2010年 4月 2011年 4月	大蔵省入省 三井住友海上火災保険株式会社顧問 三井住友海上火災保険株式会社取締役 三井住友海上火災保険株式会社取締役常務執行役員 三井住友海上グループホールディングス株式会社取締役 三井住友海上火災保険株式会社取締役専務執行役員 三井住友海上グループホールディングス株式会社 取締役専務執行役員 MS&ADインシュアランス グループ ホールディングス株式会社取締役専務執行役員（現職） 当社取締役（現職） 三井住友海上火災保険株式会社専務執行役員（現職）	

役職名	氏名(生年月日)	略　歴		担当業務
監　査　役 （常勤）	小林（こばやし）　弘尚（ひろなお） (1954年 2月28日生)	1977年 4月 2009年 3月 2009年 4月 2011年 4月	大正海上火災保険株式会社入社 三井住友海上火災保険株式会社退職 当社取締役 執行役員 当社監査役（現職）	
監　査　役	羽田（はた）　宏之（ひろゆき） (1960年 6月20日生)	1985年 4月 2008年 6月 2010年 4月	大正海上火災保険株式会社入社 当社監査役（現職） MS&ADインシュアランス グループ ホールディングス株式会社経理部長（現職）	
監　査　役	後藤（ごとう）　茂之（しげゆき） (1955年 3月8日生)	1977年 4月 2006年 4月 2008年 6月 2010年 4月 2010年 4月	大正海上火災保険株式会社入社 当社監査役就任 当社監査役退任 MS&ADインシュアランス グループ ホールディングス株式会社リスク管理部長（現職） 三井住友海上火災保険株式会社 理事リスク管理部長（現職） 当社監査役（現職）	

（注）羽田宏之および後藤茂之の各氏は会社法第2条第16号に定める社外監査役です。

9．従業員の在籍・採用状況

区　分	在籍数（年度末）		採用数		2010年度末	
	2009年度	2010年度	2009年度	2010年度	平均年齢	平均勤続年数
内勤職員	1,042名	1,223名	338名	235名	40.0歳	4.1年
（男　子）	563	627	174	94	43.8	4.4
（女　子）	479	596	164	141	36.0	3.8
営業職員	177	197	74	59	40.1	2.3
（男　子）	171	188	70	53	40.3	2.4
（女　子）	6	9	4	6	35.3	1.2

（注）上記には三井住友海上火災保険株式会社からの出向者を含みます。

10．平均給与（内勤職員）

（単位：千円）

区　　分	2010年3月	2011年3月
内勤職員	465	452

（注）平均給与月額は３月中の税込定例給与であり、賞与及び時間外手当は含みません。

11．平均給与（営業職員）

（単位：千円）

区　　分	2010年3月	2011年3月
営業職員	389	384

（注）平均給与月額は３月中の税込定例給与であり、賞与及び時間外手当は含みません。

Ⅱ．主要な業務の内容

1．主要な業務の内容

（1）保険の引き受け・保険金等のお支払い

当社は、お客さまに充実した保険サービスを分かりやすく、また安定的にご提供していくことが最も重要であると考え、以下の項目に重点的に取り組んでいます。

①保険商品の品揃え充実とお客さまのニーズにマッチした商品のご提案

②保険設計に関するノウハウの蓄積、ツールの拡充およびそのご提供

③社員・代理店に対する教育・指導

④安定した契約保全・管理と適正かつ迅速な保険金等のお支払い

（2）資産の運用

当社はお客さまからいただいた保険料を資産として運用し、保険金・給付金・年金あるいは配当金のお支払いに備えるため、専任の組織・体制を設けて業務を行っています。お支払いの備えに万全を期すため、資産運用に際しては、安全性を最優先とし、長期的に安定した運用収益を確保することを基本方針としています。

運用対象の大部分を占める債券につきましては、格付けの高い銘柄に限定し、信用リスクの軽減に努めています。

2．経営方針

2ページに掲載しています「トップメッセージ」をご参照ください。

Ⅲ．直近事業年度における事業の概況

1．直近事業年度における事業の概況

事業の経過および成果等

2010年度のわが国経済は、企業収益が緩やかな改善を見せるなど景気の持ち直しに向けた動きが続いた一方、2010年5月に発生したギリシャを始めとする欧州諸国の財政危機に伴う経済停滞懸念の広がりやこれらを受けた円高の余波が加わり、依然として不安定さから抜け出せないまま推移しました。

生命保険業界におきましては、収入保険料が前年比で純増に転じる動きが見られた一方、死亡保障を中心とした個人保険では相変わらず保有契約高の減少が続いており、引き続き厳しい事業運営を迫られています。

このような情勢のもと、2010年4月に発足したMS&ADインシュアランス グループの「経営理念、経営ビジョン、行動指針」の下で、当社は中期経営計画「ニューフロンティア2013」“ステージ1”（2010年度・2011年度）を新たに策定し、「お客さま基点運動を展開し、『お客さま第一』で品質向上を実現」することを活動の基礎として、「お客さまに最高品質の商品・サービスを提供」、「収益力とともに高い成長力を実現」をそれぞれ商品・サービス戦略、成長戦略の柱に据え、下記〔目指す企業像〕の実現に向けて取り組んでまいりました。

〔目指す企業像〕

・お客さまに安心と満足をお届けし、お客さま・社会から信頼される企業を目指します
・グループにおける国内生保事業の中核会社として、持続的に発展する企業を目指します
・損保系生保の最も優れたビジネスモデルを実現し、代理店とともに最高品質の商品・サービスを提供します
・社員一人ひとりが夢と誇りを持ち、働きがいと活力あふれる企業を目指します

2011年3月に発生した東日本大震災への対応につきましては、震災発生直後に本社に危機対策本部を設置し、お客さまサービスセンターの態勢強化、保険金・給付金請求の簡易取扱、保険料の払込猶予期間の延長、契約者貸付の簡易取扱と利率の減免など各種の対策を講じ、全社をあげて被災されたお客さまへの対応をすすめました。

2010年度の具体的な事業の経過及び成果等は、以下のとおりであります。

営業態勢につきましては、三井住友海上火災保険株式会社（以下、「三井住友海上」といいます。）の営業部門を通じた代理店の生保指導・育成という従来から実施している生損保のクロスセルに加え、お客さま対応力の向上と生保販売力最大化等の実現、コンプライアンス態勢の強化を意図して2009年度に着手した「新生保推進体制」の全国展開を実現させるため、2010年4月に全国に15ヵ所の営業拠点を新たに設置するとともにさらに要員の増強を実施いたしました。

また、三井住友海上の専業代理店を中心に募集人単位の生保販売力の強化を目的として2009年度にスタートしました「生保パワーアッププログラム」を引き続き推進し、募集人一人ひとりをクロスセルの柱に育成することを目指し、三井住友海上の営業部門と協働して、集団活動と個別サポート活動を通じてその育成・強化を図りました。

金融機関での窓口販売への対応としては、「窓販プロ養成研修」、「販売力強化研修」などにより、社員・代理店の育成を図る一方、金融機関の契約事務等を集約する「きらめきビジネスセンター」の業務内容の拡大及び金融機関専用「窓販ヘルプデスク」の土日対応を順次実施しました。

一方、当社の営業社員が生命保険を募集する直販事業においては、積極的な採用・教育活動により引き続き販売態勢の強化に努めたほか、直販事業における保険販売ノウハウの活用を希望する代理店との提携を通じた市場開拓をさらに進めました。

商品につきましては、必要保障額に合わせて合理的な設計ができる商品としてご好評をいただいております「無解約返戻金型収入保障保険」「無解約返戻金型総合収入保障保険」について、より一層多くのお客さまにご加入いただけるよう、2010年12月に、主要販売層である20歳代から40歳代前半を中心に保険料を引き下げる改定を行いました。また、万一に備える保障の考え方を、より多くのお客さまにご理解いただくため、特設サイト「家族を守る保険がたのしくわかる！」を当社オフィシャルホームページ上に開設しました。

契約引受・保全態勢につきましては、運営の円滑化の観点から、代理店の申込書作成事務を効率化する「きらめきNaviオンライン」の展開や、申込書類の画像データを本紙に先立って本社の引受事務部門に伝送し引受審査のスピードアップを図る「イメージワークフロー」の導入など、事務・システム面の改善に引き続き努めました。また、契約内容の変更を希望されるお客さまからフリーダイヤルで当社のお客さまサービスセンターへ直接お申し出いただき、手続書類の郵送から手続完了までを取り扱う「ダイレクトサービス」を拡充し、「払済保険への変更」の受け付けを2010年6月から、「保障額の減額」および「特約解約」の受け付けを2010年8月から、「新医療保険や新ガン保険の先進医療特約の保障期間を終身に変更する取扱」を2011年1月からそれぞれ開始しました。また、書類の授受がなくお手続きができる「電話による契約者貸付」につきましても、2010年4月より1回のお貸付上限額を300万円まで引き上げ、より利便性の高いサービスの提供に努めました。

保険金等支払管理態勢につきましては、より一層の強化に向けて迅速にお支払いをする観点から、保険金支払部門の要員を増強するとともに、保険金等のお支払い内容に関する支払管理部門による点検を、従来のお支払い後からお支払い前に早めて行う取組みを2010年10月より実施しました。

システムにつきましては、前述しました「きらめきNaviオンライン」の展開や「イメージワークフロー」の導入に向けたシステム開発のほか、後述いたしますあいおい生命保険株式会社との合併に向けたシステム統合を進めてまいりました。

資産の運用に当たりましては、安全性・流動性に留意しつつ国内公社債を中心に資金を投入いたしました。

なお、当社は、2011年10月1日を予定の期日として合併することについて2010年5月にあいおい生命保険株式会社と合意し、公表いたしました。また、2011年2月に同社と合併契約を締結するとともに、2011年3月の臨時株主総会において合併契約をご承認いただき、円滑な合併に向け万全の準備を進めております。

以上の諸施策を実施してまいりました結果、2010年度は、保険料等収入が2,431億円、資産運用収益が216億円、その他経常収益が6億円となり、これらを合計した経常収益は2,653億円となりました。

一方、経常費用は、保険金等支払金が1,266億円、責任準備金等繰入額が955億円、資産運用費用が

8億円、事業費が418億円、その他経常費用が36億円となりました結果、2,685億円となりました。なお、財務基盤強化のため、保険業法上の標準責任準備金の要積立残額全額の一括積立を実施し、その費用111億円が責任準備金等繰入額に含まれております。
この結果、32億円の経常損失となり、これに特別損益、契約者配当準備金繰入額、法人税及び住民税並びに法人税等調整額を加減した結果、53億円の当期純損失となりました。

当社が対処すべき課題

今後のわが国経済は、消費の伸びの低迷、厳しい雇用情勢等が継続する中、東日本大震災の影響により、当面の景気は減速感が強まるものと見込まれます。
生命保険業界におきましては、お客さま・社会からの信頼に的確にお応えしていくため、より一層のサービスの充実、健全かつ適正な業務運営及び財務体質の維持・向上のいずれをも着実に推進していくことが求められております。
当社といたしましては、「万一の際にお客さまとご家族の支えとなり安心をお届けすること」を生命保険会社の基本使命と認識し、まず第一に、東日本大震災で被災されたお客さまの安否確認、迅速な保険金等のお支払いなど震災対応に最優先で取り組み、この未曾有の大惨事からの復興に最大限貢献してまいります。
次に、あいおい生命保険株式会社との合併を円滑に実現することに注力するとともに、同社と共通で新たに策定した「中期経営計画（2011年度～2013年度）」の下、合併シナジー効果を最大限発揮してまいります。合併新会社の基本戦略として「企業価値向上を支える人財の育成」をベースに、「商品・サービスの強化」、「事業基盤の拡充」、「品質の向上」を通じて、持続的な成長と収益力の向上を実現し、損保系生保で最も優れたビジネスモデルを創り上げ、品質と成長力で業界トップ水準を目指してまいります。

（注）金額は記載単位未満を切り捨てて表示しています。

2. お客さまからの相談・苦情の件数

当社では本社「お客さまサービスセンター」において、お客さまからのご住所・お名前などの変更手続き、ご契約者貸付、解約手続き、保険金・給付金請求のお申し出、手続き方法等のご相談、商品内容・ご契約内容等のお問い合わせを承っています。
各種お申し出、ご照会につきましては、迅速かつ適切な対応を心がけ、お客さまへのサービスの充実に努めています。

＜お客さまからのご相談（ご照会・お申し出）＞
2010年度に「お客さまサービスセンター」でお受けしたご相談（ご照会・お申し出）の件数は、245,369件となっており、内容につきましては下表のとおりとなっています。

お客さまからのご相談（2010年4月～2011年3月お客さまサービスセンター受付分）

（単位：件、%）

内容	件数	占率
ご加入相談・資料請求	9,309	3.8
契約内容変更等の手続きに関して	136,751	55.7
契約者貸付に関して	15,027	6.1
保険料払込に関して	16,976	6.9
保険金・給付金に関して	46,316	18.9
税金・控除証明書に関して	9,978	4.1
保険内容の照会・その他	11,012	4.5
合計	245,369件	100.0%

＜お客さまからの苦情＞
2010年度に全店でお受けした苦情の件数は、4,108件となっており、内容につきましては下表のとおりとなっています。なお、当社では、苦情の定義を「お客さまからの不満足の表明」と定めています。

お客さまからの苦情（2010年4月～2011年3月全店受付分）

（単位：件、%）

内容	件数	占率
ご加入手続きに関して	1,328	32.3
契約内容変更等の手続きに関して	835	20.3
保険料払込に関して	280	6.8
保険金・給付金に関して	1,157	28.2
その他のご不満に関して（注）	508	12.4
合計	4,108件	100.0%

（注）社員・代理店の態度・マナーに関するご不満。契約後のアフターフォローに関するご不満など。

3．お客さまに対する情報提供の実態

51ページに掲載しています「ご契約時のご案内」をご参照ください。

4．商品に対する情報及びデメリット情報提供の方法

53ページに掲載しています「商品に関する情報提供（デメリット情報を含む）」をご参照ください。

5．代理店教育・研修の概略

66ページに掲載しています「代理店教育・研修」をご参照ください。

6．新規開発商品の状況

2010年度は該当ありません。

7．保険商品一覧

55ページに掲載しています「商品ラインアップ」をご参照ください。

8．情報システムに関する状況

(1)　一時払終身医療保険（低解約返戻金型）無配当の発売に係るシステム対応を行いました。

(2)　お客さまのニーズに合ったきめ細かい保険設計を可能にするパソコン用設計書・申込書ツール「きらめきNavi」、およびオンライン設計書・申込書を提供し、代理店および営業社員の販売をサポートしています。

(3)　お客さまサービス向上に向けて、販売支援システム「きらめきNaviオンライン」と事務処理システム「イメージワークフロー」を開発し、分かりやすい申込書を提供し、保険証券をより早くお届けできるようになりました。

(4)　情報システムセキュリティ強化の観点より、社内管理態勢の一層の充実を図るとともに外部専門家によるシステム監査を実施し、システムリスクへの備えに万全を期しています。

9．公共福祉活動の概況

68ページに掲載しています「社会活動」をご参照ください。

Ⅳ．直近５事業年度における主要な業務の状況を示す指標

（単位：百万円）

項　　目	2006年度	2007年度	2008年度	2009年度	2010年度
経常収益	238,571	239,140	241,057	244,512	265,331
経常利益又は経常損失（△）	3,028	2,690	2,325	2,710	△3,230
基礎利益	3,984	3,299	2,214	3,246	△2,392
当期純利益又は当期純損失（△）	21	55	44	37	△5,325
資本金 （発行済株式の総数）	35,500 （960千株）	35,500 （960千株）	35,500 （960千株）	35,500 （960千株）	35,500 （960千株）
総資産	892,324	999,763	1,075,126	1,148,341	1,242,444
うち特別勘定資産	－	－	－	－	－
責任準備金残高	821,570	922,547	998,145	1,068,346	1,162,128
貸付金残高	22,030	24,587	28,712	30,899	31,762
有価証券残高	838,116	944,609	1,013,709	1,083,096	1,163,725
ソルベンシー・マージン比率 （新基準）	1,900.2% －	2,124.0% －	2,069.1% －	2,129.7% －	2,127.0% （1,276.8%）
従業員数	597名	743名	907名	1,219名	1,420名
保有契約高	10,725,477	11,105,452	11,622,189	12,144,523	12,582,552
個人保険	7,846,571	8,297,141	8,715,563	9,129,287	9,810,772
個人年金保険	317,690	319,339	315,285	315,415	327,368
団体保険	2,561,215	2,488,971	2,591,340	2,699,819	2,444,411
団体年金保険保有契約高	－	－	－	－	－

（注）１．保有契約高とは、個人保険・個人年金保険・団体保険の各保有契約高の合計です。
なお、個人年金保険については、年金支払開始前契約の年金支払開始時における年金原資と年金支払開始後契約の責任準備金を合計したものです。

（注）２．平成22年内閣府令第23号、平成22年金融庁告示第48号により、ソルベンシー・マージン総額及びリスクの合計額の算出基準について 一部変更（マージン算入の厳格化、リスク計測の厳格化・精緻化等）がなされております。当該変更は2011年度末から適用されます。（　　）は、仮に当該変更を2010年度末において適用したと仮定した場合の数値です。

Ⅴ．財産の状況

1．貸借対照表

（単位：百万円、%）

科目	2009年度末 金額	2009年度末 構成比	2010年度末 金額	2010年度末 構成比	科目	2009年度末 金額	2009年度末 構成比	2010年度末 金額	2010年度末 構成比
（資産の部）					（負債の部）				
現金及び預貯金	**13,056**	**1.1**	**20,069**	**1.6**	**保険契約準備金**	**1,082,224**	**94.2**	**1,177,711**	**94.8**
現金	0		0		支払備金	11,642		13,371	
預貯金	13,056		20,069		責任準備金	1,068,346		1,162,128	
有価証券	**1,083,096**	**94.3**	**1,163,725**	**93.7**	契約者配当準備金	2,235		2,211	
国債	680,624		741,441		**代理店借**	**1,869**	**0.2**	**2,295**	**0.2**
地方債	13,236		19,297		**再保険借**	**131**	**0.0**	**122**	**0.0**
社債	359,864		372,007		**その他負債**	**4,213**	**0.4**	**6,829**	**0.5**
株式	344		267		未払法人税等	26		1,576	
外国証券	29,026		30,712		未払金	136		91	
貸付金	**30,899**	**2.7**	**31,762**	**2.6**	未払費用	2,854		3,505	
保険約款貸付	30,899		31,762		前受収益	0		0	
有形固定資産	**1,413**	**0.1**	**1,355**	**0.1**	預り金	41		49	
建物	149		200		リース債務	587		501	
リース資産	552		467		資産除去債務	－		125	
その他の有形固定資産	710		687		仮受金	567		978	
無形固定資産	**1,480**	**0.1**	**2,256**	**0.2**	**退職給付引当金**	**475**	**0.0**	**622**	**0.1**
ソフトウェア	1,434		2,219		**役員退職慰労引当金**	**88**	**0.0**	**78**	**0.0**
その他の無形固定資産	45		36		**特別法上の準備金**	**1,600**	**0.1**	**1,858**	**0.1**
代理店貸	**62**	**0.0**	**74**	**0.0**	価格変動準備金	1,600		1,858	
再保険貸	**112**	**0.0**	**175**	**0.0**	**負債の部合計**	**1,090,603**	**95.0**	**1,189,518**	**95.7**
その他資産	**17,962**	**1.6**	**18,762**	**1.5**					
未収金	13,188		13,592		（純資産の部）				
前払費用	367		331		**資本金**	**35,500**	**3.1**	**35,500**	**2.9**
未収収益	3,293		3,409		**資本剰余金**	**13,214**	**1.2**	**13,214**	**1.1**
預託金	1,012		1,012		資本準備金	13,214		13,214	
仮払金	76		390		**利益剰余金**	**371**	**0.0**	**△4,953**	**△0.4**
その他の資産	24		24		その他利益剰余金	371		△4,953	
繰延税金資産	**344**	**0.0**	**4,382**	**0.4**	繰越利益剰余金	371		△4,953	
貸倒引当金	**△86**	**△0.0**	**△119**	**△0.0**	**株主資本合計**	**49,086**	**4.3**	**43,760**	**3.5**
					その他有価証券評価差額金	8,651	0.8	9,164	0.7
					評価・換算差額等合計	8,651	0.8	9,164	0.7
					純資産の部合計	**57,738**	**5.0**	**52,925**	**4.3**
資産の部合計	1,148,341	100.0	1,242,444	100.0	負債及び純資産の部合計	1,148,341	100.0	1,242,444	100.0

注記事項

2009年度末

1. 有価証券の評価基準及び評価方法は次のとおりであります。
(1)満期保有目的の債券の評価は、移動平均法による償却原価法（定額法）により行っております。
(2)「保険業における「責任準備金対応債券」に関する当面の会計上及び監査上の取扱い」（日本公認会計士協会業種別監査委員会報告第21号）に基づく責任準備金対応債券の評価は、移動平均法による償却原価法（定額法）により行っております。
また、責任準備金対応債券に関するリスク管理方針の概要は以下のとおりであります。
資産・負債の金利リスクの変動を適切に管理するために平成17年12月より発売した「一時払養老保険」を小区分として設定し、その責任準備金と責任準備金対応債券のデュレーションを一定幅の中で一致させる運用方針をとっております。
(3)その他有価証券はすべて時価のあるものであり、その評価は3月末日の市場価格等に基づく時価法（売却原価の算定は移動平均法）により行っております。
なお、その他有価証券の評価差額については、全部純資産直入法により処理しております。
2. 有形固定資産の減価償却の方法は、次の方法によっております。
・リース資産以外
①平成19年3月31日以前に取得したもの　旧定率法によっております。
②平成19年4月1日以降に取得したもの　定率法によっております。
・リース資産
・所有権移転外ファイナンス・リース取引　リース期間に基づく定額法によっております。
なお、その他の有形固定資産のうち取得価額が10万円以上20万円未満のものについては、3年間で均等償却を行っております。
3. 無形固定資産の減価償却の方法は、次の方法によっております。
・ソフトウェア　利用可能期間に基づく定額法によっております。
4. 外貨建資産の本邦通貨への換算は、外貨建取引等会計処理基準に準拠して行っております。
5. 貸倒引当金は、資産の自己査定基準及び償却・引当基準に則り、次のとおり計上しております。
当社の貸付金は、その全額が保険約款貸付であり回収が担保されているため、貸倒引当金の計上はありません。それ以外の資産については、それぞれの性質を勘案し、回収の危険性または価値の毀損の危険性の度合いに応じて査定し、その最終の回収額または価値に対する損失見込額を計上しております。
また、上記以外に過去の一定期間における貸倒実績等から算出した貸倒実績率を債権額に乗じた額を計上しております。
すべての債権は、資産の自己査定基準に基づき、関連部署が資産査定を実施し、当該部署から独立した資産監査部署が査定結果を監査しており、その査定結果に基づいて上記の引当を行っております。
6. 退職給付引当金は、従業員の退職給付に備えるため、退職給付に係る会計基準（「退職給付に係る会計基準の設定に関する意見書」平成10年6月16日企業会計審議会）に基づき、当年度末において発生したと認められる額を計上しております。
7. 役員退職慰労引当金は、制度廃止以前の役員に対する退職慰労年金の支給に備えるため、当年度末における支給見込額に基づき計上しております。
8. 価格変動準備金は、保険業法第115条の規定に基づき算出した額を計上しております。
9. リース取引開始日が平成20年3月31日以前の所有権移転外ファイナンス・リース取引については、引き続き通常の賃貸借取引に係る方法に準じた会計処理によっております。
10. 消費税及び地方消費税の会計処理は、税抜方式によっております。ただし、資産に係る控除対象外消費税等のうち、税法に定める繰延消費税等については、前払費用に計上し5年間で均等償却し、繰延消費税等以外のものについては、発生年度に費用処理しております。
11. 責任準備金は、保険業法第116条の規定に基づく準備金であり、保険料積立金については保険業法施行規則第69条第4項第4号の規定に基づいて5年チルメル式により計算しております。

2010年度末

1. 有価証券の評価基準及び評価方法は次のとおりであります。
(1)満期保有目的の債券評価は、移動平均法による償却原価法（定額法）により行っております。
(2)「保険業における「責任準備金対応債券」に関する当面の会計上及び監査上の取扱い」（日本公認会計士協会業種別監査委員会報告第21号）に基づく責任準備金対応債券の評価は、移動平均法による償却原価法（定額法）により行っております。
また、責任準備金対応債券に関するリスク管理方針の概要は以下のとおりであります。
資産・負債の金利リスクの変動を適切に管理するために平成17年12月より発売した「一時払養老保険」を小区分として設定し、その責任準備金と責任準備金対応債券のデュレーションを一定幅の中で一致させる運用方針をとっております。
(3)その他有価証券はすべて時価のあるものであり、その評価は3月末日の市場価格等に基づく時価法（売却原価の算定は移動平均法）により行っております。
なお、その他有価証券の評価差額については、全部純資産直入法により処理しております。
2. 有形固定資産の減価償却の方法は、次の方法によっております。
・リース資産以外
①平成19年3月31日以前に取得したもの　旧定率法によっております。
②平成19年4月1日以降に取得したもの　定率法によっております。
・リース資産
・所有権移転外ファイナンス・リース取引　リース期間に基づく定額法によっております。
なお、取得価額が10万円以上20万円未満の少額減価償却資産につきましては、従来は有形固定資産に計上し、一括して3年均等償却しておりましたが、当該資産の最近における使用状況等を勘案し、当年度より取得時に全額費用処理する方法に変更しました。
なお、この変更により、従来と同一の方法によった場合に比べ、経常損失が70百万円増加し、税引前当期純損失が76百万円増加しております。
3. 無形固定資産の減価償却の方法は、次の方法によっております。
・ソフトウェア　利用可能期間に基づく定額法によっております。
4. 外貨建資産の本邦通貨への換算は、外貨建取引等会計処理基準に準拠して行っております。
5. 貸倒引当金は、資産の自己査定基準及び償却・引当基準に則り、次のとおり計上しております。
当社の貸付金は、その全額が保険約款貸付であり回収が担保されているため、貸倒引当金の計上はありません。それ以外の資産については、それぞれの性質を勘案し、回収の危険性または価値の毀損の危険性の度合いに応じて査定し、その最終の回収額または価値に対する損失見込額を計上しております。
また、上記以外に過去の一定期間における貸倒実績等から算出した貸倒実績率を債権額に乗じた額を計上しております。
すべての債権は、資産の自己査定基準に基づき、関連部署が資産査定を実施し、当該部署から独立した資産監査部署が査定結果を監査しており、その査定結果に基づいて上記の引当を行っております。
6. 退職給付引当金は、従業員の退職給付に備えるため、退職給付に係る会計基準（「退職給付に係る会計基準の設定に関する意見書」平成10年6月16日企業会計審議会）に基づき、当年度末において発生したと認められる額を計上しております。
7. 役員退職慰労引当金は、制度廃止以前の役員に対する退職慰労年金の支給に備えるため、当年度末における支給見込額に基づき計上しております。
8. 価格変動準備金は、保険業法第115条の規定に基づき算出した額を計上しております。
9. リース取引開始日が平成20年3月31日以前の所有権移転外ファイナンス・リース取引については、引き続き通常の賃貸借取引に係る方法に準じた会計処理によっております。
10. 消費税及び地方消費税の会計処理は、税抜方式によっております。ただし、資産に係る控除対象外消費税等のうち、税法に定める繰延消費税等については、前払費用に計上し5年間で均等償却し、繰延消費税等以外のものについては、発生年度に費用処理しております。
11. 責任準備金は、保険業法第116条の規定に基づく準備金であり、保険料積立金については次の方式により計算しております。
(1)標準責任準備金の対象契約については金融庁長官が定める方

2009年度末

なお、上記の方法により計算された金額のほか、保険業法上の標準責任準備金積立に向け43,100百万円を計上しております。

12. 金融商品の状況に関する事項及び金融商品の時価等に関する事項は次のとおりであります。

(1) 金融商品の状況に関する事項

①金融商品に対する取組方針

当社は、運用する資産が保険契約者等に対する責任を履行するための原資であることに鑑み、資産の健全性と安定的な収益の確保を目指し、金融商品を活用した資産運用を行っております。具体的には、収益性および各種リスク・市場環境を総合的に勘案しつつ、負債特性を考慮したALM（資産・負債の総合管理）を重視して、新規投資は長期・超長期の国内公社債を中心に、一部最高格付けの外国公社債に投資しております。

②金融商品の内容及びそのリスク

保有する金融商品は、内外の公社債を中心に若干の国内株式を含めた有価証券が主なものであり、その他に保険約款貸付等を保有しております。有価証券の保有目的区分は、「その他有価証券」と「満期保有目的の債券」が主なものですが、一部「責任準備金対応債券」として保有しております。

金融商品に係るリスクには、金利、為替等の変動による市場リスク、社債発行体の信用状況の変動等による信用リスク、市場の混乱等により著しく低い価格での取引を余儀なくされることにより損失を被る流動性リスクがあります。

デリバティブ取引は、外貨建債券の売買及び利息受取に際して、ヘッジ会計を適用せずに為替予約取引のみ利用しております。デリバティブ取引には、取引の対象物の市場価格の変動に係るリスク（市場リスク）及び取引先の契約不履行に係るリスク（信用リスク）が伴いますが、当社が行っている為替予約取引は市場リスクを減殺するものであり、また、取引先を信用度の高い金融機関に限定することで信用リスクを回避しております。

③金融商品に係るリスク管理体制

取引全般に係る権限規程及びリスク管理諸規程・方針を定め、これらに基づいて取引を行い管理しております。日常における管理については、取引の執行部門と後方事務・リスク管理部門を分離し、取り扱う商品の種類・保有限度・リスク量・損失対応等が規程に沿って運営されているかをモニタリングすることで、組織的な牽制を行っております。また、リスク管理部門がリスクを把握・分析し、リスク状況を定期的に取締役会等に報告しております。

a.市場リスクの管理

資産運用リスクに係る管理諸規程に従い運用資産の特性に応じ、保有限度額や評価損率等適切なリミットを設定する等により管理しております。特に、保有資産の多くが債券であることから、金利・為替等の変動に対する感応度としてBPV（ベイシスポイントバリュー）を日次ベースで算出し、実質資産負債差額（保険業法第132条第2項に規定する区分等を定める命令第3条および平成11年金融監督庁・大蔵省告示第2号に定める規定に基づき算出される額）の範囲内となっているかモニタリングしております。また、市場リスクのVaR（バリューアットリスク）も参考指標として計測し、金利・為替・株価等の異なるリスクを統一的な尺度で把握し管理しております。

b.信用リスクの管理

個別融資を行っていないことから、信用リスクの管理に関しても、資産運用リスクに係る管理諸規程に従って行っております。社債発行体の信用リスクに関しては、取引執行部門およびリスク管理部門において、信用情報や

2010年度末

式（平成8年大蔵省告示第48号）

(2)標準責任準備金の対象とならない契約については、平準純保険料式

なお、保険料積立金については、従来より保険業法施行規則第69条第4項第4号の規定に基づく5年チルメル式による計算に加え一定の積増しを行ってきた結果、当年度末において保険業法上の標準責任準備金の対象契約に係る積立率は100%となっております。

12. 当年度より、「資産除去債務に関する会計基準」（企業会計基準第18号）及び「資産除去債務に関する会計基準の適用指針」（企業会計基準適用指針第21号）を適用しております。

これに伴い、有形固定資産が57百万円増加し、資産除去債務が125百万円計上されております。また、経常損失が11百万円増加し、税引前当期純損失が67百万円増加しております。

13. 金融商品の状況に関する事項及び金融商品の時価等に関する事項は次のとおりであります。

(1)金融商品の状況に関する事項

①金融商品に対する取組方針

当社は、運用する資産が保険契約者等に対する責任を履行するための原資であることに鑑み、資産の健全性と安定的な収益の確保を目指し、金融商品を活用した資産運用を行っております。具体的には、収益性及び各種リスク・市場環境を総合的に勘案しつつ、負債特性を考慮したALM（資産・負債の総合管理）を重視して、新規投資は長期・超長期の国内公社債を中心に、一部最高格付けの外国公社債に投資しております。

②金融商品の内容及びそのリスク

保有する金融商品は、内外の公社債を中心に若干の国内株式を含めた有価証券が主なものであり、その他に保険約款貸付等を保有しております。有価証券の保有目的区分は、「その他有価証券」と「満期保有目的の債券」が主なものですが、一部「責任準備金対応債券」として保有しております。

金融商品に係るリスクには、金利、為替等の変動による市場リスク、社債発行体の信用状況の変動等による信用リスク、市場の混乱等により著しく低い価格での取引を余儀なくされることにより損失を被る流動性リスクがあります。

デリバティブ取引は、外貨建債券の売買及び利息受取に際して、ヘッジ会計を適用せずに為替予約取引のみ利用しております。デリバティブ取引には、取引の対象物の市場価格の変動に係るリスク（市場リスク）及び取引先の契約不履行に係るリスク（信用リスク）が伴いますが、当社が行っている為替予約取引は市場リスクを減殺するものであり、また、取引先を信用度の高い金融機関に限定することで信用リスクを回避しております。

③金融商品に係るリスク管理体制

取引全般に係る権限規程及びリスク管理諸規程・方針を定め、これらに基づいて取引を行い管理しております。日常における管理については、取引の執行部門と後方事務・リスク管理部門を分離し、取り扱う商品の種類・保有限度・リスク量・損失対応等が規程に沿って運営されているかをモニタリングすることで、組織的な牽制を行っております。また、リスク管理部門がリスクを把握・分析し、リスク状況を定期的に取締役会等に報告しております。

a.市場リスクの管理

資産運用リスクに係る管理諸規程に従い運用資産の特性に応じ、保有限度額や評価損率等適切なリミットを設定する等により管理しております。特に、保有資産の多くが債券であることから、金利・為替等の変動に対する感応度としてBPV（ベイシスポイントバリュー）を日次ベースで算出し、実質資産負債差額（保険業法第132条第2項に規定する区分等を定める命令第3条及び平成11年金融監督庁・大蔵省告示第2号に定める規定に基づき算出される額）の範囲内となっているかモニタリングしております。また、市場リスクのVaR（バリューアットリスク）も参考指標として計測し、金利・為替・株価等の異なるリスクを統一的な尺度で把握し管理しております。

b.信用リスクの管理

個別融資を行っていないことから、信用リスクの管理に関しても、資産運用リスクに係る管理諸規程に従って行っております。社債発行体の信用リスクに関しては、取引執行部門及びリスク管理部門において、信用情報や

2009年度末

マーケットデータの把握を定期的に行うことで管理しております。また、信用リスクについてもVaRを計測し管理しております。

c.流動性リスクの管理

流動性リスクに係る管理諸規程に従い、取引の執行部門と後方事務・リスク管理部門にて管理しております。資金繰りの状況に応じて平常時、懸念時、危機管理時に区分し、それぞれの区分に応じた対応を定めて管理しております。平常時では、保険料等の入金が保険金等の支払いより恒常的に多い状況にあり資金繰り状況は安定しておりますが、巨大災害や金融市場の混乱による市場流動性の低下等の不測の事態発生に備えて、現預金および国債を始めとする流動性の高い債券を保有して十分な流動性を確保・維持しております。

④金融商品の時価等に関する事項についての補足説明

金融商品の時価には、市場価格に基づく価額のほか、市場価格がない場合には合理的に算定された価額が含まれております。

(2) 金融商品の時価等に関する事項

主な金融商品に係る貸借対照表計上額、時価及びこれらの差額については、次のとおりであります。なお、当社は時価を把握することが極めて困難と認められるものは、保有しておりません。

（単位：百万円）

	貸借対照表計上額	時価	差額
現金及び預貯金	13,056	13,056	－
有価証券	1,083,096	1,096,414	13,318
満期保有目的の債券	496,151	509,261	13,109
責任準備金対応債券	4,196	4,405	208
その他有価証券	582,747	582,747	－
貸付金	30,899	30,899	－
保険約款貸付	30,899	30,899	－

(注) 金融商品の時価の算定方法に関する事項

①現金及び預貯金

預金はすべて短期であるため、時価は帳簿価額と近似していることから、当該帳簿価額によっております。

②有価証券

これらの時価については、3月末日の市場価格等によっております。

③貸付金

当社が保有している貸付金は全て保険約款貸付金であります。保険約款貸付は、当該貸付を解約返戻金の範囲内に限るなどの特性により返済期限を設けておらず、返済見込み期間及び金利条件等から、時価は帳簿価額と近似しているものと想定されるため、帳簿価額を時価としております。

なお、デリバティブ取引について、期中においては外貨建債券の売買及び利息受取に際して、ヘッジ会計を適用せずに為替予約取引のみ利用しておりますが、当年度末における当該取引の残高はありません。

（追加情報）

当年度より、「金融商品に関する会計基準」（平成20年3月10日　企業会計基準第10号）及び「金融商品の時価等の開示に関する適用指針」（平成20年3月10日　企業会計基準適用指針第19号）を適用しております。

13. 有形固定資産の減価償却累計額は、1,228百万円であります。
14. 関係会社に対する金銭債務の総額は2百万円であります。
15. 繰延税金資産の総額は5,258百万円、繰延税金負債の総額は4,898百万円であります。繰延税金資産の総額から評価性引当額として控除した額は15百万円であります。

繰延税金資産の発生の主な原因別内訳は、税法に定める減価償却資産損金算入限度超過額2,143百万円、保険契約準備金損金算入限度超過額1,452百万円、価格変動準備金578百万円及び賞与引当金335百万円であります。

繰延税金負債の発生の原因別内訳は、その他有価証券の評価差額4,898百万円であります。

16. 当年度における法定実効税率は36.15%であり、税効果会計適用後の法人税等の負担率は88.20%であります。

その差異の主な内訳は、交際費等永久に損金に算入されないものに係る差異40.84%及び住民税均等割額に係る差異11.16%であります。

17. 貸借対照表に計上したリース資産のほか、リース契約により使

2010年度末

マーケットデータの把握を定期的に行うことで管理しております。また、信用リスクについてもVaRを計測し管理しております。

c.流動性リスクの管理

流動性リスクに係る管理諸規程に従い、取引の執行部門と後方事務・リスク管理部門にて管理しております。資金繰りの状況に応じて平常時、懸念時、危機管理時に区分し、それぞれの区分に応じた対応を定めて管理しております。平常時では、保険料等の入金が保険金等の支払いより恒常的に多い状況にあり資金繰り状況は安定しておりますが、巨大災害や金融市場の混乱による市場流動性の低下等の不測の事態発生に備えて、現預金及び国債を始めとする流動性の高い債券を保有して十分な流動性を確保・維持しております。

④金融商品の時価等に関する事項についての補足説明

金融商品の時価には、市場価格に基づく価額のほか、市場価格がない場合には合理的に算定された価額が含まれております。

(2) 金融商品の時価等に関する事項

主な金融商品に係る貸借対照表計上額、時価及びこれらの差額については、次のとおりであります。なお、当社は時価を把握することが極めて困難と認められるものは、保有しておりません。

（単位：百万円）

	貸借対照表計上額	時価	差額
現金及び預貯金	20,069	20,069	－
有価証券	1,163,725	1,182,138	18,412
満期保有目的の債券	532,649	550,852	18,203
責任準備金対応債券	4,099	4,308	209
その他有価証券	626,976	626,976	－
貸付金	31,762	31,762	－
保険約款貸付	31,762	31,762	－

(注) 金融商品の時価の算定方法に関する事項

①現金及び預貯金

預金はすべて短期であるため、時価は帳簿価額と近似していることから、当該帳簿価額によっております。

②有価証券

これらの時価については、3月末日の市場価格等によっております。

③貸付金

当社が保有している貸付金は全て保険約款貸付金であります。保険約款貸付は、当該貸付を解約返戻金の範囲内に限るなどの特性により返済期限を設けておらず、返済見込み期間及び金利条件等から、時価は帳簿価額と近似しているものと想定されるため、帳簿価額を時価としております。

なお、デリバティブ取引について、期中においては外貨建債券の売買及び利息受取に際して、ヘッジ会計を適用せずに為替予約取引のみ利用しておりますが、当年度末における当該取引の残高はありません。

14. 有形固定資産の減価償却累計額は、1,707百万円であります。
15. 関係会社に対する金銭債務の総額は1百万円であります。
16. 繰延税金資産の総額は9,632百万円、繰延税金負債の総額は5,188百万円であります。繰延税金資産の総額から評価性引当額として控除した額は61百万円であります。

繰延税金資産の発生の主な原因別内訳は、保険契約準備金損金算入限度超過額5,220百万円、税法に定める減価償却資産損金算入限度超過額2,259百万円及び価格変動準備金671百万円であります。

繰延税金負債の発生の原因別内訳は、その他有価証券の評価差額5,188百万円であります。

17. 当年度における法定実効税率は 36.15%であり、税効果会計適用後の法人税等の負担率は 33.04%であります。

その差異の主な内訳は、交際費等永久に損金に算入されないものに係る差異△1.89%及び住民税均等割額に係る差異△0.61%であります。

18. 貸借対照表に計上したリース資産のほか、リース契約により使

2009年度末	2010年度末
用している重要な有形固定資産として電子計算機等があります。 18. 契約者配当準備金の異動状況は、次のとおりであります。 前年度末現在高　1,915百万円 当年度契約者配当金支払額　1,827百万円 利息による増加等　0百万円 契約者配当準備金繰入額　2,148百万円 当年度末現在高　2,235百万円 19. 保険業法施行規則第71条第1項に規定する再保険を付した部分に相当する責任準備金（以下「出再責任準備金」という）の金額は259百万円であります。 20. 1株当たり純資産額は60,143円79銭であります。 21. 外貨建資産の額は、29,368百万円であります。（外貨額　286百万米ドル、22百万ユーロ） 22. 保険業法第259条の規定に基づく生命保険契約者保護機構に対する当年度末における当社の今後の負担見積額は、2,200百万円であります。 なお、当該負担金は拠出した年度の事業費として処理しております。 23. 退職給付債務に関する事項は次のとおりであります。 (1)退職給付債務及びその内訳 イ退職給付債務　△512百万円 ロ未認識数理計算上の差異　36百万円 ハ退職給付引当金（貸借対照表計上額）　△475百万円 (2)退職給付債務等の計算基礎 イ退職給付見込額の期間配分方法　期間定額基準 ロ割引率　1.5% ハ数理計算上の差異の処理年数　10年 （発生時の翌年度から定額法により費用処理することとしております。） （追加情報） 当年度より、「「退職給付に係る会計基準」の一部改正（その3）」（平成20年7月31日　企業会計基準第19号）を適用しております。なお、従来より当社の割引率は、期末における利回りを基礎として決定しており、この適用が当年度の経常利益及び税引前当期純利益へ与える影響はありません。 24. 金額は記載単位未満を切り捨てて表示しております。	用している重要な有形固定資産として電子計算機等があります。 19. 契約者配当準備金の異動状況は、次のとおりであります。 前年度末現在高　2,235百万円 当年度契約者配当金支払額　1,981百万円 利息による増加等　0百万円 契約者配当準備金繰入額　1,956百万円 当年度末現在高　2,211百万円 20. 保険業法施行規則第71条第1項に規定する再保険を付した部分に相当する責任準備金（以下「出再責任準備金」という）の金額は238百万円であります。 21. 1株当たり純資産額は55,130円69銭であります。 22. 外貨建資産の額は、31,040百万円であります。（外貨額　335百万米ドル、26百万ユーロ） 23. 保険業法第259条の規定に基づく生命保険契約者保護機構に対する当年度末における当社の今後の負担見積額は、2,315百万円であります。 なお、当該負担金は拠出した年度の事業費として処理しております。 24. 退職給付債務に関する事項は次のとおりであります。 (1)退職給付債務及びその内訳 イ退職給付債務　△720百万円 ロ未認識数理計算上の差異　97百万円 ハ退職給付引当金（貸借対照表計上額）　△622百万円 (2)退職給付債務等の計算基礎 イ退職給付見込額の期間配分方法　期間定額基準 ロ割引率　1.5% ハ数理計算上の差異の処理年数　10年 （発生時の翌年度から定額法により費用処理することとしております。） 25. 金額は記載単位未満を切り捨てて表示しております。

2．損益計算書

（単位：百万円、%）

科目	2009年度 金額	2009年度 百分比	2010年度 金額	2010年度 百分比
経常収益	**244,512**	**100.0**	**265,331**	**100.0**
保険料等収入	**223,662**	**91.5**	**243,102**	**91.6**
保険料	223,365		242,816	
再保険収入	297		286	
資産運用収益	**20,363**	**8.3**	**21,627**	**8.2**
利息及び配当金等収入	19,820		20,932	
有価証券利息･配当金	18,924		19,991	
貸付金利息	882		928	
その他利息配当金	13		12	
有価証券売却益	542		695	
その他経常収益	**486**	**0.2**	**601**	**0.2**
年金特約取扱受入金	349		346	
保険金据置受入金	107		222	
その他の経常収益	30		32	
経常費用	**241,802**	**98.9**	**268,561**	**101.2**
保険金等支払金	**130,214**	**53.3**	**126,608**	**47.7**
保険金	32,633		33,266	
年金	3,191		3,333	
給付金	6,188		6,708	
解約返戻金	86,677		81,856	
その他返戻金	957		904	
再保険料	565		537	
責任準備金等繰入額	**70,867**	**29.0**	**95,511**	**36.0**
支払備金繰入額	666		1,729	
責任準備金繰入額	70,201		93,782	
契約者配当金積立利息繰入額	0		0	
資産運用費用	**442**	**0.2**	**890**	**0.3**
支払利息	14		20	
有価証券売却損	426		704	
有価証券評価損	–		125	
為替差損	1		1	
貸倒引当金繰入額	–		38	
事業費	**37,378**	**15.3**	**41,894**	**15.8**
その他経常費用	**2,899**	**1.2**	**3,657**	**1.4**
保険金据置支払金	19		89	
税金	2,182		2,330	
減価償却費	556		1,011	
退職給付引当金繰入額	133		147	
その他の経常費用	7		77	
経常利益又は経常損失（△）	**2,710**	**1.1**	**△3,230**	**△1.2**
特別利益	**9**	**0.0**	**5**	**0.0**
固定資産等処分益	**0**	**0.0**	**5**	**0.0**
貸倒引当金戻入額	**9**	**0.0**	**–**	**–**
特別損失	**250**	**0.1**	**2,771**	**1.0**
固定資産等処分損	**11**	**0.0**	**18**	**0.0**
価格変動準備金繰入額	**239**	**0.1**	**258**	**0.1**
その他特別損失	**–**	**–**	**2,494**	**0.9**
契約者配当準備金繰入額	**2,148**	**0.9**	**1,956**	**0.7**
税引前当期純利益又は税引前当期純損失（△）	**321**	**0.1**	**△7,953**	**△3.0**
法人税及び住民税	**125**	**0.1**	**1,700**	**0.6**
法人税等調整額	**158**	**0.1**	**△4,328**	**△1.6**
法人税等合計	**283**	**0.1**	**△2,628**	**△1.0**
当期純利益又は当期純損失（△）	**37**	**0.0**	**△5,325**	**△2.0**

注記事項

2009年度	2010年度
1．関係会社との取引による費用の総額は203百万円であります。	1．関係会社との取引による費用の総額は176百万円であります。
2．有価証券売却益542百万円は、すべて国債等債券によるものであります。 有価証券売却損の主な内訳は、国債等債券7百万円、外国証券418百万円であります。	2．有価証券売却益695百万円は、すべて国債等債券によるものであります。 有価証券売却損の主な内訳は、国債等債券54百万円、外国証券649百万円であります。 有価証券評価損125百万円は、すべて株式等によるものであります。
3．責任準備金繰入額の計算上、差し引かれた出再責任準備金繰入額の金額は △10百万円であります。	3．責任準備金繰入額の計算上、差し引かれた出再責任準備金繰入額の金額は△21百万円であります。
4．1株当たり当期純利益は、39円50銭であります。 算定上の基礎である当期純利益及び普通株式に係る当期純利益はともに37百万円、普通株式の期中平均株式数は960千株であります。	4．1株当たり当期純損失は、5,547円35銭であります。 算定上の基礎である当期純損失及び普通株式に係る当期純損失はともに5,325百万円、普通株式の期中平均株式数は960千株であります。
5．退職給付費用の総額は、185百万円であります。なお、その内訳は以下の通りです。 イ勤務費用　127百万円 ロ利息費用　5百万円 ハ数理計算上の差異の費用処理額　3百万円 ニその他（確定拠出年金への掛金支払額）　48百万円	5．退職給付費用の総額は、212百万円であります。なお、その内訳は以下の通りです。 イ勤務費用　146百万円 ロ利息費用　7百万円 ハ数理計算上の差異の費用処理額　4百万円 ニその他（確定拠出年金への掛金支払額）　54百万円 6．その他特別損失は、経営統合関連費用2,438百万円及び資産除去債務に関する会計基準の適用に伴う影響額56百万円であります。
6．金額は記載単位未満を切り捨てて表示しております。	7．金額は記載単位未満を切り捨てて表示しております。

3．キャッシュ・フロー計算書

（単位：百万円）

科　　目	2009年度	2010年度
営業活動によるキャッシュ･フロー		
税引前当期純利益（△は損失）	321	△7,953
減価償却費	556	1,011
支払備金の増減額（△は減少）	666	1,729
責任準備金の増減額（△は減少）	70,201	93,782
契約者配当金積立利息繰入額	0	0
契約者配当準備金繰入額	2,148	1,956
貸倒引当金の増減額（△は減少）	△14	33
退職給付引当金の増減額（△は減少）	133	147
役員退職慰労引当金の増減額（△は減少）	△9	△9
価格変動準備金の増減額（△は減少）	239	258
利息及び配当金等収入	△19,820	△20,932
有価証券関係損益（△は益）	△116	135
支払利息	14	20
為替差損益（△は益）	1	1
有形固定資産関係損益（△は益）	11	13
代理店貸の増減額（△は増加）	△14	△11
再保険貸の増減額（△は増加）	10	△62
その他資産（除く投資活動関係、財務活動関連）の増減額（△は増加）	△212	△675
代理店借の増減額（△は減少）	75	425
再保険借の増減額（△は減少）	2	△8
その他負債（除く投資活動関連、財務活動関連）の増減額（△は減少）	△301	1,025
その他	－	58
小　　計	53,893	70,945
利息及び配当金等の受取額	19,682	20,666
利息の支払額	△14	△20
契約者配当金の支払額	△1,827	△1,981
法人税等の支払額	△448	△149
営業活動によるキャッシュ･フロー	**71,285**	**89,460**
投資活動によるキャッシュ･フロー		
有価証券の取得による支出	△136,230	△158,957
有価証券の売却・償還による収入	69,623	79,131
貸付けによる支出	△45,620	△47,230
貸付金の回収による収入	43,433	46,367
資産運用活動計	△68,794	△80,688
（営業活動及び資産運用活動計）	（2,491）	（8,771）
有形固定資産の取得による支出	△570	△446
有形固定資産の売却による収入	7	17
無形固定資産の取得による支出	△1,563	△1,226
投資活動によるキャッシュ･フロー	**△70,921**	**△82,343**
財務活動によるキャッシュ･フロー		
その他	△79	△103
財務活動によるキャッシュ･フロー	**△79**	**△103**
現金及び現金同等物に係る換算差額	**－**	**－**
現金及び現金同等物の増減額（△は減少）	**284**	**7,013**
現金及び現金同等物期首残高	**12,771**	**13,056**
現金及び現金同等物期末残高	**13,056**	**20,069**

（キャッシュ・フロー計算書の注記）

1．現金及び現金同等物の（期首）期末残高と貸借対照表科目に記載されている科目の金額との関係は次のとおりです。

（単位：百万円）

	2009年度末	2010年度末
現金及び預貯金	13,056	20,069
現金及び現金同等物	13,056	20,069

2．投資活動によるキャッシュ･フローには、保険事業に係る資産運用業務から生じるキャッシュ･フローを含んでいます。

4．株主資本等変動計算書

（単位：百万円）

科　　目	2009年度	2010年度
株主資本		
資本金		
前期末残高	35,500	35,500
当期末残高	35,500	35,500
資本剰余金		
資本準備金		
前期末残高	13,214	13,214
当期末残高	13,214	13,214
資本剰余金合計		
前期末残高	13,214	13,214
当期末残高	13,214	13,214
利益剰余金		
その他利益剰余金		
繰越利益剰余金		
前期末残高	333	371
当期変動額		
当期純利益（△は損失）	37	△5,325
当期変動額合計	37	△5,325
当期末残高	371	△4,953
利益剰余金合計		
前期末残高	333	371
当期変動額		
当期純利益（△は損失）	37	△5,325
当期変動額合計	37	△5,325
当期末残高	371	△4,953
株主資本合計		
前期末残高	49,048	49,086
当期変動額		
当期純利益（△は損失）	37	△5,325
当期変動額合計	37	△5,325
当期末残高	49,086	43,760
評価・換算差額等		
その他有価証券評価差額金		
前期末残高	7,015	8,651
当期変動額		
株主資本以外の項目の当期変動額（純額）	1,635	512
当期変動額合計	1,635	512
当期末残高	8,651	9,164
評価・換算差額等合計		
前期末残高	7,015	8,651
当期変動額		
株主資本以外の項目の当期変動額（純額）	1,635	512
当期変動額合計	1,635	512
当期末残高	8,651	9,164
純資産合計		
前期末残高	56,064	57,738
当期変動額		
当期純利益（△は損失）	37	△5,325
株主資本以外の項目の当期変動額（純額）	1,635	512
当期変動額合計	1,673	△4,812
当期末残高	57,738	52,925

注記事項

2009年度	2010年度
1．発行済株式の種類及び総数に関する事項 発行済株式はすべて普通株式であり、その総数は以下のとおりであります。 前年度末株式数　960千株 当年度増加株式数　－ 千株 当年度減少株式数　－ 千株 当年度末株式数　960千株	1．発行済株式の種類及び総数に関する事項 発行済株式はすべて普通株式であり、その総数は以下のとおりであります。 前年度末株式数　960千株 当年度増加株式数　－ 千株 当年度減少株式数　－ 千株 当年度末株式数　960千株

5．債務者区分による債権の状況

（単位：百万円、%）

区　　分	2009年度末	2010年度末
破産更生債権及びこれらに準ずる債権	－	－
危険債権	－	－
要管理債権	－	－
小計	－	－
（対合計比）	（　－　）	（　－　）
正常債権	31,300	32,188
合計	31,300	32,188

（注）1．破産更生債権及びこれらに準ずる債権とは、破産手続開始、更生手続開始又は再生手続開始の申し立て等の事由により経営破綻に陥っている債務者に対する債権及びこれらに準ずる債権です。
2．危険債権とは、債務者が経営破綻の状態には至っていないが、財政状態及び経営成績が悪化し、契約に従った債権の元本の回収及び利息の受け取りができない可能性の高い債権です。
3．要管理債権とは、3カ月以上延滞貸付金及び条件緩和貸付金です。なお、3カ月以上延滞貸付金とは、元本又は利息の支払いが、約定支払日の翌日から3カ月以上遅延している貸付金（注1及び2に掲げる債権を除く。）、条件緩和貸付金とは、債務者の経営再建又は支援を図ることを目的として、金利の減免、利息の支払猶予、元本の返済猶予、債権放棄その他の債務者に有利となる取り決めを行った貸付金（注1及び2に掲げる債権並びに3カ月以上延滞貸付金を除く。）です。
4．正常債権とは、債務者の財政状態及び経営成績に特に問題がないものとして、注1から3までに掲げる債権以外のものに区分される債権です。

6．リスク管理債権の状況

該当ありません。

7．元本補てん契約のある信託に係る貸出金の状況

該当ありません。

8．保険金等の支払能力の充実の状況（ソルベンシー・マージン比率）

（単位：百万円）

項　　目	2009年度末	2010年度末
ソルベンシー・マージン総額　（A）	**124,409**	**133,423**
資本金等	49,086	43,760
価格変動準備金	1,600	1,858
危険準備金	9,870	10,538
一般貸倒引当金	14	19
その他有価証券の評価差額×90%	12,195	12,918
土地の含み損益×85%	－	－
全期チルメル式責任準備金相当額超過額	50,246	63,178
持込資本金等	－	－
負債性資本調達手段等	－	－
控除項目	－	－
その他	1,396	1,148
リスクの合計額　$\sqrt{(R_1+R_8)^2+(R_2+R_3+R_7)^2}+R_4$　（B）	**11,682**	**12,545**
保険リスク相当額　R_1	6,604	6,825
第三分野保険の保険リスク相当額　R_8	1,814	2,181
予定利率リスク相当額　R_2	666	507
資産運用リスク相当額　R_3	6,962	7,475
経営管理リスク相当額　R_4	320	509
最低保証リスク相当額　R_7	－	－
ソルベンシー・マージン比率　$\frac{(A)}{(\frac{1}{2})\times(B)}\times 100$	**2,129.7%**	**2,127.0%**

（注）上記は、保険業法施行規則第86条、第87条、平成8年大蔵省告示第50号の規定に基づいて算出しています（「全期チルメル式責任準備金相当額超過額」は告示第50号第1条第3項第1号に基づいて算出しています）。

〈参考〉実質資産負債差額

（単位：百万円）

項　　目	2009年度末	2010年度末
資産の部に計上されるべき金額の合計額　（1）	1,161,660	1,260,857
負債の部に計上されるべき金額の合計額を基礎として計算した金額　（2）	1,023,876	1,108,583
実質資産負債差額A　（1）−（2）＝（3）	**137,784**	**152,273**
満期保有目的の債券・責任準備金対応債券の含み損益（4）	13,318	18,412
実質資産負債差額B　（3）−（4）＝（5）	**124,465**	**133,860**

（注）1．「実質資産負債差額A」は保険業法第132条第2項に規定する区分等を定める命令第3条及び平成11年金融監督庁・大蔵省告示第2号の規定に基づき算出しています。

2．「実質資産負債差額B」は、「実質資産負債差額A」から満期保有目的の債券及び責任準備金対応債券の時価評価額と帳簿価額の差額を控除したもので、上記1.の規定に加え保険会社向けの総合的な監督指針Ⅱ-2-2-6に基づき計算しています。
なお、有価証券の時価情報は次の項目に記載しています。
また、各事業年度末における流動性資産（現預金及びその他有価証券）は、2009年度末：595,803百万円、2010年度末：647,046百万円です。

〈参考〉保険金等の支払能力の充実の状況
（新基準によるソルベンシー・マージン比率）

（単位：百万円）

項　　目	2010年度末
ソルベンシー・マージン総額　（A）	**125,594**
資本金等	43,760
価格変動準備金	1,858
危険準備金	10,538
一般貸倒引当金	19
その他有価証券の評価差額×90%	12,918
土地の含み損益×85%	−
全期チルメル式責任準備金相当額超過額	63,178
負債性資本調達手段等	−
全期チルメル式責任準備金相当額超過額及び負債性資本調達手段等のうち、マージンに算入されない額	△6,850
持込資本金等	−
控除項目	−
その他	170
リスクの合計額　$\sqrt{(R_1+R_8)^2+(R_2+R_3+R_7)^2}+R_4$　（B）	**19,673**
保険リスク相当額　R_1	6,825
第三分野保険の保険リスク相当額　R_8	2,181
予定利率リスク相当額　R_2	1,930
資産運用リスク相当額　R_3	14,689
経営管理リスク相当額　R_4	768
最低保証リスク相当額　R_7	−
ソルベンシー・マージン比率　$\frac{(A)}{(\frac{1}{2})\times(B)}\times 100$	**1,276.8%**

（注）平成22年内閣府令第23号、平成22年金融庁告示第48号により、ソルベンシー・マージン総額及びリスクの合計額の算出基準について一部変更（マージン算入の厳格化、リスク計測の厳格化・精緻化等）がなされています。当該変更は2011年度末から適用されます。上記は、仮に当該変更を2010年度末に適用したと仮定した場合の数値です。

9．有価証券等の時価情報（会社計）

（1）有価証券の時価情報

①売買目的有価証券の評価損益

該当ありません。

②有価証券の時価情報（売買目的有価証券以外の有価証券のうち時価のあるもの）

（単位：百万円）

区　　分	2009年度末					2010年度末				
	帳簿価額	時　価	差　損　益			帳簿価額	時　価	差　損　益		
				うち差益	うち差損				うち差益	うち差損
満期保有目的の債券	496,151	509,261	13,109	13,776	666	532,649	550,852	18,203	19,033	829
責任準備金対応債券	4,196	4,405	208	208	−	4,099	4,308	209	209	−
子会社・関連会社株式	−	−	−	−	−	−	−	−	−	−
その他有価証券	569,197	582,747	13,550	16,151	2,601	612,623	626,976	14,353	19,824	5,470
公社債	537,536	553,376	15,839	15,999	159	577,221	595,997	18,776	19,813	1,037
株式	392	344	△48	−	48	267	267	−	−	−
外国証券	31,267	29,026	△2,240	152	2,393	35,134	30,712	△4,422	10	4,432
公社債	31,267	29,026	△2,240	152	2,393	35,134	30,712	△4,422	10	4,432
株式等	−	−	−	−	−	−	−	−	−	−
その他の証券	−	−	−	−	−	−	−	−	−	−
買入金銭債権	−	−	−	−	−	−	−	−	−	−
譲渡性預金	−	−	−	−	−	−	−	−	−	−
その他	−	−	−	−	−	−	−	−	−	−
合計	1,069,545	1,096,414	26,868	30,136	3,267	1,149,372	1,182,138	32,766	39,066	6,300
公社債	1,037,885	1,067,043	29,158	29,983	825	1,113,969	1,151,158	37,189	39,056	1,867
株式	392	344	△48	−	48	267	267	−	−	−
外国証券	31,267	29,026	△2,240	152	2,393	35,134	30,712	△4,422	10	4,432
公社債	31,267	29,026	△2,240	152	2,393	35,134	30,712	△4,422	10	4,432
株式等	−	−	−	−	−	−	−	−	−	−
その他の証券	−	−	−	−	−	−	−	−	−	−
買入金銭債権	−	−	−	−	−	−	−	−	−	−
譲渡性預金	−	−	−	−	−	−	−	−	−	−
その他	−	−	−	−	−	−	−	−	−	−

（注）本表には、金融商品取引法上の有価証券として取り扱うことが適当と認められるもの等を含むこととしています。

○満期保有目的の債券

（単位：百万円）

区　　分	2009年度末			2010年度末		
	貸借対照表計上額	時価	差額	貸借対照表計上額	時価	差額
時価が貸借対照表計上額を超えるもの	448,430	462,206	13,776	491,586	510,619	19,033
公社債	448,430	462,206	13,776	491,586	510,619	19,033
外国証券	−	−	−	−	−	−
その他	−	−	−	−	−	−
時価が貸借対照表計上額を超えないもの	47,721	47,054	△666	41,062	40,233	△829
公社債	47,721	47,054	△666	41,062	40,233	△829
外国証券	−	−	−	−	−	−
その他	−	−	−	−	−	−

○責任準備金対応債券

（単位：百万円）

区　　分	2009年度末			2010年度末		
	貸借対照表計上額	時価	差額	貸借対照表計上額	時価	差額
時価が貸借対照表計上額を超えるもの	4,196	4,405	208	4,099	4,308	209
公社債	4,196	4,405	208	4,099	4,308	209
外国証券	−	−	−	−	−	−
その他	−	−	−	−	−	−
時価が貸借対照表計上額を超えないもの	−	−	−	−	−	−
公社債	−	−	−	−	−	−
外国証券	−	−	−	−	−	−
その他	−	−	−	−	−	−

○その他有価証券

（単位：百万円）

区分		2009年度末 帳簿価額	2009年度末 貸借対照表計上額	2009年度末 差額	2010年度末 帳簿価額	2010年度末 貸借対照表計上額	2010年度末 差額
貸借対照表計上額が帳簿価額を超えるもの		511,184	527,336	16,151	516,440	536,264	19,824
	公社債	504,193	520,192	15,999	516,028	535,842	19,813
	株式	−	−	−	−	−	−
	外国証券	6,991	7,143	152	411	422	10
	その他の証券	−	−	−	−	−	−
	買入金銭債権	−	−	−	−	−	−
	譲渡性預金	−	−	−	−	−	−
	その他	−	−	−	−	−	−
貸借対照表計上額が帳簿価額を超えないもの		58,012	55,410	△2,601	96,183	90,712	△5,470
	公社債	33,343	33,183	△159	61,192	60,155	△1,037
	株式	392	344	△48	267	267	−
	外国証券	24,276	21,882	△2,393	34,723	30,290	△4,432
	その他の証券	−	−	−	−	−	−
	買入金銭債権	−	−	−	−	−	−
	譲渡性預金	−	−	−	−	−	−
	その他	−	−	−	−	−	−

●時価を把握することが極めて困難と認められる有価証券は保有していません。

責任準備金対応債券について

当社では、ALMの一環として、保険商品および資産運用の特性を踏まえ「一時払養老保険（解約返戻金市場価格連動型）」を保険契約群（小区分）として設定し、保険契約の責任準備金と保有債券のデュレーション（金利変動に対する時価変動の程度）をおおむね一致させることにより、金利変動リスクを減少させる運用を行っています。

なお、上記の保険契約群（小区分）で保有する債券の大半は、「保険業における『責任準備金対応債券』に関する当面の会計上及び監査上の取扱い」（日本公認会計士協会業種別監査委員会報告21号）に基づいて、保有目的区分を「責任準備金対応債券」としています。

(2) 金銭の信託の時価情報

該当ありません。

(3) デリバティブ取引の時価情報

①定性的情報

イ．取引の内容

当社の利用しているデリバティブ取引は、為替予約取引のみです。

ロ．利用目的・取組方針

資産運用にあたり、外貨建債券の売買および利息受取に充当する取引として、ヘッジ会計を適用せずに為替予約取引を活用しています。

ハ．リスクの内容

デリバティブ取引には、取引の対象物の市場価格の変動に係るリスク（市場リスク）および取引先の契約不履行に係るリスク（信用リスク）等が伴います。

当社が行っているデリバティブ取引は、上記のとおり外貨建債券の売買および利息受取に充当する取引であり、市場リスクは減殺されています。

また、信用リスクについては、取引相手を信用度の高い金融機関に限定して取引を行い回避しています。

ニ．リスク管理体制

当社では、デリバティブ取引を含む資産運用取引全般に関する権限規程およびリスク管理方針を定め、これらの規程・方針に基づいてデリバティブ取引を行い管理しています。

日常のデリバティブ取引の管理については、取引の執行部門と後方事務・リスク管理部門を完全に分離し、組織的な牽制を行っています。

また、リスク管理部門より、デリバティブ取引も含めたリスク状況を定期的に経営陣に報告しています。

②定量的情報

2009年度末および2010年度末とも、取引残高はありません。

10. 経常利益等の明細（基礎利益）

（単位：百万円）

		2009年度	2010年度
基礎利益	A	3,246	△2,392
キャピタル収益		542	695
金銭の信託運用益		−	−
売買目的有価証券運用益		−	−
有価証券売却益		542	695
金融派生商品収益		−	−
為替差益		−	−
その他キャピタル収益		−	−
キャピタル費用		427	831
金銭の信託運用損		−	−
売買目的有価証券運用損		−	−
有価証券売却損		426	704
有価証券評価損		−	125
金融派生商品費用		−	−
為替差損		1	1
その他キャピタル費用		−	−
キャピタル損益	B	115	△136
キャピタル損益含み基礎利益	A＋B	3,361	△2,529
臨時収益		−	−
再保険収入		−	−
危険準備金戻入額		−	−
その他臨時収益		−	−
臨時費用		651	700
再保険料		−	−
危険準備金繰入額		651	667
個別貸倒引当金繰入額		−	33
特定海外債権引当勘定繰入額		−	−
貸付金償却		−	−
その他臨時費用		−	−
臨時損益	C	△651	△700
経常利益又は経常損失（△）	A＋B＋C	2,710	△3,230

（注）2009年度においては、保険業法上の標準責任準備金積立に向けた積増額は、すべて基礎利益（費用項目）に含めて表示しています。
2010年度においては、標準責任準備金の積立を完了致しましたが、この積立に要した費用はすべて基礎利益（費用項目）に含めて表示しています。

11．基礎利益の内訳

（単位：百万円）

		2009年度	2010年度
基　礎　利　益	A＝①＋②＋③－④	**3,246**	**△2,392**
危険差損益	①	22,262	23,380
順ざや（逆ざや△）額	②	835	1,070
費差損益	③	△15,451	△15,676
標準責任準備金への積立額	④	4,400	11,167

（注）1．危険差損益は、想定した保険金・給付金の予定支払額と実際に発生した支払額との差から生じるものです。
2．順ざや（逆ざや）額は、想定した予定運用収益と実際の運用収益との差から生じるものです。
3．費差損益は、想定した予定事業費と実際の事業費支出との差から生じるものです。
4．標準責任準備金への積立額は、保険業法上の標準責任準備金積立を達成するために積み立てた責任準備金の額です。

12．社外の監査体制

当社は、会社法436条第2項第1号に基づき、2010年度の計算書類およびその附属明細書について、会計監査人（有限責任 あずさ監査法人）による監査を受けています。

13．財務諸表の適正性と内部監査の有効性

当社取締役社長は、2010年度（2010年４月１日から2011年３月31日まで）の財務諸表のすべての重要な点において、虚偽の記載および記載すべき事項の記載洩れがないことを確認しています。また、財務諸表を適正に作成するために担当部署や主要な業務プロセスの明文化を含めた適切な内部統制を構築していること、ならびに内部監査部門による業務遂行状況の適切性や内部統制の有効性に関する検証、改善・是正に向けた提言および取締役会に対する報告を実施していることを確認しています。

14．事業年度の末日において、保険会社が将来にわたって事業活動を継続するとの前提に重要な疑義を生じさせるような事象又は状況その他保険会社の経営に重要な影響を及ぼす事象が存在する場合には、その旨及びその内容、当該重要事象等についての分析及び検討内容並びに当該重要事象等を解消し、又は改善するための対応策の具体的内容

該当ありません。

Ⅵ．業務の状況を示す指標等

1．主要な業務の状況を示す指標等

(1) 2010年度決算業績の概況

（契約の状況）

2010年度における個人保険及び個人年金保険の新契約高は1兆7,986億円、解約・失効契約高は9,816億円となり、この結果、2010年度末保有契約高は前期末に比べて6,934億円増加し10兆1,381億円となりました。

一方、団体保険の新契約高は287億円、解約・失効契約高は2,662億円となり、2010年度末保有契約高は、前期末に比べて2,554億円減少し2兆4,444億円となりました。

また、個人保険及び個人年金保険の2010年度末保有契約年換算保険料は前期末に比べて78億円増加し2,024億円となりました。

（収支の状況）

収益面では、保険料等収入が2,431億円、資産運用収益が216億円、その他経常収益が6億円となり、これらを合計した経常収益は2,653億円となりました。

一方、経常費用は、保険金等支払金が1,266億円、責任準備金等繰入額が955億円、資産運用費用が8億円、事業費が418億円、その他経常費用が36億円となりました結果、2,685億円となりました。なお、財務基盤強化のため、保険業法上の標準責任準備金の要積立残額全額の一括積立を実施し、その費用111億円が責任準備金等繰入額に含まれております。

この結果、32億円の経常損失となり、これに特別損益、契約者配当準備金繰入額、法人税及び住民税並びに法人税等調整額を加減した結果、53億円の当期純損失となりました。

（責任準備金の状況）

当社は、5年チルメル式による責任準備金に加え毎期の収益力をファンドに標準責任準備金積立の達成に向けた積み増しを実施してきましたが、2010年度においてその未達成分の全額を積み立て、標準責任準備金の積立を完了しました。その結果、2010年度の責任準備金繰入額は937億円となり、2010年度末の責任準備金は1兆1,621億円となりました。

（資産の状況）

2010年度末の総資産は前期末に比べて941億円増加し、1兆2,424億円となりました。

(2) 保有契約高及び新契約高

保有契約高

（単位：千件、百万円、%）

区分	2009年度末				2010年度末			
	件数		金額		件数		金額	
		前年度末比		前年度末比		前年度末比		前年度末比
個人保険	1,131	112.0	9,129,287	104.7	1,280	113.2	9,810,772	107.5
個人年金保険	67	103.2	315,415	100.0	71	105.4	327,368	103.8
団体保険	－	－	2,699,819	104.2	－	－	2,444,411	90.5
団体年金保険	－	－	－	－	－	－	－	－

（注）個人年金保険については、年金支払開始前契約の年金支払開始時における年金原資と年金支払開始後契約の責任準備金を合計したものです。

新契約高

（単位：千件、百万円、%）

区分	2009年度						2010年度					
	件数	前年度比	金額				件数	前年度比	金額			
				前年度比	新契約	転換による純増加				前年度比	新契約	転換による純増加
個人保険	212	119.8	1,553,143	95.8	1,553,143	－	244	114.6	1,759,484	113.3	1,759,484	－
個人年金保険	5	120.7	34,097	101.8	34,097	－	6	110.7	39,118	114.7	39,118	－
団体保険	－	－	26,198	80.8	26,198		－	－	28,725	109.6	28,725	
団体年金保険	－	－	－	－	－		－	－	－	－	－	

（注）新契約の個人年金保険の金額は年金支払開始時における年金原資です。

(3) 年換算保険料

保有契約

（単位：百万円、%）

区分	2009年度末		2010年度末	
		前年度末比		前年度末比
個人保険	175,780	100.2	182,700	103.9
個人年金保険	18,800	100.0	19,718	104.9
合計	194,580	100.1	202,418	104.0
うち医療保障・生前給付保障等	33,795	117.1	39,653	117.3

新契約

（単位：百万円、%）

区分	2009年度		2010年度	
		前年度比		前年度比
個人保険	25,598	105.5	29,196	114.1
個人年金保険	1,951	108.1	2,217	113.6
合計	27,549	105.7	31,414	114.0
うち医療保障・生前給付保障等	7,613	125.5	8,774	115.2

（注）1．年換算保険料とは、1回あたりの保険料について保険料の支払方法に応じた係数を乗じ、1年あたりの保険料に換算した金額です（一時払契約等は、保険料を保険期間で除した金額）。
2．「うち医療保障・生前給付保障等」欄には、医療保障給付（入院給付、手術給付等）、生前給付保障給付（特定疾病給付、介護給付等）、保険料払込免除給付（障害を事由とするものは除く。特定疾病罹患、介護等を事由とするものを含む）等に該当する部分の年換算保険料を記載しています。

(4) 保障機能別保有契約高

（単位：百万円）

区分			保有金額	
			2009年度末	2010年度末
死亡保障	普通死亡	個人保険	9,129,287	9,810,772
		個人年金保険	(85,592)	(92,287)
		団体保険	2,699,350	2,443,892
		団体年金保険	－	－
		その他共計	11,828,637	12,254,665
	災害死亡	個人保険	(848,637)	(816,956)
		個人年金保険	(404)	(377)
		団体保険	(21,591)	(17,618)
		団体年金保険	(－)	(－)
		その他共計	(870,633)	(834,953)
	その他の条件付死亡	個人保険	(56,899)	(55,148)
		個人年金保険	(－)	(－)
		団体保険	(307)	(713)
		団体年金保険	(－)	(－)
		その他共計	(57,206)	(55,861)
生存保障	満期・生存給付	個人保険	(199,222)	(186,575)
		個人年金保険	298,543	306,548
		団体保険	45	81
		団体年金保険	－	－
		その他共計	298,589	306,630
	年金	個人保険	(－)	(－)
		個人年金保険	(40,334)	(42,172)
		団体保険	(46)	(59)
		団体年金保険	(－)	(－)
		その他共計	(40,381)	(42,231)
	その他	個人保険	(240,603)	(309,838)
		個人年金保険	16,871	20,819
		団体保険	424	436
		団体年金保険	－	－
		その他共計	17,295	21,256
入院保障	災害入院	個人保険	(2,857)	(3,296)
		個人年金保険	(1)	(1)
		団体保険	(64)	(56)
		団体年金保険	(－)	(－)
		その他共計	(2,923)	(3,354)
	疾病入院	個人保険	(2,984)	(3,446)
		個人年金保険	(1)	(1)
		団体保険	(－)	(－)
		団体年金保険	(－)	(－)
		その他共計	(2,985)	(3,448)
	その他の条件付入院	個人保険	(3,416)	(3,633)
		個人年金保険	(0)	(0)
		団体保険	(0)	(1)
		団体年金保険	(－)	(－)
		その他共計	(3,417)	(3,634)

（注）1．（　）内数値は主契約の付随保障部分および特約の保障を表します。ただし、定期保険特約等の普通死亡保障は主要保障部分に計上しました。
2．生存保障の満期・生存給付欄の個人年金保険、団体保険（年金特約）の金額は、年金支払開始前契約の年金支払開始時における年金原資を表します。
3．生存保障の年金欄の金額は、年金年額を表します。
4．生存保障のその他欄の金額は個人年金保険（年金支払開始後）、団体保険（年金特約年金支払開始後）、団体年金保険の責任準備金を表します。ただし、個人保険は介護保障、ガン診断給付保障および脳卒中治療支援保障の特約の給付金額を表します。
5．入院保障欄の金額は入院給付日額を表します。
6．入院保障の疾病入院のその他共計の金額は主要保障部分と付随保障部分の合計を表します。

（単位：件）

区分		保有件数	
		2009年度末	2010年度末
障害保障	個人保険	60,238	59,567
	個人年金保険	48	44
	団体保険	123,648	113,333
	団体年金保険	－	－
	その他共計	183,934	172,944
手術保障	個人保険	638,725	766,309
	個人年金保険	444	411
	団体保険	－	－
	団体年金保険	－	－
	その他共計	639,169	766,720

(5) 個人保険及び個人年金保険契約種類別保有契約高

（単位：百万円）

区分		保有金額	
		2009年度末	2010年度末
死亡保険	終身保険	1,523,687	1,667,267
	定期付終身保険	234,992	223,523
	定期保険	3,551,022	3,627,630
	その他共計	8,460,127	9,110,727
生死混合保険	養老保険	167,855	153,234
	定期付養老保険	5,675	5,376
	生存給付金付定期保険	14,383	13,717
	その他共計	669,160	700,044
生存保険		－	－
年金保険	個人年金保険	315,415	327,368
災害・疾病関係特約	災害割増特約	443,788	430,974
	傷害特約	310,960	303,212
	災害入院特約	1,388	1,330
	疾病特約	859	800
	成人病特約	131	120
	その他の条件付入院特約	2,002	2,208

（注）1．個人年金保険の金額は、年金支払開始前契約の年金支払開始時における年金原資と年金支払開始後契約の責任準備金を合計したものです。
2．入院特約の金額は入院給付金日額を表します。

(6) 異動状況の推移

①個人保険

（単位：件、百万円、%）

区分	2009年度		2010年度	
	件数	金額	件数	金額
年始現在	1,010,152	8,715,563	1,131,422	9,129,287
新契約	212,919	1,553,143	244,081	1,759,484
更新	4,419	27,342	4,065	22,357
復活	9,340	74,241	7,973	62,046
保険金額の増加	8	14	12	47
転換による増加				
その他の増加	94	71,699	124	109,467
死亡	1,697	13,146	2,041	14,888
満期	14,543	51,720	16,481	48,076
保険金額の減少	5,640	63,780	4,891	56,905
転換による減少				
解約	69,172	840,790	69,076	802,824
失効	19,861	173,106	19,222	162,314
その他の減少	229	170,172	232	186,909
年末現在 (増加率)	1,131,422 (12.0)	9,129,287 (4.7)	1,280,613 (13.2)	9,810,772 (7.5)
純増加 (増加率)	121,270 (35.9)	413,724 (△1.1)	149,191 (23.0)	681,484 (64.7)

（注）金額は、死亡保険、生死混合保険、生存保険の主たる保障部分の合計です。

②個人年金保険

（単位：件、百万円、%）

区分	2009年度		2010年度	
	件数	金額	件数	金額
年始現在	65,806	315,285	67,906	315,415
新契約	5,935	34,097	6,572	39,118
復活	22	109	19	206
金額の増加	1	0	9	5
転換による増加				
その他の増加	1,464	8,605	1,466	7,546
死亡	80	327	129	589
支払満了	51		68	
金額の減少	422	12,730	331	9,425
転換による減少				
解約	3,778	18,754	2,909	16,004
失効	108	385	91	529
その他の減少	1,304	10,484	1,187	8,374
年末現在 (増加率)	67,906 (3.2)	315,415 (0.0)	71,579 (5.4)	327,368 (3.8)
純増加 (増加率)	2,100 (164.2)	130 (－)	3,673 (74.9)	11,952 (9082.5)

（注）金額は、年金支払開始前契約の年金支払開始時における年金原資と年金支払開始後契約の責任準備金の合計です。

③団体保険

（単位：人、百万円）

区　　分	2009年度		2010年度	
	被保険者数	金額	被保険者数	金額
年始現在	9,077,077	2,591,340	8,577,082	2,699,819
新契約	25,194	26,198	29,392	28,725
更新	1,408,337	791,201	1,290,013	796,183
復活	－	－	－	－
中途加入	524,631	246,455	645,502	205,722
保険金額の増加	413,689	256,120	449,094	115,023
その他の増加	1,070	1,185	849	944
死亡	27,536	5,635	25,865	4,715
満期	1,427,146	826,635	1,299,472	808,291
脱退	935,724	220,590	857,182	191,220
保険金額の減少	402,520	144,819	394,224	128,381
解約	24,508	8,959	292,383	263,959
失効	197	1,120	461	2,330
その他の減少	44,116	4,922	25,540	3,107
年末現在	8,577,082	2,699,819	8,041,935	2,444,411
（幹事・単独）	113,826	－	113,492	－
（増加率）	（△5.5）	（4.2）	（△6.2）	（△9.5）
純増加	△499,995	108,479	△535,147	△255,408
（増加率）	（　－　）	（6.0）	（　－　）	（　－　）

（注）1．金額は、死亡保険、生死混合保険、年金払特約の主要保障部分の合計です。
　　2．件数は、被保険者数を表します。

④団体年金保険

（単位：件、百万円、％）

区　　分	2009年度		2010年度	
	件数	金額	件数	金額
年始現在	－	－	－	－
新契約	－	－	－	－
年金支払	－	－	－	－
一時金支払	－	－	－	－
解約	－	－	－	－
年末現在	－	－	－	－
（増加率）	（　－　）	（　－　）	（　－　）	（　－　）
純増加	－	－	－	－
（増加率）	（　－　）	（　－　）	（　－　）	（　－　）

（注）1．「年始現在」「年末現在」の金額は、各時点における責任準備金額です。
　　2．「新契約」の金額は、第一回収入保険料です。
　　3．件数は、被保険者数を表します。

（7）契約者配当の状況

個人保険・個人年金保険につきましては、無配当保険と５年ごと利差配当保険の２種類を販売していますが、そのうち契約者配当の支払対象となるのは、５年ごと利差配当保険です。

５年ごと利差配当保険は、責任準備金等の運用益が会社の予定した運用益を超えた場合、配当基準利回りと予定利率との差に基づく金額を契約者配当準備金として積み立てます。逆に、責任準備金等の運用益が会社の予定した運用益を下回ったときは、それまで積み立てられた契約者配当準備金を取り崩します。したがいまして、契約者配当金は契約後５年ごとの契約応当日を迎えるまで、お支払いを約束するものではなく、今後の運用実績によって変動し、お支払いできないこともあります。なお、配当基準利回りは以下のとおりです。

〈配当基準利回り〉

保険料払込方法	加入時期	2009年度	2010年度
年払・半年払・月払	1999年4月1日以前	1.70%	1.65%
	1999年4月2日以降 2001年4月1日以前	1.70%	1.65%
	2001年4月2日以降	1.75%	1.75%
一時払	1999年4月1日以前	1.30%～1.45%	1.35%～1.45%
	1999年4月2日以降 2001年4月1日以前	1.40%～1.45%	1.05%～1.20%
	2001年4月2日以降 2002年7月1日以前	1.15%～1.25%	1.15%～1.30%
	2002年7月2日以降	0.80%～0.85%	0.80%～0.85%

団体保険につきましては、お払い込みいただいた保険料とお支払いした保険金・給付金に基づいて収支計算を行い、剰余金が生じた場合は会社の定める方法により契約者配当金をお支払いします。

2010年度にお支払いした契約者配当金は1,981百万円（2009年度1,827百万円）、2010年度末に契約者配当金支払のために契約者配当準備金に繰り入れた金額は1,956百万円（同2,148百万円）となっています。

２．保険契約に関する指標等

（1）保有契約増加率

（単位：％）

区　　分	2009年度	2010年度
個人保険	4.7	7.5
個人年金保険	0.0	3.8
団体保険	4.2	△9.5
団体年金保険	－	－

(2) 新契約平均保険金及び保有契約平均保険金（個人保険）

（単位：千円）

区　　分	2009年度	2010年度
新契約平均保険金	7,294	7,208
保有契約平均保険金	8,068	7,660

（注）新契約平均保険金については、転換契約を含んでいません。

(3) 新契約率（対年度始）

（単位：%）

区　　分	2009年度	2010年度
個人保険	17.8	19.3
個人年金保険	11.3	13.1
団体保険	1.0	1.1

（注）転換契約は含んでいません。

(4) 解約失効率（対年度始）

（単位：%）

区　　分	2009年度	2010年度
個人保険	11.5	10.5
個人年金保険	10.5	8.6
団体保険	△3.9	10.4

(5) 個人保険新契約平均保険料（月払契約）

（単位：円）

2009年度	2010年度
100,511	107,531

（注）転換契約は含んでいません。

(6) 死亡率（個人保険主契約）

（単位：‰）

件数率		金額率	
2009年度	2010年度	2009年度	2010年度
1.58	1.69	1.47	1.57

(7) 特約発生率（個人保険）

（単位：‰）

区　　分		2009年度	2010年度
災害死亡保障契約	件数	0.05	0.03
	金額	0.06	0.05
障害保障契約	件数	0.16	0.20
	金額	0.03	0.04
災害入院保障契約	件数	3.85	4.02
	金額	92.46	96.80
疾病入院保障契約	件数	38.65	36.05
	金額	621.98	590.81
成人病入院保障契約	件数	16.05	13.49
	金額	415.02	336.72
疾病・傷害手術保障契約	件数	30.34	28.93
成人病手術保障契約	件数	10.18	10.69

（注）1．入院保障契約の特約発生率（金額）は、

$$\frac{\text{発生（支払）金額}}{\text{（年度始保有入院給付日額＋年度末保有入院給付日額）} \div 2}$$

により算出した率です。

2．疾病入院保障契約は、医療保険の主契約を含んでいます。

(8) 事業費率（対収入保険料）

（単位：%）

2009年度	2010年度
16.7	17.3

(9) 保険契約を再保険に付した場合における、再保険を引き受けた主要な保険会社等の数

2009年度	2010年度
5社	5社

（注）保険業法施行規則第71条に基づいて保険料積立金を積み立てないとした第三分野保険については該当がありません。

(10) 保険契約を再保険に付した場合における、再保険を引き受けた保険会社等のうち、支払再保険料の額が大きい上位5社に対する支払再保険料の割合

（単位：%）

2009年度	2010年度
100	100

（注）保険業法施行規則第71条に基づいて保険料積立金を積み立てないとした第三分野保険については該当がありません。

(11) 保険契約を再保険に付した場合における、再保険を引き受けた主要な保険会社等の格付機関による格付に基づく区分ごとの支払再保険料の割合

（単位：%）

格付区分	2009年度	2010年度
AA＋	12.22	12.07
AA－	37.74	40.44
A＋	45.99	43.40
A	4.06	4.08

（注）1. 格付はS&Pによるものに基づいています。
2. 保険業法施行規則第71条に基づいて保険料積立金を積み立てないとした第三分野保険については該当がありません。

(12) 未だ収受していない再保険金の額

（単位：百万円）

2009年度	2010年度
0	0

（注）保険業法施行規則第71条に基づいて保険料積立金を積み立てないとした第三分野保険については該当がありません。

(13) 第三分野保険の給付事由又は保険種類の区分ごとの、発生保険金額の経過保険料に対する割合

（単位：%）

	2009年度	2010年度
第三分野発生率	31.5	31.1
医療（疾病）	30.1	28.9
がん	49.1	48.5
その他	17.4	24.0

（注）1．経過保険料とは当該事業年度の経過期間に対応する責任に相当する金額です。
2．発生保険金額は支払備金繰入額および保険金・給付金支払いに係る事業費等を含んでいます。

3．経理に関する指標等

(1) 支払備金明細表

（単位：百万円）

区分		2009年度末	2010年度末
保険金	死亡保険金	3,029	4,323
	災害保険金	26	213
	高度障害保険金	1,363	773
	満期保険金	89	218
	その他	93	1
	小計	4,601	5,529
年金		6	12
給付金		1,107	976
解約返戻金		5,915	6,846
保険金据置支払金		－	－
その他共計		11,642	13,371

(2) 責任準備金明細表

（単位：百万円）

区分		2009年度末	2010年度末
責任準備金（除危険準備金）	個人保険	963,874	1,045,669
	（一般勘定）	(963,874)	(1,045,669)
	（特別勘定）	(　－　)	(　－　)
	個人年金保険	93,926	105,192
	（一般勘定）	(93,926)	(105,192)
	（特別勘定）	(　－　)	(　－　)
	団体保険	674	727
	（一般勘定）	(　674)	(　727)
	（特別勘定）	(　－　)	(　－　)
	団体年金保険	－	－
	（一般勘定）	(　－　)	(　－　)
	（特別勘定）	(　－　)	(　－　)
	その他	0	0
	（一般勘定）	(　0)	(　0)
	（特別勘定）	(　－　)	(　－　)
	小計	1,058,476	1,151,590
	（一般勘定）	(1,058,476)	(1,151,590)
	（特別勘定）	(　－　)	(　－　)
危険準備金		9,870	10,538
合計		1,068,346	1,162,128
	（一般勘定）	(1,068,346)	(1,162,128)
	（特別勘定）	(　－　)	(　－　)

(3) 責任準備金残高内訳

（単位：百万円）

区　　分	保険料積立金	未経過保険料	払戻積立金	危険準備金	年度末合計
2009年度末	996,849	61,626	－	9,870	1,068,346
2010年度末	1,078,464	73,126	－	10,538	1,162,128

(4) 個人保険及び個人年金保険の責任準備金の積立方式、積立率、残高（契約年度別）

① 責任準備金の積立方式、積立率

		2009年度末	2010年度末
積立方式	標準責任準備金対象契約	5年チルメル式	平成8年大蔵省告示第48号に定める方式
	標準責任準備金対象外契約	5年チルメル式	平準純保険料式
積立率（危険準備金を除く）		99.1%	100.0%

（注）1．積立方式及び積立率は、個人保険および個人年金保険を対象としています。
なお、団体保険および団体年金保険の責任準備金は積立方式という概念がないため、上記には含んでいません。
2．積立率については、標準責任準備金対象契約に関しては平成8年大蔵省告示第48号に定める方式により、また、標準責任準備金対象外契約に関しては平準純保険料式により計算した保険料積立金、及び未経過保険料に対する積立率を記載しています。

② 責任準備金残高（契約年度別）

（単位：百万円）

契約年度	責任準備金残高	予定利率
1996年度～2000年度	349,184	3.10%　2.75% 2.35%　2.00%
2001年度～2005年度	458,415	1.50%
2006年度	103,889	1.50%
2007年度	72,542	1.50%
2008年度	64,091	1.50%
2009年度	53,092	1.50%
2010年度	49,647	1.50%

（注）1．「責任準備金残高」は、個人保険及び個人年金保険の責任準備金（特別勘定の責任準備金及び危険準備金を除く）を記載しています。
2．「予定利率」については、各契約年度別の責任準備金に係る主な予定利率を記載しています。

(5) 特別勘定を設けた保険契約であって、保険金等の額を最低保証している保険契約に係る一般勘定の責任準備金の残高、算出方法、その計算の基礎となる係数

該当ありません。

(6) 契約者配当準備金明細表

（単位：百万円）

区　分		個人保険	個人年金保険	団体保険	団体年金保険	財形保険 財形年金保険	その他の保険	合　計
2009年度	前年度末現在	23	37	1,852	－	－	2	1,915
	利息による増加	0	0	0	－	－	－	0
	配当金支払による減少	2	2	1,820	－	－	1	1,827
	当年度繰入額	21	67	2,057	－	－	1	2,148
	当年度末現在	42	102	2,089	－	－	1	2,235
		(10)	(0)	(2)	(－)	(－)	(－)	(13)
2010年度	前年度末現在	42	102	2,089	－	－	1	2,235
	利息による増加	0	0	0	－	－	－	0
	配当金支払による減少	1	7	1,970	－	－	2	1,981
	当年度繰入額	25	77	1,852	－	－	2	1,956
	当年度末現在	66	172	1,970	－	－	1	2,211
		(12)	(10)	(8)	(－)	(－)	(－)	(30)

（注）（　）内はうち積立配当金額です。

(7) 引当金明細表

（単位：百万円）

区　分		前期末残高	当期末残高	当期増減(△)額	計上の理由及び算定方法（注）
貸倒引当金	一般貸倒引当金	14	19	5	
	個別貸倒引当金	71	99	28	
	特定海外債権引当勘定	－	－	－	
退職給付引当金		475	622	147	
役員退職慰労引当金		88	78	△9	
価格変動準備金		1,600	1,858	258	

（注）計上の理由及び算定方法については、貸借対照表の注記事項（P.89）に記載しています。

(8) 特定海外債権引当勘定の状況

該当ありません。

(9) 資本金等明細表

（単位：百万円）

区分		前期末残高	当期増加額	当期減少額	当期末残高	摘要
資本金		35,500	－	－	35,500	
うち既発行株式	普通株式	(960千株) 35,500	(－千株) －	(－千株) －	(960千株) 35,500	
	計	35,500	－	－	35,500	
資本剰余金	資本準備金	13,214	－	－	13,214	
	その他資本剰余金	－	－	－	－	
	計	13,214	－	－	13,214	

(10) 保険料明細表

（単位：百万円）

区分	2009年度	2010年度
個人保険	198,494	218,193
(うち一時払)	(3,989)	(8,822)
(うち年払)	(81,314)	(88,579)
(うち半年払)	(827)	(832)
(うち月払)	(112,362)	(119,959)
個人年金保険	15,990	16,775
(うち一時払)	(4)	(11)
(うち年払)	(4,788)	(5,472)
(うち半年払)	(143)	(110)
(うち月払)	(11,053)	(11,181)
団体保険	8,875	7,842
団体年金保険	－	－
その他共計	223,365	242,816

(11) 保険金明細表

（単位：百万円）

区分	個人保険	個人年金保険	団体保険	団体年金保険	財形保険財形年金保険	その他の保険	2010年度合計	2009年度合計
死亡保険金	11,321	－	4,475	－	－	0	15,797	16,092
災害保険金	39	－	1	－	－	－	41	56
高度障害保険金	837	－	252	－	－	－	1,090	1,173
満期保険金	16,331	－	－	－	－	－	16,331	15,068
その他	－	－	6	－	－	－	6	241
合計	28,530	－	4,736	－	－	0	33,266	32,633

(12) 年金明細表

（単位：百万円）

区分	個人保険	個人年金保険	団体保険	団体年金保険	財形保険財形年金保険	その他の保険	2010年度合計	2009年度合計
年金	1,134	2,149	48	－	－	－	3,333	3,191

(13) 給付金明細表

（単位：百万円）

区分	個人保険	個人年金保険	団体保険	団体年金保険	財形保険財形年金保険	その他の保険	2010年度合計	2009年度合計
死亡給付金	－	243	－	－	－	－	243	476
入院給付金	2,945	1	3	－	－	0	2,950	2,590
手術給付金	2,021	1	－	－	－	－	2,022	1,751
障害給付金	13	－	0	－	－	－	14	10
生存給付金	576	0	－	－	－	－	576	569
その他	901	0	－	－	－	－	901	790
合計	6,457	246	3	－	－	0	6,708	6,188

(14) 解約返戻金明細表

（単位：百万円）

区分	個人保険	個人年金保険	団体保険	団体年金保険	財形保険財形年金保険	その他の保険	2010年度合計	2009年度合計
解約返戻金	78,040	3,816	－	－	－	－	81,856	86,677

(15) 減価償却費明細表

(単位：百万円、%)

区　　分	取得原価	当期償却額	減価償却累計額	当期末残高	償却累計率
有形固定資産	3,063	561	1,707	1,355	55.7
建物	314	34	114	200	36.3
リース資産	661	107	193	467	29.3
その他の有形固定資産	2,086	420	1,399	687	67.1
無形固定資産	2,790	450	533	2,256	19.1
その他	−	−	−	−	−
合計	5,853	1,011	2,241	3,611	38.3

(16) 事業費明細表

(単位：百万円)

区　　分	2009年度	2010年度
営業活動費	15,934	18,729
営業管理費	3,360	4,637
一般管理費	18,084	18,526
合計	37,378	41,894

(注) 1．2009年度生命保険契約者保護機構に対する負担金　220百万円
2．2010年度生命保険契約者保護機構に対する負担金　232百万円

(17) 税金明細表

(単位：百万円)

区　　分	2009年度	2010年度
国税	1,466	1,560
消費税	1,106	1,166
地方法人特別税	298	326
印紙税	55	65
登録免許税	−	−
その他の国税	5	2
地方税	716	769
地方消費税	276	291
法人住民税	−	−
法人事業税	391	426
固定資産税	8	8
不動産取得税	−	−
事業所税	31	33
その他の地方税	9	9
合計	2,182	2,330

(18) リース取引

[通常の賃貸借取引に係る方法に準じた会計処理を行っている所有権移転外ファイナンス・リース取引]

① リース物件の取得価額相当額、減価償却累計額相当額及び期末残高相当額

(単位：百万円)

区　　分	2009年度末		2010年度末	
	その他の有形固定資産	合　計	その他の有形固定資産	合　計
取得価額相当額	969	969	480	480
減価償却累計額相当額	809	809	400	400
期末残高相当額	159	159	80	80

(注) 取得価額相当額の算定は、支払利子込み法によっています。

② 未経過リース料期末残高相当額

(単位：百万円)

区　　分	2009年度末			2010年度末		
	1年以内	1年超	合計	1年以内	1年超	合計
未経過リース料期末残高相当額	79	80	159	71	8	80

(注) 未経過リース料期末残高相当額の算定は、支払利子込み法によっています。

③ 支払リース料及び減価償却費相当額

(単位：百万円)

区　　分	2009年度	2010年度
支払リース料	128	79
減価償却費相当額	128	79

④ 減価償却費相当額の算定方法

リース期間を耐用年数とし、残存価額を零とする定額法によっています。

(19) 借入金残存期間別残高

該当ありません。

4. 資産運用に関する指標等

(1) 資産運用の概況

① 2010年度の資産の運用概況

イ．運用環境

2010年度のわが国経済は、緩やかな景気の改善が続いた後、円高の影響などから改善テンポが鈍化し景気の踊り場といえる状況となりましたが、第4四半期に入ると持ち直し傾向が見られました。しかし、東日本大震災の発生により状況は大きく変化し、不透明感が強まっています。

国内金利（10年国債利回り）は、景気減速懸念などを材料に金利低下基調で推移し、将来の財政支出拡大観測から一時上昇する局面があったものの、10月には日本銀行が「包括的な金融緩和政策」を決定したことを受けて0.82%と2003年度以来の低金利を記録しました。その後、国債大量増発懸念や米国の景気悲観論後退などから反転し、12月以降は1.2%台を中心とした動きとなりました。

為替（円の対米ドル相場）は、日米金利差や投資家のリスク選好度などの思惑から円高基調が続き、11月に入り80円台前半まで円高が進行しました。その後は米国の追加金融緩和期待の後退を受けて、円高の流れは一服し81～84円を中心に推移し、東日本大震災後に国内投資家の外貨建資産売却観測から一時は76円台前半まで一気に円高が進行しましたが、3月後半にG7各国の円売り協調介入が実行されたこともあり83円台で期末を迎えました。

株式市場（日経平均株価）は、4月上旬に11,300円台の高値を付けた後、米国株式の下落や円高の進行を受けて8月に8,800円台まで下落しました。11月下旬以降は10,000円に乗せて推移していましたが、東日本大震災後に急落し8,600円台の安値を付け、期末は9,700円台に戻して終了しました。

ロ．当社の運用方針

〔基本方針〕

当社の資産運用においては、資産の健全性を重視しつつ、長期的に安定した収益を確保することを基本方針としています。

〔運用対象〕

上記の基本方針に基づき、当社は国内の公社債を主な運用対象としています。

運用対象の内訳につきましては、その大部分を国債や高格付けの社債等の国内円建債券としていますが、一部を外貨建債券に投資し、リスクの分散と利回り向上を図っています。

なお、債券購入に際しては、金利リスク・信用リスク等のリスクを分析し、安全性と収益性に留意した上で銘柄を選択しています。

また、保険約款貸付以外の融資および不動産投資については、現在行っていません。

ハ．運用実績の概況

2010年度末における一般勘定資産の残高は、12,424億円となり、前年度末比で941億円の増加となりました。各資産の増減のうち最大のものは、公社債の790億円の増加です。

また、2010年度は資産運用収益を216億円、資産運用費用を8億円計上した結果、一般勘定資産全体の運用利回りは1.77%となりました。

② ポートフォリオの推移

イ．資産の構成

（単位：百万円、%）

区分	2009年度末		2010年度末	
	金額	占率	金額	占率
現預金・コールローン	13,056	1.1	20,069	1.6
買現先勘定	－	－	－	－
債券貸借取引支払保証金	－	－	－	－
買入金銭債権	－	－	－	－
商品有価証券	－	－	－	－
金銭の信託	－	－	－	－
有価証券	1,083,096	94.3	1,163,725	93.7
公社債	1,053,725	91.8	1,132,746	91.2
株式	344	0.0	267	0.0
外国証券	29,026	2.5	30,712	2.5
公社債	29,026	2.5	30,712	2.5
株式等	－	－	－	－
その他の証券	－	－	－	－
貸付金	30,899	2.7	31,762	2.6
保険約款貸付	30,899	2.7	31,762	2.6
一般貸付	－	－	－	－
不動産	149	0.0	200	0.0
繰延税金資産	344	0.0	4,382	0.4
その他	20,882	1.8	22,423	1.8
貸倒引当金	△86	△0.0	△119	△0.0
合計	1,148,341	100.0	1,242,444	100.0
うち外貨建資産	29,368	2.6	31,040	2.5

ロ．資産の増減

（単位：百万円）

区分	2009年度	2010年度
現預金・コールローン	284	7,013
買現先勘定	－	－
債券貸借取引支払保証金	－	－
買入金銭債権	－	－
商品有価証券	－	－
金銭の信託	－	－
有価証券	69,386	80,629
公社債	66,539	79,020
株式	44	△77
外国証券	2,801	1,685
公社債	2,801	1,685
株式等	－	－
その他の証券	－	－
貸付金	2,187	863
保険約款貸付	2,187	863
一般貸付	－	－
不動産	△18	50
繰延税金資産	△1,084	4,038
その他	2,445	1,540
貸倒引当金	14	△33
合計	73,215	94,102
うち外貨建資産	2,819	1,672

（2）運用利回り

（単位：％）

区分	2009年度	2010年度
現預金・コールローン	0.02	0.01
買現先勘定	－	－
債券貸借取引支払保証金	－	－
買入金銭債権	－	－
商品有価証券	－	－
金銭の信託	－	－
有価証券	1.84	1.79
うち公社債	1.83	1.81
うち株式	1.43（1.43）	△30.01（△30.01）
うち外国証券	2.01	1.32
貸付金	3.02	3.00
うち一般貸付	－	－
不動産	－	－
一般勘定計	1.82（1.82）	1.77（1.77）

（注）1．利回り計算式の分母は帳簿価額ベースの日々平均残高、分子は経常損益中、資産運用収益－資産運用費用として算出した利回りです。
2．当利回りの算出においては、保険業法第 112条評価益は分子に含めていません。
なお、含めて算出した場合の運用利回りは、（　）内の数値となります。

(3) 主要資産の平均残高

（単位：百万円）

区分	2009年度	2010年度
現預金・コールローン	15,362	15,662
買現先勘定	−	−
債券貸借取引支払保証金	−	−
買入金銭債権	−	−
商品有価証券	−	−
金銭の信託	−	−
有価証券	1,035,692	1,110,913
うち公社債	1,006,323	1,077,101
うち株式	392	392
うち外国証券	28,975	33,420
貸付金	29,242	30,989
うち一般貸付	−	−
不動産	171	151

一般勘定計	1,095,178	1,174,287
うち海外投融資	28,975	33,420

(4) 資産運用収益明細表

（単位：百万円）

区分	2009年度	2010年度
利息及び配当金等収入	19,820	20,932
商品有価証券運用益	−	−
金銭の信託運用益	−	−
売買目的有価証券運用益	−	−
有価証券売却益	542	695
有価証券償還益	−	−
金融派生商品収益	−	−
為替差益	−	−
その他運用収益	−	−
合計	20,363	21,627

(5) 資産運用費用明細表

（単位：百万円）

区分	2009年度	2010年度
支払利息	14	20
商品有価証券運用損	−	−
金銭の信託運用損	−	−
売買目的有価証券運用損	−	−
有価証券売却損	426	704
有価証券評価損	−	125
有価証券償還損	−	−
金融派生商品費用	−	−
為替差損	1	1
貸倒引当金繰入額	−	38
貸付金償却	−	−
賃貸用不動産等減価償却費	−	−
その他運用費用	−	−
合計	442	890

(6) 利息及び配当金等収入明細表

（単位：百万円）

区分	2009年度	2010年度
預貯金利息	−	−
有価証券利息・配当金	18,924	19,991
公社債利息	17,916	18,892
株式配当金	5	7
外国証券利息配当金	1,003	1,091
貸付金利息	882	928
不動産賃貸料	−	−
その他共計	19,820	20,932

(7) 有価証券売却益明細表

（単位：百万円）

区分	2009年度	2010年度
国債等債券	542	695
株式等	−	−
外国証券	−	−
その他共計	542	695

(8) 有価証券売却損明細表

（単位：百万円）

区分	2009年度	2010年度
国債等債券	7	54
株式等	−	−
外国証券	418	649
その他共計	426	704

(9) 有価証券評価損明細表

（単位：百万円）

区分	2009年度	2010年度
国債等債券	−	−
株式等	−	125
外国証券	−	−
その他共計	−	125

(10) 商品有価証券明細表

該当ありません。

(11) 商品有価証券売買高

該当ありません。

(12) 有価証券明細表

（単位：百万円、%）

区分	2009年度末		2010年度末	
	金額	占率	金額	占率
国債	680,624	62.8	741,441	63.7
地方債	13,236	1.2	19,297	1.7
社債	359,864	33.2	372,007	32.0
うち公社・公団債	171,936	15.9	174,971	15.0
株式	344	0.0	267	0.0
外国証券	29,026	2.7	30,712	2.6
公社債	29,026	2.7	30,712	2.6
株式等	−	−	−	−
その他の証券	−	−	−	−
合計	1,083,096	100.0	1,163,725	100.0

(13) 有価証券の残存期間別残高

（単位：百万円）

区分	2009年度末							2010年度末						
	1年以下	1年超3年以下	3年超5年以下	5年超7年以下	7年超10年以下	10年超（期間の定めのないものを含む）	合計	1年以下	1年超3年以下	3年超5年以下	5年超7年以下	7年超10年以下	10年超（期間の定めのないものを含む）	合計
有価証券	32,478	129,853	181,726	148,985	226,729	363,322	1,083,096	84,791	149,874	144,733	146,259	248,267	389,799	1,163,725
国債	−	95,253	136,876	68,063	36,563	343,867	680,624	63,329	129,573	84,333	24,608	70,877	368,718	741,441
地方債	3,987	1,159	537	−	7,552	−	13,236	1,141	−	530	−	15,181	2,444	19,297
社債	28,491	30,455	34,531	80,921	166,353	19,111	359,864	20,321	13,263	57,793	116,601	145,658	18,369	372,007
株式						344	344						267	267
外国証券	−	2,984	9,780	−	16,261	−	29,026	−	7,037	2,076	5,049	16,548	−	30,712
公社債	−	2,984	9,780	−	16,261	−	29,026	−	7,037	2,076	5,049	16,548	−	30,712
株式等	−	−	−	−	−	−	−	−	−	−	−	−	−	−
その他の証券	−	−	−	−	−	−	−	−	−	−	−	−	−	−
買入金銭債権	−	−	−	−	−	−	−	−	−	−	−	−	−	−
譲渡性預金	−	−	−	−	−	−	−	−	−	−	−	−	−	−
その他	−	−	−	−	−	−	−	−	−	−	−	−	−	−

※「金融商品に関する会計基準」（企業会計基準第10号）に基づく有価証券として取り扱うものを含むこととしています。

(14) 保有公社債の期末残高利回り

（単位：%）

区分	2009年度末	2010年度末
公社債	1.77	1.74
外国公社債	4.15	3.95

(15) 業種別株式保有明細表

（単位：百万円、%）

区分		2009年度末		2010年度末	
		金額	占率	金額	占率
水産・農林業		–	–	–	–
鉱業		–	–	–	–
建設業		–	–	–	–
製造業	食料品	–	–	–	–
	繊維製品	–	–	–	–
	パルプ・紙	–	–	–	–
	化学	–	–	–	–
	医薬品	–	–	–	–
	石油・石炭製品	–	–	–	–
	ゴム製品	–	–	–	–
	ガラス・土石製品	–	–	–	–
	鉄鋼	–	–	–	–
	非鉄金属	–	–	–	–
	金属製品	–	–	–	–
	機械	–	–	–	–
	電気機器	–	–	–	–
	輸送用機器	–	–	–	–
	精密機器	–	–	–	–
	その他製品	–	–	–	–
電気・ガス業		–	–	–	–
運輸・情報通信業	陸運業	–	–	–	–
	海運業	–	–	–	–
	空運業	–	–	–	–
	倉庫・運輸関連業	–	–	–	–
	情報・通信業	–	–	–	–
商業	卸売業	–	–	–	–
	小売業	–	–	–	–
金融・保険業	銀行業	–	–	–	–
	証券、商品先物取引業	344	100.0	267	100.0
	保険業	–	–	–	–
	その他金融業	–	–	–	–
不動産業		–	–	–	–
サービス業		–	–	–	–
合計		344	100.0	267	100.0

(16) 貸付金明細表

（単位：百万円）

区分		2009年度末	2010年度末
保険約款貸付		30,899	31,762
	契約者貸付	26,291	27,113
	保険料振替貸付	4,607	4,648
一般貸付		–	–
（うち非居住者貸付）		（ –）	（ –）
	企業貸付	–	–
	（うち国内企業向け）	（ –）	（ –）
	国･国際機関･政府関係機関貸付	–	–
	公共団体・公企業貸付	–	–
	住宅ローン	–	–
	消費者ローン	–	–
	その他	–	–
合計		30,899	31,762

(17) 貸付金残存期間別残高

該当ありません。

(18) 国内企業向け貸付金企業規模別内訳

該当ありません。

(19) 貸付金業種別内訳

該当ありません。

(20) 貸付金使途別内訳

該当ありません。

(21) 貸付金地域別内訳

該当ありません。

(22) 貸付金担保別内訳

該当ありません。

(23) 有形固定資産明細表

① 有形固定資産の明細

(単位：百万円、%)

区分		前期末残高	当期増加額	当期減少額	当期償却額	当期末残高	減価償却累計額	償却累計率
2009年度	土地	−	−	−（−）	−	−	−	−
	建物	168	10	−（−）	28	149	81	35.2
	リース資産	48	592	4（−）	83	552	86	13.5
	建設仮勘定	−	−	−（−）	−	−	−	−
	その他の有形固定資産	524	560	14（−）	360	710	1,060	59.9
	合計	741	1,163	18（−）	473	1,413	1,228	46.5
	うち賃貸等不動産	−	−	−（−）	−	−	−	−
2010年度	土地	−	−	−（−）	−	−	−	−
	建物	149	88	3（−）	34	200	114	36.3
	リース資産	552	22	−（−）	107	467	193	29.3
	建設仮勘定	−	−	−（−）	−	−	−	−
	その他の有形固定資産	710	424	27（−）	420	687	1,399	63.0
	合計	1,413	535	31（−）	561	1,355	1,707	55.7
	うち賃貸等不動産	−	−	−（−）	−	−	−	−

(注)「当期減少額」欄の（　）内には、減損損失の計上額を記載しています。

② 不動産残高及び賃貸用ビル保有数

(単位：百万円、棟)

区分		2009年度末	2010年度末
不動産残高		149	200
	営業用	149	200
	賃貸用	−	−
賃貸用ビル保有数		−	−

(24) 固定資産等処分益明細表

(単位：百万円)

区分		2009年度	2010年度
有形固定資産		−	−
	土地	−	−
	建物	−	−
	リース資産	−	−
	その他	0	5
無形固定資産		−	−
その他		−	−
合計		0	5
	うち賃貸等不動産	−	−

(25) 固定資産等処分損明細表

(単位：百万円)

区分		2009年度	2010年度
有形固定資産		11	18
	土地	−	3
	建物	−	−
	リース資産	4	−
	その他	7	15
無形固定資産		−	−
その他		−	−
合計		11	18
	うち賃貸等不動産	−	−

(26) 賃貸用不動産等減価償却費明細表

該当ありません。

(27) 海外投融資の状況

① 資産別明細

イ．外貨建資産

(単位：百万円、%)

区分	2009年度末		2010年度末	
	金額	占率	金額	占率
公社債	29,026	100.0	30,712	100.0
株式	−	−	−	−
現預金・その他	−	−	−	−
小計	29,026	100.0	30,712	100.0

ロ．円貨額が確定した外貨建資産

(単位：百万円、%)

区分	2009年度末		2010年度末	
	金額	占率	金額	占率
公社債	−	−	−	−
現預金・その他	−	−	−	−
小計	−	−	−	−

ハ．円貨建資産

（単位：百万円、%）

区　分	2009年度末		2010年度末	
	金　額	占　率	金　額	占　率
非居住者貸付	－	－	－	－
公社債（円建外債）・その他	－	－	－	－
小　計	－	－	－	－

ニ．合　計

（単位：百万円、%）

海外投融資	29,026	100.0	30,712	100.0

（注）「円貨額が確定した外貨建資産」は、為替予約が付されていることにより決済時の円貨額が確定し、当該円貨額を資産の貸借対照表価額としているものです。

② 地域別構成

（単位：百万円、%）

区　分	2009年度末								2010年度末							
	外国証券						非居住者貸付		外国証券						非居住者貸付	
			公社債		株式等						公社債		株式等			
	金額	占率	金額	占率	金額	占率	金額	占率	金額	占率	金額	占率	金額	占率	金額	占率
北米	13,341	46.0	13,341	46.0	－	－	－	－	11,679	38.0	11,679	38.0	－	－	－	－
ヨーロッパ	11,810	40.7	11,810	40.7	－	－	－	－	11,494	37.4	11,494	37.4	－	－	－	－
オセアニア	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－
アジア	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－
中南米	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－
中東	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－
アフリカ	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－
国際機関	3,873	13.3	3,873	13.3	－	－	－	－	7,538	24.5	7,538	24.5	－	－	－	－
合　計	29,026	100.0	29,026	100.0	－	－	－	－	30,712	100.0	30,712	100.0	－	－	－	－

③ 外貨建資産の通貨別構成

（単位：百万円、%）

区　分	2009年度末		2010年度末	
	金　額	占　率	金　額	占　率
米ドル	26,366	90.8	27,653	90.0
ユーロ	2,660	9.2	3,058	10.0
合　計	29,026	100.0	30,712	100.0

（28）海外投融資利回り

（単位：%）

2009年度	2010年度
2.01	1.32

（29）公共関係投融資の概況（新規引受額、貸出額）

該当ありません。

（30）各種ローン金利

該当ありません。

（31）その他の資産明細表

（単位：百万円）

資産の種類	取得原価	当期増加額	当期減少額	減価償却累計額	期末残高	摘要
会員権	24	－	－	－	24	
その他	0	－	－	－	0	
合計	24	－	－	－	24	

5．有価証券等の時価情報（一般勘定）

当社の保有する資産は一般勘定のみで、他の勘定がないため、一般勘定の時価情報は、「Ⅴ－9．有価証券等の時価情報（会社計）」の内容と相違ありません。Ⅴ－9の欄をご参照ください。

Ⅶ. 会社の運営

1. リスク管理の体制

31ページに掲載しています「リスク管理体制」ならびに100ページの「責任準備金対応債券について」をご参照ください。

2. 法令遵守の体制

28ページに掲載しています「コンプライアンス（法令等遵守）の体制」をご参照ください。

3. 第三分野保険に係る責任準備金が健全な保険数理に基づいて積み立てられているかどうかの確認方法並びにその合理性及び妥当性

第三分野保険に係る責任準備金が健全な保険数理に基づいて積み立てられているかを確認するため、当社では支払率に関するストレステストを実施し、責任準備金の積立がそのテストに合格する水準であることを確認しています。

具体的には、第三分野保険の過去の支払実績から将来の支払率を推計し、これに統計処理から得られる100年に1度程度の大幅な支払増加が加わるものとして、今後10年間で支払いに不足が生じないことを確認しています。将来の支払率の推計においては、悪化トレンドがあればその傾向が続くものとするなど、保守的な分析手法を用いています。

なお分析に用いた支払率、分析の単位とした給付区分などを含め、分析手法が合理的かつ妥当なものであることをリスク管理委員会に報告するとともに、保険業法の規定に従い、保険計理人がこれを確認しています。

4. 指定生命保険業務紛争解決機関が存在する場合、当該生命保険会社が法第百五条の二第一項第一号に定める生命保険業務に係る手続実施基本契約を締結する措置を講ずる当該手続実施基本契約の相手方である指定生命保険業務紛争解決機関の商号または名称

41ページに掲載しています「金融分野の裁判外紛争解決制度（金融ＡＤＲ制度）について」をご参照ください。

5. 個人データ保護について

33ページに掲載しています「個人情報の取り扱い」をご参照ください。

6. 反社会的勢力に対する基本方針

24ページに掲載しています「反社会的勢力に対する基本方針」をご覧ください。

Ⅷ. 特別勘定に関する指標等

該当ありません。

Ⅸ. 会社及びその子会社等の状況

該当ありません。

主な保険用語の説明

生命保険をご理解いただく上での便宜を図るため、主な用語を整理しました。本冊子の内容に限らず、皆さまが生命保険について見聞きされる用語を中心に記載していますので、ご利用ください。

ご契約のしおり	ご契約についての重要事項（保障内容、諸手続、税法上の特典など）をわかりやすく説明しているものです。ご契約に際し、必ずご一読ください。
約款	契約からお支払いまでのいろいろな取り決めを記載したものです。
主契約と特約	約款のうち普通保険約款に記載されている契約内容を主契約といい、特約はその主契約の保障内容をさらに充実させるためや、保険料払込方法など主契約と異なる特別なお約束をする目的などで主契約に付加するものです。
保険証券	保険金額や保険期間などの契約内容を具体的に記載したものです。
契約者	保険会社と保険契約を結び、契約上のいろいろな権利（契約内容の変更などの請求権）と義務（保険料支払義務など）を持つ人のことをいいます。
被保険者	生命保険の対象として保険が付けられている人のことをいいます。
保険金受取人・年金受取人	保険金・年金を受け取る人のことをいいます。
保険金・年金	被保険者が死亡または高度障害になられたときなどにお支払いするお金のことをいいます。
給付金	災害または疾病により身体に障害が生じたとき、入院されたとき、手術を受けられたとき、または退院後に通院されたときなどにお支払いするお金のことをいいます。
保険料	ご契約者からお払い込みいただくお金のことをいいます。
告知義務と告知義務違反	ご契約者と被保険者が、ご契約のお申し込みをされるときなどに、現在の健康状態やご職業、過去の病歴など、当社がおたずねする重要なことがらについて、ありのままに報告していただく義務を「告知義務」といいます。当社がおたずねした重要なことがらについて報告がなかったり、故意に事実を曲げて報告された場合などは、告知義務違反として、当社はご契約の効力を消滅させる（解除する）ことができます。
診査	医師扱いのご契約を申し込まれた場合には、当社の指定する医師により問診・検診をさせていただきます。また、団体の健康管理を利用し診断書等の写しに基づく方法、生命保険面接士の観察報告による方法もあります。
契約年齢	ご契約日における被保険者の年齢（満年齢）です。 （例）24歳7ヵ月の被保険者の契約年齢は24歳となります。 なお、ご契約後の被保険者の年齢は、契約年齢に毎年の契約応当日ごとに1歳を加えた年齢をいいます。

責任開始期（日）	申し込まれたご契約の保障が開始される時期を責任開始期といい、その責任開始期の属する日を責任開始日といいます。
契約日	通常はご契約の保障が開始される日（責任開始日）をいい、契約年齢、保険期間などの計算の基準となります。ただし、保険料のお払込方法（経路）により責任開始日と異なる場合があります。
払込期月	第2回以降の毎回の保険料を払い込んでいただく期間のことで、各保険料につき、契約応当日の属する月の初日から末日までをいいます。
契約応当日	ご契約後の保険期間中に迎える毎年の契約日に対応する日のことをいいます。とくに月単位あるいは半年単位の契約応当日といったときは、それぞれ各月、半年ごとの契約日に対応する日のことをいいます。
第1回保険料充当金（相当額）	お申し込みをされるときに払い込まれるお金のことで、ご契約が成立した場合には第1回保険料に充当されます。
責任準備金	将来の保険金などを支払うために、ご契約者が払い込む保険料の中から積み立てられるものをいいます。
失効	猶予期間を過ぎても保険料のお払い込みがなく、かつ保険料の自動振替貸付制度が適用できない場合に、ご契約の効力が失われることです。
解約返戻金	ご契約が解約された場合などに、ご契約者に払い戻されるお金のことをいいます。
保険年度	ご契約日からその日を含めて、1年間を第1保険年度といい、以下順次、第2保険年度、第3保険年度……となります。
保有契約高	個々のお客さまに対して生命保険会社が保障する金額の総合計額です。
新契約高	事業年度（通常4月1日から3月31日までの1年間）において新たに契約した保障金額の総合計額です。
年換算保険料	保険料の払い方には、毎月支払う月払いの他に、年払い、契約当初に一括して支払う一時払いなどがあります。また、契約期間の全期間にわたって支払う方法や一定期間で支払いを終えてしまう方法があります。年換算保険料は、そうした支払い方の違いを調整し、契約期間中に平均して支払うと仮定した場合に、生命保険会社が事業年度末に保有する保険契約から1年間にどのくらいの保険料収入を得ているかを示しています。
ソルベンシー・マージン	保険会社の支払余力を表す指標の一つです。生命保険会社は、将来の保険金などの支払いに備えて責任準備金を積み立てているので、通常予想できる範囲のリスクについては十分対応できます。しかし、環境の変化などによって予想もしない出来事が起こる場合があります。たとえば、大災害や株の大暴落など、通常の予測を超えて発生するリスクに対応できる「支払余力」を有しているかどうかを判断するための行政監督上の指標の一つが、ソルベンシー・マージン比率です。 なお、この比率は経営の健全性を示す一つの指標ではありますが、この比率だけをとらえて経営の健全性のすべてを判断することは適当ではありません。

ディスクロージャー	ここでいうディスクロージャーとは、「企業の経営内容の公開」のことです。 生命保険会社は、どのような事業を行っているのか、経営内容や財務状況はどうなっているのか、どんな保険商品やサービスがあるのか、などの情報を開示しています。 ディスクロージャーによって、経営の透明性が高まるとともに、社会からの評価にさらされることで、より一層の経営努力がはらわれることになります。 生命保険会社は、法律（保険業法第111条）によって、事業年度（4月1日～3月31日）ごとのディスクロージャー誌（「○○生命の現状」「決算のご報告」など名称は会社によって異なります。）を作成することが義務づけられています。 このディスクロージャー資料は、生命保険各社の本社・支社・支部・営業所・事務所等で閲覧できます。

ディスクロージャー誌　三井住友海上きらめき生命の現状2011

2011年 7 月発行
三井住友海上きらめき生命保険株式会社　人事総務部

〒101-8458　東京都千代田区神田錦町3-11-1
TEL　03-5282-8505
URL：http://www.ms-kirameki.com

www.ms-kirameki.com

三井住友海上きらめき生命保険株式会社
MS&AD INSURANCE GROUP
L9009-9　17,000　2011.07　（改）　62